

2026 Disclosure

ディスクロージャー誌

JA 岡山のご案内



岡山市農業協同組合



もみーとめぶたん®



CONTENTS

目次

ごあいさつ	1
1 経営理念	2
2 経営方針	2
3 事業の概況（令和7年度）	3
4 農業振興活動	5
5 地域貢献情報	6
6 リスク管理の状況	8
7 自己資本の状況	15
8 JAの概要	16
1. 機構図	16
2. 役員構成	17
3. 組合員数	17
4. 組合員組織の状況	18
5. 特定信用事業代理業者の状況	19
6. 地区一覧	19
7. 店舗等のご案内	20
9 主な事業の内容	23

経営資料

I 決算の状況

1. 貸借対照表	34
2. 損益計算書	36
3. 注記表	38
4. 剰余金処分計算書	57

II 損益の状況

1. 直近の5事業年度の主要な経営指標	60
2. 利益総括表	60
3. 資金運用収支の内訳	61
4. 受取・支払利息の増減額	61

III 事業の概況

1. 信用事業	
(1) 貯金に関する指標	62
① 科目別貯金平均残高	62
② 定期貯金残高	62
(2) 貸出金等に関する指標	62
① 科目別貸出金平均残高	62
② 貸出金の金利条件別内訳残高	62
③ 貸出金の担保別内訳残高	63
④ 債務保証見返額の担保別内訳残高	63
⑤ 貸出金の使途別内訳残高	63
⑥ 貸出金の業種別残高	63
⑦ 主要な農業関係の貸出金残高	64
⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法 開示債権区分に基づく債権の保全状況	65
⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に 基づく開示債権の状況	65
⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	65
⑪ 貸出金償却の額	66
(3) 内国為替取扱実績	66
(4) 有価証券に関する指標	66
① 種類別有価証券平均残高	66
② 商品有価証券種類別平均残高	66
③ 有価証券残存期間別残高	67

(5) 有価証券等の時価情報等	67
① 有価証券の時価情報	67
② 金銭の信託の時価情報	68
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、 有価証券関連店頭デリバティブ取引	68

IV 経営諸指標

1. 利益率	69
2. 貯貸率・貯証率	69

V 自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項	70
2. 自己資本の充実度に関する事項	71
3. 信用リスクに関する事項	73
4. 信用リスク削減手法に関する事項	78
5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	79
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	79
7. CVAリスクに関する事項	79
8. マーケット・リスクに関する事項	79
9. オペレーショナル・リスクに関する事項	80
10. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	80
11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	81
12. 金利リスクに関する事項	82

VI 連結情報

1. グループの概況	84
(1) グループの事業系統図	84
(2) 子会社等の状況	84
(3) 連結事業概況（令和7年度）	84
(4) 直近の5連結事業年度の主要な経営指標	85
(5) 連結貸借対照表	86
(6) 連結損益計算書	87
(7) 連結注記表	88
(8) 連結剰余金計算書	108
(9) 農協法に基づく開示債権	108
(10) 連結事業年度の事業別事業収益等	109
2. 連結自己資本の充実の状況	109
(1) 自己資本の構成に関する事項	110
(2) 自己資本の充実度に関する事項	111
(3) 信用リスクに関する事項	113
(4) 信用リスク削減手法に関する事項	118
(5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の 取引相手のリスクに関する事項	119
(6) 証券化エクスポージャーに関する事項	119
(7) CVAリスクに関する事項	119
(8) マーケット・リスクに関する事項	119
(9) オペレーショナル・リスクに関する事項	119
(10) 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項	119
(11) リスク・ウェイトのみなし計算が適用される エクスポージャーに関する事項	120
(12) 金利リスクに関する事項	120
3. 財務諸表の正確性等に係る確認	121
4. 会計監査人の監査	121
法定開示項目掲載ページ一覧	122

ごあいさつ



経営管理委員会会長

三宅 雅之



代表理事理事長

岡 信明

組合員・利用者の皆さまには、ますますご健勝にてご活躍のこととお慶び申し上げます。
平素より J A 岡山をご利用、お引き立ていただき厚くお礼申し上げます。

ここに当 J A の業務内容、活動内容等についてご紹介するため、本年も「J A 岡山のご案内(ディスクロージャー誌2026)」を作成いたしました。この小冊子により、J A 岡山に対するご理解を一層深めていただければ幸いに存じます。

さて、J A 岡山では、「農家組合員の所得増大と農業生産の確立・県民による地産地消」の実践と「不断の自己改革によるさらなる進化」を通じた「持続可能な農業・地域共生のみらいづくり」に取り組み、組合員・利用者の皆さまから「なくてはならない」組織で在り続けるため、役職員一丸となって努力してまいります。

また、重要な課題として不祥事再発防止の取り組みおよび内部統制の実効性の確立に努めるとともに、経営の健全性の確保と収支改善に取り組んでまいります。

今後とも地域とのつながりを深め、皆さまに信頼される J A 岡山を目指して事業活動に取り組んでまいり所存でございますので、一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和 8 年 7 月

岡山市農業協同組合

1 経営理念

地域によろこびの種をまく

わたしたちのよろこびは、おいしいとほおぼるみんなの笑顔。

わたしたちのよろこびは、地域みんながすこやかに過ごせる毎日。

そのために地をならし、種をまき、寄り添い、支え、見守ってきました。

地域がよろこびと笑顔にあふれる

わたしたちの思いが咲き続けますように。

かけがえのない日々がいつまでも続きますように。

あなたの未来が豊かなものであるように、わたしたちは種をまき続けます。

2 経営方針

私たち J A 岡山は、第33回岡山県 J A 大会の決議に基づき、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標として、その実現を目指しております。

そのため、組織一丸となって基本目標を実現するため「創造的自己改革」に取り組むこととしております。

また、「ありがとう伝えて広がる協同の和」を合言葉として、感謝の気持ちを込めた協同組合活動を展開することにより、組合員、地域住民、役職員の絆を深め、笑顔や喜びが満ち溢れる J A づくりを目指しています。

(1) 持続可能な地域農業の実現

農業生産の拡大、農家組合員の所得向上、地域の農地の保全、農を通じた豊かな地域づくりを目指します。

(2) 豊かで暮らしやすい地域社会の実現

J A の総合事業・活動を通じて、次代をはじめ組合員・地域住民や関係機関とともに地域を協同で支え、豊かで暮らしやすい地域社会の実現を目指します。

(3) 協同組合としての役割発揮

地域に即した組合員・利用者目線の事業・活動を行い、組合員拡大、資本・財務強化、事業伸長を目指します。

3 事業の概況（令和7年度）

令和7年度決算の概要

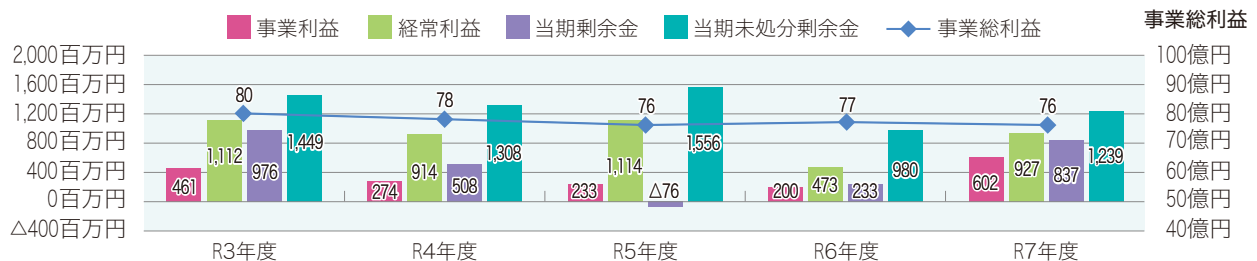
事業総利益	7,603百万円
事業利益	602百万円
経常利益	927百万円
当期剰余金	837百万円
当期末処分剰余金	1,239百万円

令和7年度決算は、依然として不安定な国際情勢等によるエネルギー価格の高止まりや、日銀の政策金利の上昇などの影響により、厳しい経営環境ではありましたが、組合員・利用者の皆さまの事業活動に対するご理解・ご協力と経費見直しに継続して取り組んだ結果、収支面では事業利益、経常利益ともに計画に対して上回る結果となりました。

組合経営においては、「J A 岡山不祥事再発防止策（兼整備計画）」の実践により、不祥事の再発防止に取り組むとともに内部統制の整備を進め、法令等遵守態勢、内部けん制体制、内部監査体制の強化を図りました。

また、7月には合併25周年を迎え、公式キャラクター「もみー」と「めぶたん」の製作や、「地域ふれあい活動」の実施、さらには各種記念イベントの開催等により、「J A とのつながり強化」や「J A ファンづくり」に努めました。

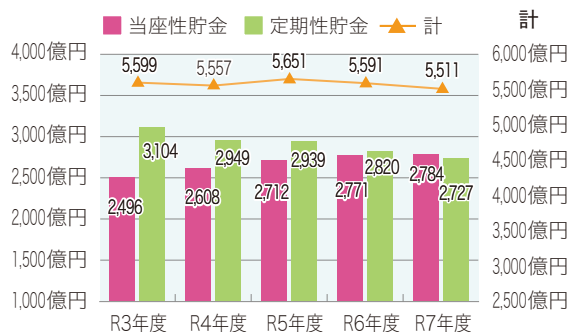
決算概要の推移



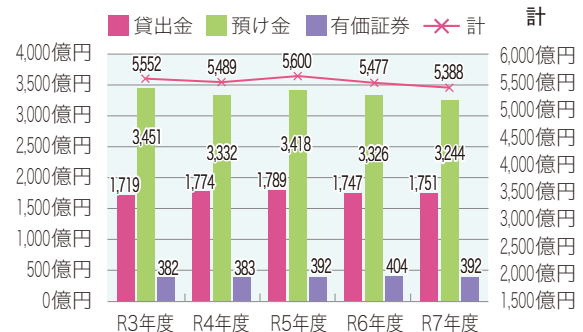
主要事業の実績

信用事業

貯金残高の推移

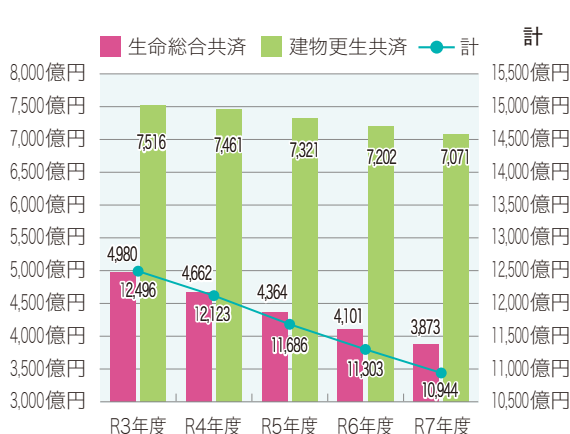


貸出金・預け金・有価証券残高の推移

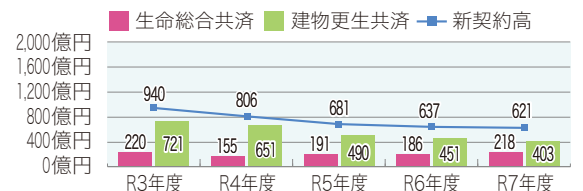


共済事業

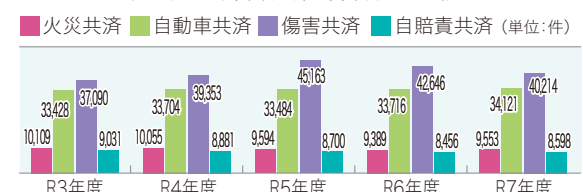
長期共済保有高の推移



長期共済新契約高の推移

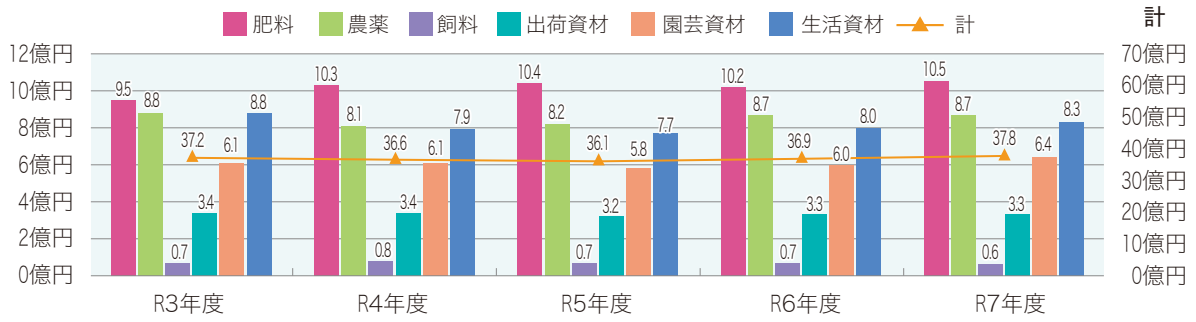


短期共済新契約件数の推移



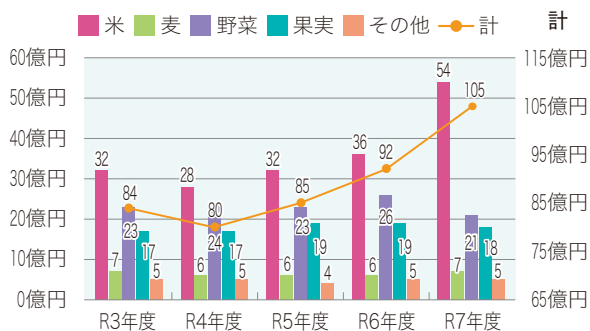
購買事業

購買品供給・取扱高の推移(直売所除く)

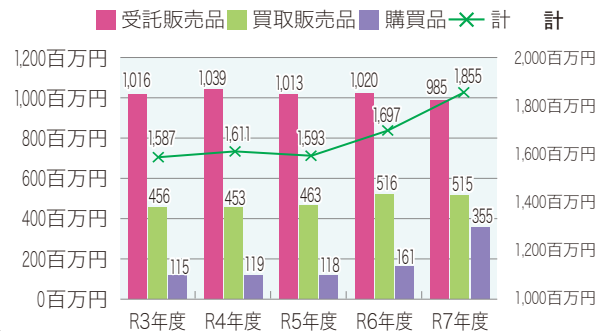


販売事業

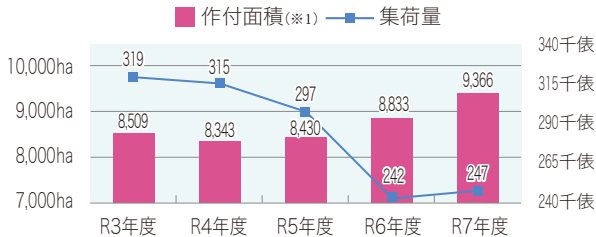
販売品販売・取扱高の推移(直売所除く)



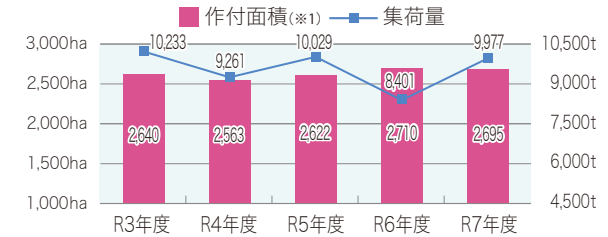
農産物直売所取扱高の推移



米の作付面積・集荷量の推移



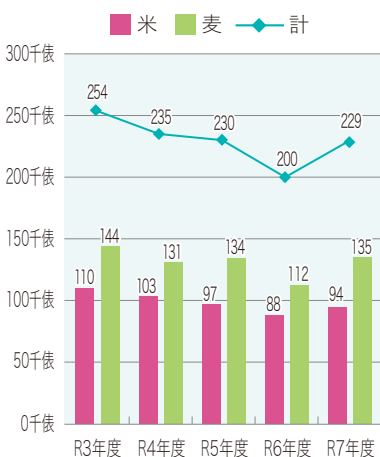
麦の作付面積・集荷量の推移



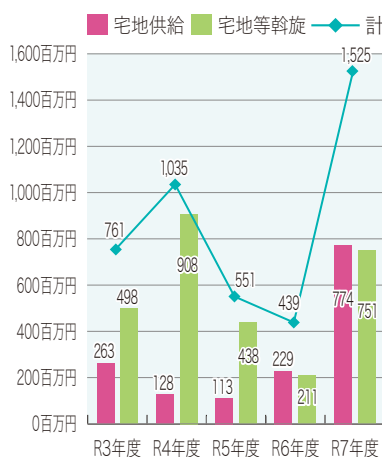
(※1)米・麦の作付面積は、地区内の各地域農業再生協議会実績によります。

その他の事業

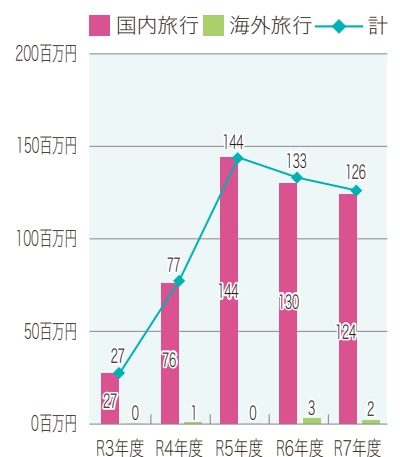
大型共同乾燥調製施設
処理量の推移



宅地等供給高の推移



旅行取扱高の推移



4 農業振興活動

農業関係の持続的な取り組み

「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」の実現に向けて

「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」の実現に向けて次の取り組みを実施しております。

(1) 「営農振興計画」に基づいた営農指導体制の充実等による農畜産物の生産振興	○「営農振興計画」に基づき農畜産物の生産振興ならびに営農指導機能の強化・充実を図るとともに、「営農振興支援事業」を活用し、担い手経営体の育成・支援による産地の維持・発展に取り組んでいます。 ○T A C指導員体制を構築し、営農指導機能の強化・充実を目的にT A Cリーダー会議を通じて本所・営農センター間の営農活動に関する情報共有と連携を図るとともに、管内農家への訪問活動を通じて「よりよい営農活動」の実践に取り組んでいます。 ○米の安定多収生産の確立に向けて、人工衛星による水稻生育状況の画像解析技術を活用した「栽培管理支援システム」の利用方法の確立と効率的運用を図り、スマート農業の普及拡大に取り組んでいます。また、高温耐性品種「つやきらり」の普及拡大に向けて、肥料ならびに直播適性試験に取り組むとともに、優良種子の安定供給に向けて採種圃場の確保に取り組んでいます。 ○麦では、土壌診断を実施し、適正な土づくり指導による高品質・安定生産に向けた生産振興に取り組むとともに、粗タンパク含量向上に向けた実肥施肥指導に取り組んでいます。 ○野菜では、「営農振興支援事業」を活用し、既存産地の生産面積の維持・拡大を図るとともに、重点振興品目の提案型作付推進による生産拡大に取り組んでいます。 ○果樹では、「もも」「ぶどう」等の高品質・安定生産に向けた高温対策技術の普及と計画的な苗木の新改植により産地規模の維持・拡大に取り組んでいます。
(2) 意欲ある担い手経営体の確保・育成	○意欲ある担い手の確保・育成を目的として、行政と連携した各種事業に取り組んでいます。 ○新規栽培者の掘り起こしと産地の活性化を目的として、「ぶどう農業塾」をはじめとする各種栽培講習会を開催し、農業生産基盤の底辺拡大に取り組んでいます。
(3) 農業関連資材の安定供給	○肥料大口購入先への農家直送や低コスト肥料の提案等による生産コストの低減ならびに予約購買を基軸とした主力商品の安定供給に取り組んでいます。 ○生産コスト低減のため、J Aおかやま専用（早生・中晩生・晩生）の15kg袋低コスト水稻肥料および大型規格農薬の普及推進に取り組み、また、良品質な野菜専用肥料の開発に向け、メーカーと共同して実証試験に取り組んでいます。
(4) 安全・安心な農畜産物の安定供給体制の確立と販売促進	○多様化する実需者ニーズへの対応と重点取引先等との連携強化を図り、農畜産物の有利販売に努め、農家所得の向上に取り組んでいます。 ○米では、米穀卸・実需者等との結び付きの強化を図り有利販売を行うとともに、環境循環型農業の一環として「里海米」の取扱拡大と「買取米契約販売」の拡大に取り組んでいます。また、米の消費拡大を目的に、食味ランキング「特A」取得の「きぬむすめ」「にこまる」のブランド化を図るとともに、「つやきらり」の有利販売に向けて出荷数量確保に取り組むとともに、消費者直接販売として「今摺り米」や「プライベートブランド米」の販売促進に取り組んでいます。 ○野菜では、重点振興品目の出荷量確保と販売強化に努めるとともに、重点取引市場への産地情報発信と連携強化により、値決め販売等を通じて有利販売に取り組んでいます。 ○果実では、もも・ぶどうの重点取引市場への安定供給と販売強化に努めています。 ○花卉では、関係機関と連携し、花育活動などを通じて管内花卉のP R活動に取り組んでいます。 ○農産物直売所では、新規出荷会員の確保と委託輸送の拡充による品揃えの充実を図り、集客力向上に取り組むとともに、各種イベントの開催とSNSを活用した情報発信により、地域住民との交流の場として「にぎわいの創出」に取り組んでいます。

○一次加工品では、清水白桃シラップ漬け、みかん果汁、ぶどう果汁を委託製造し、県内外の大手菓子製造メーカー等への販売により農産物の付加価値向上に取り組むとともに、企業連携による6次化商品の販売を通じて④青果物の魅力向上に取り組んでいます。

地域密着型金融への取り組み（中小企業等の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況を含む）

(1) 農業者等の経営支援に関する取組方針	○県域農業金融センターと連携し、新規就農者等に対し確実な訪問活動を実施 ○農業者等のニーズを捉え、金融を中心とする各種サービスの提供を実施
(2) 農業者等の経営支援に関する体制整備	○信用部門と営農部門との連携による農業者等への経営支援体制の整備 ○農業融資担当者の知識向上のための研修会の実施 ○「J Aバンク農業金融プランナー」資格の取得 34名
(3) 農業者等への支援対応力強化	○農業者宅への訪問頻度の向上 ○農業金融に関する情報提供 ○農業者の営農計画を踏まえた資金ニーズの的確な把握 ○J Aバンク利子助成の効果的な活用 ○農業資金残高 2,133百万円 融資実績数：609件
(4) 農業者等のニーズに対応できる農業融資担当者の配置	○本所4名、支所77名配置

5 地域貢献情報

全般に関する事項

協同組織の特性

当J Aは、岡山市（東区瀬戸町を除く）、玉野市、瀬戸内市および加賀郡吉備中央町の加茂川地区を事業区域として、農業者を中心とした地域住民の方々が組合員となって、相互扶助（お互いに助け合い、お互いに発展していくこと）を共通の理念として運営される協同組織であり、地域農業の活性化に資する地域金融機関です。

当J Aの資金は、その大半が組合員・利用者の皆さまからお預かりした、大切な財産である「貯金」を源泉としています。当J Aでは資金を必要とする組合員・利用者の皆さまや、地方公共団体などにもご利用いただいています。

当J Aは、地域の一員として、農業の発展と健康で豊かな地域社会の実現に向けて、「地域によるこびの種をまく」を経営理念として掲げて事業活動を展開しています。

また、J Aの総合事業を通じて各種金融機能、サービス等を提供するだけでなく、地域の協同組織として、農業や助け合いを通じた社会貢献に努めています。

組合員数・出資金	組合員数 正：23,267 准：29,810 出資金 10,652百万円
----------	--------------------------------------

1. 地域からの資金調達の状況

(1) 貯金残高	551,078百万円
(2) 貯金商品	当J Aの特徴的商品として、年金優遇型定期・年金福祉型定期・年金優遇福祉型定期・退職金専用金利優遇型定期・相続資産専用金利優遇型定期の提供

2. 地域への資金供給の状況

(1) 貸出金残高	175,140百万円
(2) 制度融資取扱状況	農業近代化資金・農業経営改善促進資金（スーパーS）・就農支援資金等
(3) 融資商品	当J Aの主力商品として、J A住宅ローン・J Aマイカーローンの提供

3. 農業振興活動・文化的・社会的貢献に関する事項（地域とのつながり）

(1) 農業振興活動	○食農教育の取り組み ○担い手・新規就農者の育成・支援 ○経営複合化・法人化への支援・協力
(2) 文化的・社会的貢献に関する事項	○学校給食への地元農産物の提供支援 ○地域行事への参加 ○高齢者福祉活動への取り組み ○税務相談会の開催 ○各種募金活動の窓口協力 ○図画・作文・書道コンクール等の開催
(3) 情報提供活動	○JA広報誌「ぱれっと」 ○コミュニティ誌「あぐろぐOKAYAMA」の発行（6月・1月頃予定） ○ホームページやSNSを通じた組合員・利用者の皆さまへの情報提供
(4) 店舗体制	○本所 1, 支所 39, ローンセンター 1, 不動産開発課 1, 営農センター 7, 資材店 7, 農産物直売所 5

4. SDGsに貢献する取り組みについて

JA岡山のSDGsに貢献する取り組みについて

SDGsの経済・社会・環境の3側面にもとづく17の目標の実践について、「食」と「農」を基軸とした「協同組合」であるJAの特性をふまえ、3つの分野、6つの取り組みに整理しました。JAグループとして「食と農を基軸として地域に根差した協同組合」を目指し、持続可能な地域農業・地域社会づくりにむけ、事業を通じて貢献していきます。

食料・農業事業分野

①持続可能な食料の生産と農業の振興



安定的な食料供給と農業従事者への各種支援など不断の自己改革の取り組みを通じて、担い手の確保・育成や農業所得・農業生産の拡大に努めます。また、耕作放棄地の発生抑制など農地の保全・活用を進めます。



②持続可能なフードシステムの構築



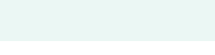
日本で食べるものは、日本で作る「国産国産」や地域で作ったものは地域で消費する「地産地消」を推進しています。農産物直売所の活性化にむけ、出荷会員への店舗情報発信と、委託輸送拡充による品ぞろえの充実に取り組んでいます。



③農業生産における環境負荷の低減



農畜産物の生産に必要な肥料・農薬の使用に対して、使用前後の周辺環境・器具等の点検や使用量の確認などの使用基準の遵守を徹底し、使用に伴い発生するプラスチックゴミの廃棄や違法な焼却を防止するなど、環境および人体への影響に配慮した生産資材の適切な処理を促すための営農指導を行っています。



④農業のもつ多面的機能の発揮



農業・農村は生産面だけの機能ではなく、洪水・土砂崩れ防止機能、水資源かん養機能、大気調整機能、生物多様性保全機能、体験農業等の食農教育の場など環境面・文化面でさまざまな機能を有しており、その保全に寄与しています。



地域・くらし事業分野

⑤安心して暮らせる持続可能な豊かな地域社会づくり



地域にくらす組合員・地域住民に対して地域に根ざす協同組合としての役割を積極的に果たしていきます。また、健康増進活動や助けあい活動を通じて、組合員・地域住民が健康で自立した生活ができるように支援します。



協同・組織運営分野

⑥多様な関係者・仲間との連携・参画



地域でくらすすべての人が生きがいを持ってともに成長し続ける社会に貢献します。

女性の運営参画や、民主的な意思決定によるアクティブメンバーシップの推進、また、協同組合や商工会、地方公共団体等、多彩な組織とのパートナーシップを通じて、地方創生に取り組みます。



5. 経営者保証に関する取り組み

当 J A は、経営者保証に関するガイドライン研究会（全国銀行協会および日本商工会議所が事務局）が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を遵守し、経営者保証に依存しない融資慣行の浸透・定着に取り組んでいます。お客さまからのご相談お申込みには、本ガイドラインおよび組合の「経営者保証に関する取組方針」に基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

経営者保証に関する取組方針

岡山市農業協同組合は、「経営者保証に関するガイドライン」を尊重し、その趣旨や内容を踏まえた以下の取組方針を定め、経営者保証に依存しない融資慣行の浸透・定着に努めてまいります。

1 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている場合、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達の要請を受けた場合には、当該法人の経営状況、資金使途、回収可能性等を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性、代替的な融資手法を活用する可能性について、取引先の意向も踏まえた上で検討します。

2 経営者保証の契約時の対応について

- (1) 農業者等との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 保証金額については、農業法人等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、形式的に保証金額を融資額と同額とはせず、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、主たる債務者及び保証人の適時適切な情報開示姿勢等を総合的に勘案して設定します。

3 既存の保証契約の適切な見直しについて

- (1) 農業者等から既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性等の検討を行うとともに、その結果について主たる債務者及び保証人に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。
- (2) 事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について主たる債務者及び後継者に対し、丁寧かつ具体的な説明を行います。
また、前経営者から保証契約の解除を求められた場合には、保証契約の解除について適切に判断します。

4 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の手元に残すことのできる残存資産の範囲について、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任、破産手続における自由財産の考え方や標準的な世帯の必要生計費の考え方との整合性等を総合的に勘案して決定します。

6 リスク管理の状況

リスク管理体制

組合員・利用者の皆さまに安心して J A をご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理体制を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理方針」・「リスク管理規程」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

この方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

また、昨今の国際情勢をふまえ、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用防止対策（マネロン等対策）の重要性はこれまでになく高まっています。当 J A ではマネロン等対策を重要課題の 1 つとして位置付け、リスクに応じた対策を適切に講じています。

リスク管理方針

岡山市農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、経営の健全性を維持し、組合員や地域住民に貢献していくためにも、各分野においてリスクを管理していくことが不可欠であり、リスク管理態勢を構築していくことが必要であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

① 当組合は、組合内に潜むリスクの所在、種類、影響度を的確に認識し、理事会において各種リスクに関する検討を行い、組合内にリスク管理を重視する組織風土を構築します。

② 当組合は、リスク管理の徹底を図るため、諸規程、組合の体制等を整備し、また、業務に精通した人材の育成・配置を行い、組合全体でリスク管理を推進できる体制を維持します。

③ 当組合は、組合内の種々のリスクに対して、リスクの種類に応じた測定・モニタリング・管理手法を構築し、内部監査の結果等を通じ、測定・モニタリング・管理手法の高度化を図るよう努めます。

④ 当組合は、理事会においてリスク情報の収集と検討を行い、リスク管理に関して的確に意思決定を行うよう努めます。

⑤ 当組合は、リスク管理の的確性・有効性について継続的な内部監査の実施に努めます。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少ないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAは、個別の重要案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本所に審査課を設置し各支所と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については、企画部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし、定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達 mismatches や予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）および市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーショナル・リスク管理

オペレーショナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外生的な事象による損失を被るリスクのことです。

当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスクおよび流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリ

スクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続に係る各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とするとともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応および改善が迅速・正確に反映できるよう努めています。

⑤ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施しています。

⑥ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。

当JAでは、コンピュータシステムの安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「情報セキュリティ基本方針」等を策定し、当JAの情報およびお客さまからお預かりした大切な情報のセキュリティの確保と改善に努めています。

情報セキュリティ基本方針

岡山市農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- ① 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに係る諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
- ② 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害等が発生しないよう努めます。
- ③ 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- ④ 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- ⑤ 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。

金融円滑化への取り組み

当JAは、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を、「当JAの重要な役割のひとつ」として位置付け、その実現に向けて取り組んでいます。

金融円滑化法の期限到来後においても、「金融円滑化にかかる基本的方針」に基づき、お客さまからのご相談・お申込みには、引き続き真摯かつ丁寧な対応を心がけてまいります。

法令等遵守体制

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば、組合員・利用者のお客さまからの信頼を得るためには、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の最重要課題として位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上につながるとの観点に立ち、コンプライアンスに基づいた経営に取り組みます。

コンプライアンス基本方針

国内外における社会経済情勢の変化等によりＪＡ岡山の運営のあり方そのものが強く問われています。ＪＡ岡山は協同組合として基本的使命と社会的責任を負っており、法令遵守を他企業以上に徹底することが求められています。そのために自己責任原則に基づき徹底した自己規律・自助努力のもと、法令等を遵守しディスクロージャーと説明責任を重視した透明性の高い業務運営を行っていきます。現在、ＪＡ岡山はコンプライアンス経営の徹底を目指し、次の事項に取り組んでいます。

- ① コンプライアンス・プログラムを策定し、コンプライアンス実践計画を明確化しています。
- ② コンプライアンス統括部署を設置し、体制強化を図っています。
- ③ 各部署にコンプライアンス担当者を選任し、コンプライアンス風土の醸成に努めています。
- ④ コンプライアンスに関する役職員研修を実施し、対応強化を図っています。
- ⑤ 組合員等利用者の正当な利益の保護と利便の確保のため、相談・苦情等に対応する部署を定め、適切に対応しています。
- ⑥ 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、確固たる信念をもって、排除の姿勢を堅持しています。
- ⑦ 適正な人事ローテーションを実施し、不正の防止に努めています。
- ⑧ ＪＡ内部の不正に対し懲戒委員会要領等に基づき、厳正に対処しています。
- ⑨ 情報開示に努め、ディスクロージャー誌を各事務所に備えおき、利用者がいつでも情報を入手できるようにしています。

利用者保護等管理体制

当ＪＡでは、利用者保護等に係る「利用者説明管理責任者」「利用者サポート等管理責任者」「利用者情報管理責任者」「外部委託管理責任者」「利益相反管理責任者」を定め、利用者保護等に関する様々な施策を実践することにより、お客さまからのご要望や苦情等に適切に応える体制としています。

利用者保護等管理方針

岡山市農業協同組合（以下「当組合」という。）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む事業の組合員等利用者（組合員等利用者になろうとする者を含み、以下「利用者」という。）の正当な利益の保護と利便の確保のため、以下の方針を遵守する。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行っていく。

- ① 利用者に対する取引の説明、商品の説明および経営相談等に対する情報提供を適切かつ十分に行う。（金融円滑化の観点からの対応を含む。）
- ② 利用者からの相談・苦情等については、公正・迅速・誠実に対応し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。（金融円滑化の観点からのものを含む。）
- ③ 利用者に関する情報については、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
- ④ 当組合が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう努める。
- ⑤ 当組合との取引に伴い、当組合の利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反管理のための態勢整備に努める。

金融商品の勧誘方針

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等の勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さまに対して適正な勧誘を行います。

- ① 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
- ② 組合員・利用者の皆さまに対し、商品内容や当該商品のリスクの内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
- ③ 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
- ④ 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
- ⑤ 組合員・利用者の皆さまに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
- ⑥ 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

個人情報保護方針

岡山市農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取り扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取り扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令及び個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取り扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令及びガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下同様とします。

2 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合及び法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の達成に必要な範囲内でのみ個人情報を利用します。

ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、又は公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4 安全管理措置

当組合は、取り扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、ま

た安全管理のために必要・適切な措置を講じ従業者及び委託先を適正に監督します。

個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適切な措置を講じます。

6 第三者提供の制限

当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。

また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。

7 機微（センシティブ）情報の取扱い

当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地・本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。

8 開示・訂正・利用停止等

当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示・訂正・利用停止等に応じます。

保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。

9 苦情窓口

当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。

10 継続的改善

当組合は、個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

金融ADR制度への対応

① 苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備の上、その内容をホームページ・店頭への備え置き等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

信用事業における苦情等受付窓口

■ JAバンク相談・苦情等受付窓口（各支所、本所営業課および信用部信用課）

■ JAバンク相談所（一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所）

※ 受付時間：午前9時～午後5時（月～金）（祝日および金融機関の休業日を除く）

共済事業における苦情等受付窓口

■ JA共済相談・苦情等受付窓口（各支所、本所営業課および共済部共済課）

■ J A 共済相談受付センター（J A 共済連全国本部）

※受付時間：午前9時～午後6時（月～金）、午前9時～午後5時（土）（日、祝日および12月29日～1月3日を除く）

② 紛争解決措置の内容

苦情等への対応は当 J A が行いますが、ご利用の皆さまが外部の紛争解決機関を利用して解決を図ることを希望される場合は、次の外部機関をご紹介します。

信用事業

■ 岡山弁護士会仲裁センター

■ 東京弁護士会紛争解決センター（電話：03 - 3581 - 0031）

■ 第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03 - 3595 - 8588）

■ 第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03 - 3581 - 2249）

※ J A バンク相談所を通じてのご利用となりますので、当 J A の J A バンク相談・苦情等受付窓口または J A バンク相談所にお申し出ください。

なお、岡山弁護士会岡山仲裁センター以外の弁護士会については、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）の仲裁センターでは、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法があります。

① 現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。

② 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

※ 現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的内容は J A バンク相談所または東京三弁護士会仲裁センターにお問合せください。

共済事業

■ 一般社団法人 日本共済協会 共済相談所

■ 一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構

■ 公益財団法人 日弁連交通事故相談センター

■ 公益財団法人 交通事故紛争処理センター

■ 日本弁護士連合会 弁護士費用保険 ADR

※ 当 J A にご連絡いただければ、上記外部機関をご紹介しますとともに、手続きの概要等の情報をご提供します。

連絡先等の詳細は、ホームページまたは店頭でご確認ください。

利益相反管理方針

岡山市農業協同組合（以下、「当組合」といいます。）は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を次のとおり定めるものとします。

1 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当組合の行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客さまの利益を不当に害するおそれのある取引をいいます。

2 利益相反のおそれのある取引の類型

「利益相反のおそれのある取引」の類型および主な取引としては、以下に掲げるものが考えられます。

- (1) お客さまと当組合の間の利益が相反する類型
○抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合
○秘密保持契約を締結して特定部署が入手したお客さまの情報が他の部署に漏洩し、他の取引に利用される場合
- (2) 当組合の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型
○グループ会社との取引に際し、アームズ・レング

ス・ルールに違反する場合

- 接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合

3 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

- (1) 利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化します。
- (2) 各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認します。
- (3) 利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告します。
- (4) 各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談します。

- (5) 利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行います。

4 利益相反の管理の方法

当組合は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- (1) 対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法
- (2) 対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法
- (3) 対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当組合が負う守秘義務に違反しない場合に限りです。）
- (4) その他対象取引を適切に管理するための方法

5 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措

置については、当組合で定める内部規則に基づき適切に記録し、保存いたします。

6 利益相反管理体制

- (1) 当組合は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当組合全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定めます。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないものとし、また、当組合の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努めます。
- (2) 利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善いたします。

7 利益相反管理体制の検証等

当組合は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

反社会的勢力等との関係遮断

当JAは、反社会的勢力等排除に向けた社会的責任を十分に認識し、確固たる信念・姿勢を堅持して断固とした姿勢で臨むとともに、マネー・ローンダリング、テロ資金供与対策についても、国際的に取組強化が要請されていることから「マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針」を定め、組織的対応を行っています。

マネー・ローンダリング等および反社会的勢力等への対応に関する基本方針

岡山市農業協同組合（以下「当組合」という。）は、事業を行うにつぎまして、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組むとともに、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

【管理態勢等】

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、経営戦略における重要な課題の1つとして位置付け、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、経営陣が管理態勢確立等について主導性を発揮し、フォワード・ルッキングなギャップ分析、組織横断的な対応の高度化、専門性や経験を踏まえた経営レベルでの戦略的な人員確保・教育・資源配分等を実施し、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

【マネー・ローンダリング等の防止】

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを国家公安委員会が公表している犯罪収益移転危険度調査書

やその他ガイドラインを勘案し、適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

【反社会的勢力等との決別】

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力による不当要求を拒絶します。

【職員の安全確保】

当組合は、マネー・ローンダリング等防止および反社会的勢力等に対して、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

【外部専門機関との連携】

当組合は、警察、公益財団法人岡山県暴力追放運動推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

内部監査体制

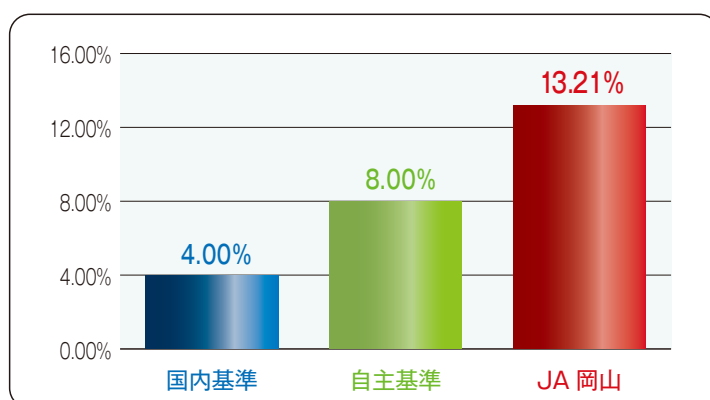
当JAでは、内部監査部門を被監査部署から独立して設置し、経営全般にわたる管理および各部門の業務の遂行状況を内部管理体制の適切性と有効性の観点から検証・評価を行い、改善方法の提言などを通じて円滑な業務運営の維持・向上に努めています。

また、内部監査はJ Aの本所・支所・営農センター等のすべてを対象とし、年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は理事長および常勤監事に報告したのち被監査部門に通知し、改善取組状況を確認しています。なお、監査結果の概要は定期的に経営管理委員会および理事会に報告していますが、特に重要な事項については、直ちに理事会・理事長および常勤監事に報告し、速やかに適正な措置を講じることとしています。

7 自己資本の状況

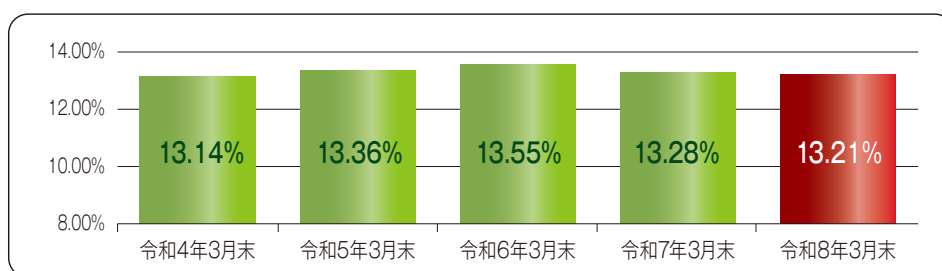
自己資本比率の状況

当J Aでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理および業務の効率化等に取り組んだ結果、令和8年3月末における自己資本比率は、**13.21%**となりました。



※ 自己資本比率は、国内基準を採用する金融機関では**4%以上**が必要とされています。なお、JAバンクでは**8%以上**を自主基準としています。

単体自己資本比率の推移



経営の健全性の確保と自己資本の充実

当J Aの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

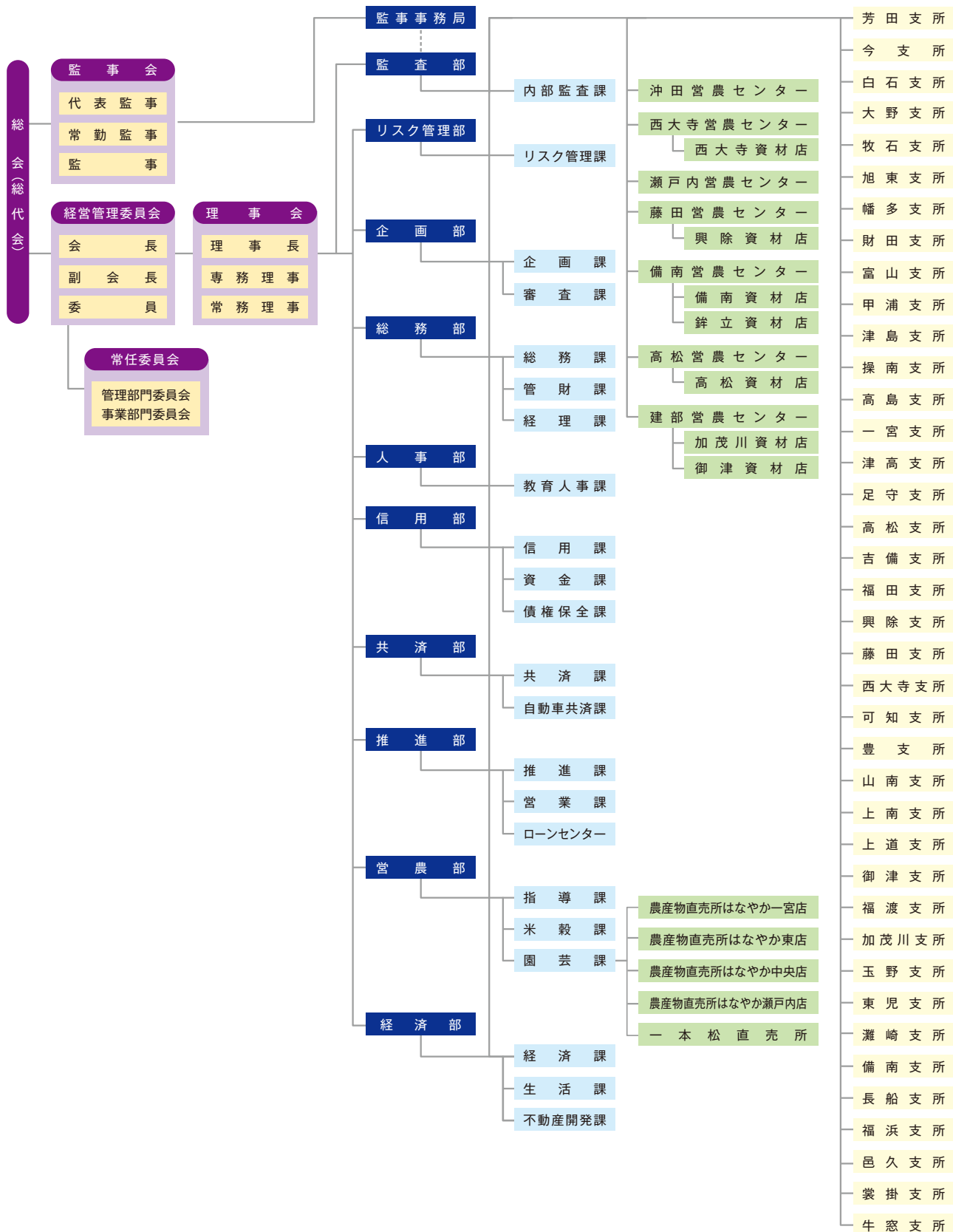
項 目	内 容
発行主体	岡山市農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	10,652百万円（前年度 10,729百万円）

当J Aは、「自己資本比率算出規程」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当J Aが抱える信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理およびこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

8 JAの概要

1. 機構図

令和8年7月1日現在



2. 役員構成

令和8年7月1日現在

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
経営管理委員会会長	三宅 雅之	//	小林 正明
経営管理委員会副会長	齋藤 準治	//	金居 正彦
経営管理委員	藤澤 輝久	//	藤岡 昭平
//	亀山 満	//	福本 一成
//	長瀬 孝司	//	石井 謙吾
//	伏見 正彦	//	笹井 光治
//	岩崎 伯紀	//	河合 直美
//	片岡 靖登	//	布野 浩子
//	小山 健生	//	大園 斉幸
//	光森 正豪	代表理事理事長	岡 信明
//	野上 芳男	代表理事専務	難波 信也
//	木村 吉成	常務理事	太田 誠一
//	宮武 聡一郎	//	小西 孝志
//	田口 裕士	//	山本 到
//	余傳 幸治	代表監事	藤田 眞樹
//	籠井 哲夫	常勤監事	片岡 一明
//	三宅 良和	監事	白石 康彦
//	斉藤 一治	//	人見 壱郎
//	岡本 正志	//	中野 昭文
//	奥田 康広	//	矢吹 勉
//	岡崎 博	//	河野 高幸
//	小山 弘策	//	千田 康弘
		員外監事	三垣 順一

3. 組合員数

(単位：人、団体)

区 分	令和6年度	令和7年度	増 減
正 組 合 員	23,981	23,267	△ 714
個 人	23,801	23,074	△ 727
法 人	180	193	13
准 組 合 員	28,930	29,810	880
個 人	28,648	29,534	886
法 人	282	276	△ 6
合 計	52,911	53,077	166

4. 組合員組織の状況

令和8年7月1日現在

① 生産者組織

ア. 米麦等生産部会等

地区	組 織 名	構成員数
中央	J A岡山有機農産物栽培研究会	6 名
中央	高島雄町米振興会	22
中央	J A岡山中央雄町米生産部会	6
中央	J A岡山中央里海米生産部会	13
東	西大寺新農業経営者クラブ	19
東	東水田作経営者会議	29
東	西大寺雄町研究会	7
東	邑久町種子生産組合	23
東	有機栽培研究会	7
東	せとうち畜産部会	12
南	吉備地区農作業受託部会	4
南	吉備地区農作業刈取部会	3
南	福田地区黒大豆生産者組合	10
南	興除地区良質麦生産部会	35
南	良質米生産団地育成協議会	287
南	興除雄町米生産組合	5
南	藤田良質米生産部会	280
南	藤田雄町部会	8
南	藤田良質麦生産部会	150
南	藤田里海米研究会	95

地区	組 織 名	構成員数
南	水稻種子生産部会	26 名
南	ビール麦種子生産部会	9
南	藤田農作業受託部会	8
南	興除新農業経営者クラブ	12
南	藤田農業後継者クラブ	10
南	藤田朝日ブランド米生産部会	38
南	藤田有機農業研究会FOFA	3
南	玉野市新農業者クラブ	12
南	灘崎町新農業者クラブ	16
南	備南地区米麦部会	8
南	灘崎水田作経営者部会	7
西	一宮3Mクラブ	15
西	津高スリーAクラブ	8
西	足守若葉会	11
西	J A岡山西地区良食味米生産部会	12
西	津高農作業受託部会	15
西	津高経営者クラブ	12
北	J A岡山和牛部会加茂川支部	9
北	J A岡山御津雄町米生産部会	10

イ. 青果物生産部会等

地区	組 織 名	構成員数
中央	岡山市農協青果物生産組合	688 名
中央	レタス部会	11
中央	牧石ねぎ部会	17
中央	黄ニラ部会	21
中央	根菜部会	6
中央	パクチー部会	4
中央	高島支部お飾り部会	6
中央	旭東支部果菜部	3
中央	旭東支部葉菜部	3
中央	パセリ部会	2
中央	土田青果物出荷組合(ぶどう部会)	4
中央	沢田生産組合	17
中央	青果物出荷組合(ぶどう部会)	11
中央	高島支部ほうれんそう部会	5
中央	桃部会(原分区)	1
中央	牟佐果樹支部(向山出荷組合)	2
中央	軟弱野菜部会	19
中央	キャベツ部会	14
中央	タマネギ部会	16
中央	谷万成温室ぶどう組合	4
東	西大寺ぶどう部会	103
東	西大寺いちご部会	14
東	梨出荷組合	9
東	西大寺野菜部会	37
東	西大寺レタス部会	3

地区	組 織 名	構成員数
東	大宮もも部会	14 名
東	上道ぶどう部会	21
東	長船果樹部会	18
東	長船花卉部会	5
東	長船蔬菜部会	9
東	せとうち生産組織運営協議会	492
東	牛窓白菜・キャベツ部会	87
東	ぶどう部会(裳掛支部)	31
東	牛窓夏野菜部会	80
東	せとうちミニトマト部会	7
東	種馬鈴薯部会	18
東	ぶどう部会(邑久支部)	20
東	せとうち菊菜部会	9
東	せとうちアスパラガス部会	10
東	みかん部会	21
東	せとうちレモン部会	42
南	南ぶどう部会	5
南	吉備いちご部会	2
南	福田いちじく部会	5
南	吉備葉菜部会	6
南	藤田施設茄子部会	6
南	興除施設茄子部会	3
南	藤田レタス部会	22
南	藤田レンコン部会	2
南	藤田たまねぎ部会	17

地区	組 織 名	構成員数
南	岡山 藤田西瓜部会	8 名
南	岡山 備南施設茄子部会	53
南	岡山 備南蓮根部会	2
南	岡山 灘崎ぶどう部会	67
南	岡山 灘崎柿部会	10
南	岡山 南梨部会	7
南	岡山 南エリアベジフル部会	21
南	岡山 南レモン部会	15
南	玉野ユーカリ生産組合	5
南	岡山 玉野花卉部会	7
西	岡山 一宮選果場果樹部会モモ部	294
西	岡山 一宮選果場果樹部会ナシ部	4
西	岡山 一宮いちご部会	6
西	岡山 足守花卉部	13
西	岡山 足守メロン部	8
西	岡山 高松有機無農薬野菜生産組合 ふるさと会	3
西	岡山 足守椎茸部	6
西	岡山 高松有機無農薬野菜生産組合 みどり会	11
西	岡山 足守なす部	6

地区	組 織 名	構成員数
西	岡山 足守ぶどう部	2 名
西	岡山 高松いちじく部会	4
西	岡山 悦桃部会	5
西・北	岡山 温室ぶどう部会	178
北	岡山 加茂川花卉生産部会	11
北	岡山 加茂川ぶどう部会	45
北	岡山 加茂川桃生産部会	11
北	岡山 加茂川施設野菜部会	3
北	岡山 加茂川秋冬野菜部会	5
北	岡山 加茂川なす生産部会	4
北	岡山 御津建部たまねぎ部会	4
北	岡山 みつ山の芋部会	8
北	岡山 御津ぶどう部会	28
北	岡山 御津茄子部会	5
北	岡山 建部きゅうり部会	9
北	岡山 建部法連草部会	10
北	岡山 建部露地ブドウ部会	9
北	岡山 建部ピーマン部会	16

② その他組織

地区	組 織 名	構成員数
全	J A 岡山青壮年部	129 名
全	J A 岡山女性部	2,036
全	J A 岡山助け合いの会「かがやき」	33
中央	直販部会	15
東	「はなやか東店」運営委員会	418
西	「はなやか一宮店」運営委員会	281
中央	J A 岡山中央年金友の会	8,255
東	J A 岡山東年金友の会	5,888
東	J A 岡山瀬戸内年金友の会	3,794
南	J A 岡山南年金友の会	7,267

地区	組 織 名	構成員数
西	J A 岡山西年金友の会	4,941 名
北	J A 岡山北年金友の会	3,464
中央	J A 岡山中央青色申告会	1,234
東	J A 岡山東青色申告会	621
東	J A 岡山青申会邑久支部	34
東	J A 岡山青申会長浜支部	11
東	J A 岡山青申会牛窓支部	38
南	J A 岡山南青色申告会	681
南	J A 岡山備南支所農業青色申告会	141
西	J A 岡山西青色申告会	474

5. 特定信用事業代理業者の状況

特定信用事業代理業者はありません。

6. 地区一覧

岡山県岡山市（東区瀬戸町を除く）、玉野市、瀬戸内市の区域および加賀郡吉備中央町の次の区域
 広面、上加茂、下加茂、美原、加茂市場、高谷、平岡、上野、竹部、上田東、案田、高富、神瀬、舟津、小森、
 富永、下土井、和田、井原、豊岡下、豊岡上、大木、三谷、尾原、笹目、福沢、溝部、杉谷、粟井谷、細田、
 三納谷、上田西、円城

7. 店舗等のご案内

令和8年7月1日現在

店舗(事業所)名	所在地	電話番号
本 所	岡山市北区大供表町1-1	代 086-225-3251

店舗(事業所)名	所在地	電話番号	営業時間	休日
			平日	
不動産開発課	岡山市北区大供表町4-36	086-225-9882	8:30～17:00	土曜・日曜・祝日

店舗(事業所)名	所在地	電話番号	営業時間		休日
			月～金曜日	土・日曜日	
ローンセンター	岡山市北区大供表町4-36	0120-323-755	10:00～18:00	9:00～17:00	水曜・祝日

店舗(事業所)名	所在地	電話番号	ATM稼働時間, 設置台数			
			平日	土曜	日曜・祝日	台数
本 所 (営業課)	岡山市北区大供表町1-1	0120-823-666	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00	1
芳 田 支 所	岡山市南区新保801-1	0120-797-313	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00	1
今 支 所	岡山市北区今4-1-5	0120-080-535	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00	1
白石支所 (今支所内)	岡山市北区今4-1-5	0120-080-535	—	—	—	—
大 野 支 所	岡山市北区大安寺南町2-5-2	0120-171-050	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00	1
牧 石 支 所	岡山市北区玉柏1349-1	0120-696-151	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00	1
旭東支所 (高島支所内)	岡山市中区国府市場32-3	0120-565-939	—	—	—	—
幡多支所 (高島支所内)	岡山市中区国府市場32-3	0120-565-939	—	—	—	—
財 田 支 所	岡山市中区長岡473-4	0120-272-959	8:30～19:00	8:30～19:00	8:30～19:00	1
富 山 支 所	岡山市中区福泊342-1	0120-676-292	8:30～19:00	8:30～19:00	8:30～19:00	1
甲 浦 支 所	岡山市南区北浦991-1	0120-686-979	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00	1
津島支所 (営業課内)	岡山市北区大供表町1-1	0120-823-666	—	—	—	—
操 南 支 所	岡山市中区江崎712-2	0120-696-858	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00	1
高 島 支 所	岡山市中区国府市場32-3	0120-565-939	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00	1
一 宮 支 所	岡山市北区櫛津766-1	0120-824-666	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00	1
津 高 支 所	岡山市北区栢谷1057	0120-696-292	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00	1
足 守 支 所	岡山市北区大井2386-1	0120-323-211	8:30～19:00	8:30～19:00	8:30～19:00	1
高 松 支 所	岡山市北区高松141-1	0120-585-777	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00	2
吉 備 支 所	岡山市北区平野908-1	0120-390-222	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00	1
福 田 支 所	岡山市南区古新田1066-1	0120-787-959	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00	1
興 除 支 所	岡山市南区中畦548	0120-292-595	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00	1
藤 田 支 所	岡山市南区藤田441	0120-858-666	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00	1
西 大 寺 支 所	岡山市東区西大寺中野377-1	0120-825-666	8:30～17:00	—	—	1
可知支所 (西大寺支所内)	岡山市東区西大寺中野377-1	0120-825-666	—	—	—	—
豊 支 所 (西大寺支所内)	岡山市東区西大寺中野377-1	0120-825-666	—	—	—	—
山 南 支 所	岡山市東区水門町30-3	0120-428-822	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00	1
上 南 支 所	岡山市東区君津1370-3	0120-717-646	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00	1
上 道 支 所	岡山市東区南古都21	0120-626-959	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00	1
御 津 支 所	岡山市北区御津金川346-5	0120-727-646	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00	1
福 渡 支 所	岡山市北区建部町福渡804-6	0120-898-252	8:30～19:00	8:30～19:00	8:30～19:00	1
加 茂 川 支 所	加賀郡吉備中央町円城578-1	0120-656-929	8:30～19:00	8:30～19:00	8:30～19:00	1
玉 野 支 所	玉野市用吉1680-1	0120-797-686	8:30～19:00	8:30～19:00	8:30～19:00	1
東 児 支 所	玉野市東田井地1445-1	0120-636-898	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00	1
灘 崎 支 所	岡山市南区片岡821	0120-646-878	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00	1
備 南 支 所	岡山市南区北七区61-1	0120-737-969	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00	1
長 船 支 所	瀬戸内市長船町土師1202-1	0120-747-686	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00	1
福 浜 支 所	岡山市南区福富東1-7-47	0120-767-959	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00	1
邑 久 支 所	瀬戸内市邑久町豊原101-1	0120-728-131	8:00～21:00	8:00～21:00	8:00～21:00	2
裳 掛 支 所	瀬戸内市邑久町虫明545	0120-785-131	8:30～19:00	8:30～19:00	8:30～19:00	1
牛 窓 支 所	瀬戸内市牛窓町牛窓5045-1	0120-739-131	8:30～19:00	8:30～19:00	8:30～19:00	1

店舗外キャッシュコーナー	所 在 地	ATM稼働時間, 設置台数			
		平 日	土 曜	日曜・祝日	台数
古都キャッシュコーナー	岡山市東区古都宿253-3	8:30~19:00	8:30~19:00	8:30~19:00	1
平井キャッシュコーナー	岡山市中区平井7-9-23	8:30~19:00	8:30~19:00	8:30~19:00	1
妹尾キャッシュコーナー	岡山市南区妹尾873-4	8:30~19:00	8:30~19:00	8:30~19:00	1
御北キャッシュコーナー	加賀郡吉備中央町富永1423-1	8:30~19:00	8:30~19:00	8:30~19:00	1
浦安キャッシュコーナー	岡山市南区浦安本町27-5	8:30~19:00	8:30~19:00	8:30~19:00	1
小串キャッシュコーナー	岡山市南区小串2417-2	8:30~19:00	8:30~19:00	8:30~19:00	1
加 茂 川 資 材 店	加賀郡吉備中央町下加茂22-1	8:30~19:00	8:30~19:00	8:30~19:00	1
味彩館 A コー プ 西 大 寺	岡山市東区西大寺中野388-2	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	1
岡 山 一 番 街	岡山市北区駅元町一番街地下1号	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	1
ゆめタウン平島店	岡山市東区東平島163ゆめタウン平島店北入口	9:00~21:00	9:00~21:00	9:00~21:00	1
岡 山 市 役 所	岡山市北区大供1-1-1市役所1階ロビー	9:00~17:00	—	—	1
岡 山 県 農 業 会 館	岡山市北区磨屋町9-18-101	8:30~18:00	9:00~14:00	—	1
東畦キャッシュコーナー	岡山市南区東畦235-7	8:30~19:00	8:30~19:00	8:30~19:00	1
田井キャッシュコーナー	玉野市田井3-23-41	8:30~19:00	8:30~19:00	8:30~19:00	1
建 部 営 農 セ ン タ ー	岡山市北区建部町宮地86	8:30~19:00	8:30~19:00	8:30~19:00	1
福田キャッシュコーナー	瀬戸内市邑久町福元668	8:30~19:00	8:30~19:00	8:30~19:00	1
牟佐キャッシュコーナー	岡山市北区牟佐998-1	8:30~19:00	8:30~19:00	8:30~19:00	1
イオンスタイル岡山青江店	岡山市北区青江2-7-1	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	1
白石キャッシュコーナー	岡山市北区久米350-1	8:30~19:00	8:30~19:00	8:30~19:00	1
旭東キャッシュコーナー	岡山市中区東川原153	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	1
可知キャッシュコーナー	岡山市東区可知3-1-8	8:00~21:00	8:00~21:00	8:00~21:00	1
豊キャッシュコーナー	岡山市東区西大寺浜620-2	8:30~19:00	8:30~19:00	8:30~19:00	1

※岡山県農業会館については、令和8年10月1日から休止予定。

営農センター	所 在 地	電 話 番 号	営 業 時 間	休 日
			平 日	
沖田営農センター	岡山市中区桑野291-6	0120-696-737	8:30~17:00	土曜 日曜・祝日
沖田営農センター 牧石駐在	岡山市北区玉柏1349-1(牧石支所)	0120-086-191		
西大寺営農センター	岡山市東区西大寺中野377-1	0120-127-191		
西大寺営農センター 上道駐在	岡山市東区南古都21(上道支所)	0120-399-211		
瀬戸内営農センター	瀬戸内市邑久町豊原101-1	0120-530-191		
瀬戸内営農センター 長船駐在	瀬戸内市長船町土師1198-1	0120-348-211		
瀬戸内営農センター 裳掛駐在	瀬戸内市邑久町虫明545(裳掛支所)	0120-779-211		
瀬戸内営農センター 牛窓駐在	瀬戸内市牛窓町牛窓5045-1(牛窓支所)	0120-695-211		
藤田営農センター	岡山市南区藤田441	0120-160-191		
藤田営農センター 吉備駐在	岡山市北区平野904-1	0120-755-191		
備南営農センター	岡山市南区北七区61-1	0120-215-191		
備南営農センター 玉野駐在	玉野市用吉1680-1(玉野支所)	0120-535-211		
備南営農センター 灘崎駐在	岡山市南区片岡821(灘崎支所)	0120-757-211		
高松営農センター	岡山市北区高松210-3	0120-570-191		
高松営農センター 一宮駐在	岡山市北区栖津766-1(一宮支所)	0120-824-666		
高松営農センター 津高駐在	岡山市北区栢谷1057(津高支所)	0120-367-191		
高松営農センター 足守駐在	岡山市北区大井2386-1(足守支所)	0120-323-211		
建部営農センター	岡山市北区建部町宮地86	0120-898-535		

※農繁期には、営業日、営業時間を変更する場合があります。

農業資材店	所在地	電話番号	営業時間	休日
西大寺資材店	岡山市東区西大寺中野377-3	0120-269-211	8:30～17:00	水曜
備南資材店	岡山市南区北七区61-1	0120-657-211		
高松資材店	岡山市北区高松210-3	0120-222-323		
加茂川資材店	加賀郡吉備中央町下加茂22-1	0120-614-211		
御津資材店	岡山市北区御津金川345-1	0120-349-211		
興除資材店	岡山市南区中畦548	0120-299-211	平日	土曜
鉾立資材店	玉野市北方529-1	0120-070-211	8:30～17:00	日曜・祝日

※農繁期には、営業日、営業時間を変更する場合があります。

農産物直売所	所在地	電話番号	営業時間	休日
はなやか一宮店	岡山市北区芳賀1288-5	0120-178-313	8:30～17:00	年末年始
はなやか東店	岡山市東区西大寺松崎159-3	0120-520-313	9:00～18:00	
はなやか中央店	岡山市北区大供表町4-5	0120-580-313	9:00～18:00	
はなやか瀬戸内店	瀬戸内市邑久町豊原101-1	0120-760-191	9:00～18:00	
一本松直売所	瀬戸内市邑久町尻海3539	0120-577-191	9:00～17:30	元日

9 主な事業の内容

【信用事業】

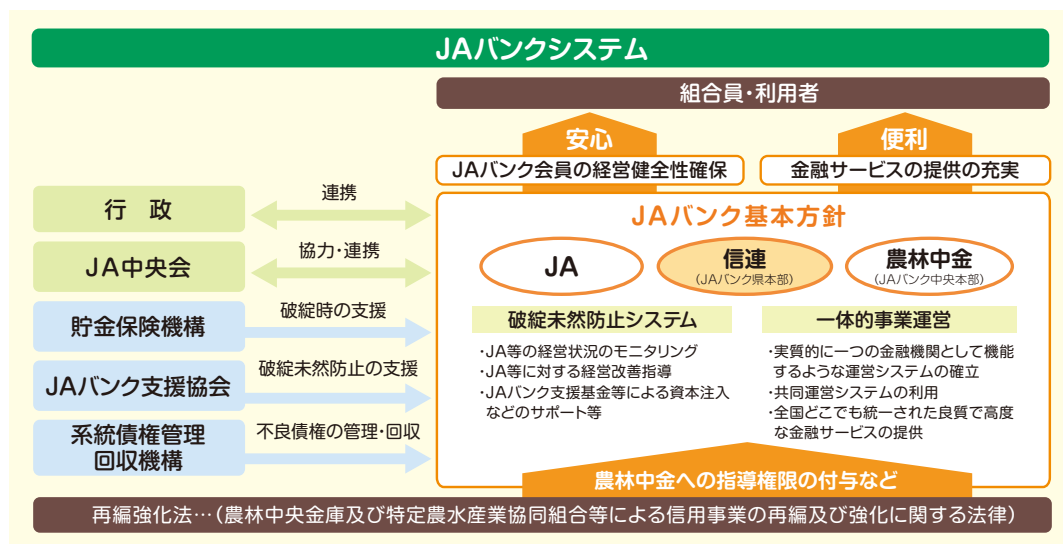
信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。

この信用事業は、JA・JAバンク県本部・中央本部（農林中央金庫）という三段階の組織が有機的に結びついた「JAバンクシステム」により、JA系統金融として大きな力を発揮しています。

JAバンクシステムのご紹介

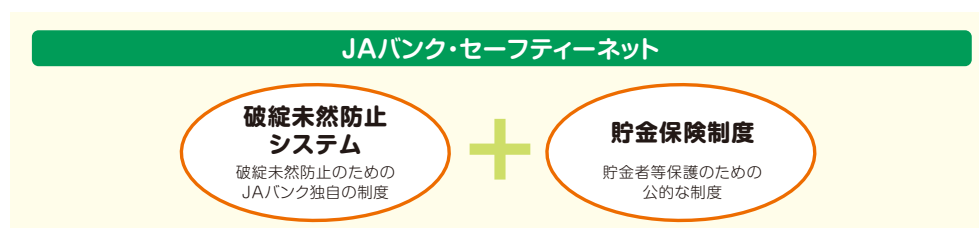
組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」は、JAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」と、スケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービス提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。



JAバンク・セーフティーネットのご紹介

JAバンクでは、「破綻未然防止システム」と「貯金保険制度」により「JAバンク・セーフティーネット」を構築しています。これにより、組合員・利用者の皆さまにより一層の安心を届けています。



破綻未然防止システム

JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、

- (1) 個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見。
- (2) 経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施。
- (3) 全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金※」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

※2025年3月末における残高は1,653億円となっています。

貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金等の払出しができなくなった場合などに、貯金者等を保護し、また、資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度です。

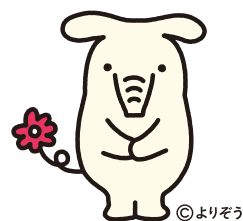
この制度は、銀行・信金・信組・労金等が加入する「預金保険制度」と同様の内容になっています。

※2025年3月末における貯金保険機構の責任準備金残高は4,861億円となっています。

1. 貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまから貯金をお預かりしています。総合口座、普通貯金、定期貯金、定期積金、当座貯金などの各種貯金を「目的・期間・金額」にあわせてご利用いただけます。

また、公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。



主な貯金商品のご案内

JA岡山オリジナル商品 — お預入れ時の約定利率を適用いたします。 —

種 類	特 徴	預 入 期 間	預 入 金 額
年金優遇型定期貯金	JA岡山で公的年金をお受け取りの方（ご予約の方を含みます。）にご利用いただけます。	1 年	1,000円以上 600万円以内
年金福祉型定期貯金 年金優遇福祉型定期貯金	マル優のご利用資格で「障害者」または「その他」に該当する公的年金や手当をお受け取りの方にご利用いただけます。	1 年	1,000円以上 300万円以内
退職金専用金利優遇型定期貯金	退職金のお受け取り後1年以内の方にご利用いただけます。	1 年	300万円以上 お受け取り金額まで
相続資産専用金利優遇型定期貯金	現金・預貯金等の相続資産（相続資産の売却代金を含みます。）のお受け取り後1年以内の方にご利用いただけます。	1 年	100万円以上 お受け取り金額まで

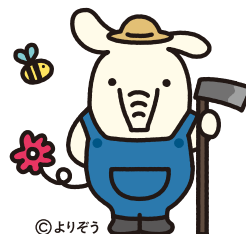
JAバンク統一商品

種 類	特 徴	預 入 期 間	預 入 金 額
総合口座	一冊の通帳に「蓄える・受け取る・支払う・借りる」の4つの機能がパックされています。必要なときには定期貯金の90%、最高300万円まで自動的に融資がご利用いただけます。	—	—
普通貯金	いつでも自由に出し入れができ、給与や年金の自動受け取りや公共料金の自動支払いなどにご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
定期貯金	書き替えの手間がかからない自動継続扱いで大変便利です。	下記の定期貯金と同じ	下記の定期貯金と同じ
貯蓄貯金	普通貯金の便利さと定期貯金の有利さがひとつに。さらに、お預け入れ残高に応じて、よりお得な利率に。普通貯金との間で毎月一定額を振り替えるスウィングサービスがあります。	出し入れ自由	1円以上
定期貯金	短期から長期までプランに合わせた、大切な資金の運用に最適です。	—	—
スーパー定期貯金	市場金利の動向に応じた利率設定の自由金利型定期貯金です。期間3年以上のお預け入れは半年複利を選択でき、さらにお得です。	1ヵ月以上 10年以内	1円以上
大口定期貯金	まとめて預ける安心・有利な定期貯金です。1,000万円からの大口資金の運用に最適です。	1ヵ月以上 10年以内	1,000万円以上
定期積金	目標額に向けて計画的に貯めるのに最適です。計画にあわせて掛金・期間が選べます。	6ヵ月以上5年 (6ヵ月刻み), 10年	1,000円以上
当座貯金	営業資金の決済口座として、小切手や手形をご利用いただける貯金です。 ○ 2025 年 4 月 1 日より新規口座開設の取扱いを停止。 ○ 2026 年 4 月 1 日より小切手・手形用紙の発行を停止。	出し入れ自由	1円以上
普通貯金	いつでも自由に出し入れができ、給与や年金の自動受け取りや公共料金の自動支払いなどにご利用いただけます。キャッシュカードのセットでさらに便利になります。	出し入れ自由	1円以上
普通貯金無利息型	上記と同様ですが「決済用貯金」であり貯金保険制度により全額保護されます。ただし、無利息です。	出し入れ自由	1円以上

2. 融資業務

農業の振興を図るための農業関連資金はもとより、組合員および地域住民の皆さまの暮らしや事業に必要な資金をご融資しています。

また、日本政策金融公庫等への融資申込のお取り次ぎや地方公共団体、農業関連産業などへのご融資を通じて、地域社会の発展のために貢献しています。



主な融資商品のご案内

J Aの農業融資

農業の明日を担う皆さまの運転資金などの資金ニーズにお応えします。

農地、建物・施設・機械器具等の取得または改良など、農業経営に必要な資金にご利用いただける融資商品をご用意しています。

「認定農業者の方」「認定新規就農者の方」「認定農業者・認定新規就農者以外の担い手の方」は各種制度資金をご利用いただけます。

種 類	特 徴	融 資 期 間	融 資 金 額
J Aトータルプラン	農地取得等、施設整備、機械器具、相続税納付、運転資金、営農ローン切替	30年以内	個人3,600万円以内 法人7,200万円以内
農業近代化資金	農業用施設、機械購入、長期運転資金	15年以内	個人1,800万円以内 法人 2億円以内
農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	農業経営改善計画の達成に必要な資金	25年以内	個人 3億円以内 法人 10億円以内
農業経営改善促進資金 (スーパーS資金)	農業経営改善計画の達成に必要な短期運転資金	1年更新	個人 500万円以内 法人2,000万円以内
J A営農ローン	営農活動に必要な資金	1年更新	300万円以内 (10万円単位)

令和8年4月1日現在

J Aバンクローン

種 類	特 徴	融 資 期 間	融 資 金 額
J A住宅ローン	マイホーム資金（住宅購入・改築、借換資金など）にご利用いただけます。	50年以内	2億円以内
J Aリフォームローン	居住するための住宅の増改築・改装・補修資金、その他住宅に付帯する施設、居住するための住宅に設置する太陽光発電システムの購入等の住宅関連設備資金にご利用いただけます。	15年以内	1,500万円以内
J Aマイカーローン	マイカー・バイクの購入資金、車検費用、運転免許取得費用などにご利用いただけます。	15年以内	1,000万円以内
J A教育ローン	就学子弟の学校納付金（入学金、授業料、学費）、その他必要な資金（アパートの家賃等）にご利用いただけます。	最長15年以内	1,000万円以内
J A多目的ローン	結婚資金、旅行費用などの生活に関わる資金に幅広くご利用いただけます。	10年以内	1,000万円以内
J Aカードローン	生活に必要な一切の資金。ただし、負債整理資金、事業資金等は除きます。	1年 以後自動更新可能	10万円以上 500万円以内 (10万円単位)

令和8年4月1日現在

3. 為替業務

全国のJ A・信連・農林中央金庫の店舗をはじめ、全国の銀行、信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当J Aの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも送金や手形・小切手等の取立が、安全・確実・迅速にできる内国為替のお取り扱いをしています。

4. 国債窓口販売

国債（新窓販国債・個人向け国債）の窓口販売のお取り扱いをしています。

5. 遺言信託業務

農中信託銀行の遺言信託代理店として、次世代への財産承継対策など相続一般に関することや財産に関する遺言書作成のご相談を承っています。

6. 各種サービス

J A岡山では、オンラインシステムを利用して、各種自動受け取り、各種自動支払いや事業主の皆さまのための給与振込サービス、自動振替サービス、ネットバンクサービスなど、幅広いサービスを提供しています。



■キャッシュカード

J A岡山のキャッシュカードをお持ちの皆さまは、全国のJ AバンクのATMによるご入金、ご出金、残高照会サービスを終日無料でご利用いただけます。

また、セブン銀行、コンビニ店舗（一部の店舗を除く）、J Fマリンバンク、三菱UFJ銀行のATMによるご出金、残高照会のサービスもご利用が可能です。

ATMご利用手数料

（消費税込）

金融機関名	お取引内容	ご利用手数料		
		平日 8:45～18:00	土曜 9:00～14:00	平日・土曜日の その他の時間帯 及び日曜日・祝日
J Aバンク	入出金	無料	無料	無料
セブン銀行	入出金	無料	無料	110円
コンビニATM (ローソン・イーネット)	入出金	無料	無料	110円
J Fマリンバンク	出金	無料	無料	無料
三菱UFJ銀行	出金	無料	110円	110円
ゆうちょ銀行	入金 出金	110円 110円	110円 220円	110円 220円
その他金融機関(提携)	出金	ATM設置金融機関所定の手数料		

※ 祝日が土曜日と重なる場合は、日曜・祝日その他時間帯のご利用手数料となります。

■J Aカード

「J Aならではの」特典を備えたクレジットカードです。

ポイント① 初年度年会費無料!
ご利用条件により次年度年会費無料!

ポイント② JA直売所でのお買い物で5%OFF!

ポイント③ JA-SSでの給油で2円/ℓ割引!

ポイント④ その他のJA施設でのお買い物で2%ポイントアップ!



国内外の加盟店でカード1枚でショッピングや食事等が楽しめます。

不意に現金が必要な場合、全国のJ Aバンクおよび提携カード会社のCD・ATMで一時借入ができます。

※詳しくは J Aバンクホームページ <https://www.jabank.org/> をご覧ください。

■JAネットバンク・JAバンクアプリ プラス

パソコン・スマートフォンからラクラクお取引引き。JAバンクをもっと身近に。より便利に。

窓口やATMに行かなくても、お手持ちのインターネットに接続されているパソコン・スマートフォンから、残高照会や振込・振替などの各種サービスをご利用いただけます。

■JAネットローン

インターネットにより、24時間365日「マイカーローン」「教育ローン」「フリーローン」「カードローン」「リフォームローン」「多目的ローン」の仮申込みが行えます。

■JAバンクのiDeCo（みずほプラン）

税の優遇を受けながら、豊かな老後生活を送るための資金準備ができる「個人型確定拠出年金」のご加入等のお申込みができます。

7. 手数料のご案内

振込手数料

（消費税込）

利用区分			当 J A 本支所宛	系統金融機関宛 (県内・県外 J A 宛)	他金融機関宛
窓口扱い	電信扱い	3 万円未満	無料	330円	660円
		3 万円以上	無料	550円	880円
	文書扱い	3 万円未満	無料	330円	550円
		3 万円以上	無料	550円	770円
A T M 定時自動送金		3 万円未満	無料	110円	440円
		3 万円以上	無料	330円	660円
J A ネットバンク(個人)		3 万円未満	無料	55円	275円
		3 万円以上	無料	55円	385円
法人 J A ネット バンク	振込・振替 手数料	3 万円未満	無料	110円	440円
		3 万円以上	無料	330円	660円
	給与・賞与 手数料	3 万円未満	無料	110円	330円
		3 万円以上	無料	110円	330円
口座振替手数料 振替依頼件数 1 件につき					55円

※ 手数料金額は1件あたりの金額です。

その他為替手数料

（消費税込）

利用区分		当JA 本支所宛	系統金融機関宛		他金融機関宛
			県内(県内JA宛)	県外(県外JA宛)	
代金取立 (隔地間)	至急扱い	無料	440円	880円	880円
	普通扱い	無料	440円	660円	660円
そ の 他	送金・振込の組戻料				660円
	不渡手形返却料				660円
	取立手形組戻料				660円
	取立手形店頭呈示料				660円
	振込変更手数料				660円
	ただし、660円を超える取立経費を要する場合は、その実費を申し受けます。				

※ 手数料金額は1件あたりの金額です。

諸手数料

(消費税込)

種 別	手 数 料
貯金・貸出金残高証明書	通常発行 1通 330円
	手書発行 1通 1,100円
	英文発行 1通 1,100円
取引履歴発行	1口座 30枚以下 550円
	1口座 30枚超 1,100円
貯金通帳・貯金証書再発行	(改姓改名または商号変更除く) 1通 1,100円
ＩＣキャッシュカード(ＪＡカード一体型含む)	新規発行 1枚 無料
	再発行(改姓改名または商号変更除く) 1枚 1,100円
国債等保護預り	1件 無料
法人ＪＡネットバンク月額基本利用料	照会・振込サービス 1契約 1,100円
	照会・振込サービス＋データ伝送サービス 1契約 3,300円
媒体持込手数料	1持込みあたり 4,400円
住宅取得資金に係る年末残高証明書再発行	1通 330円
確定申告用利息証明書再発行	1通 330円
融資証明書発行	1通 550円
ローンカード	新規発行 1枚 無料
	再発行(改姓改名除く) 1枚 1,100円
貸出金返済計画表再発行	1通 1,100円
貸出事務取扱手数料(農業関連資金除く)	兼業資金・賃貸住宅ローン 1件 110,000円
	住宅ローン(有担保)・住宅サポートプラン 1件 33,000円
	※手数料定率型住宅ローンをご利用される場合には、上記の手数料と別に、お借入金額に2.20%を乗じた手数料(消費税を含む)が必要となります。
貸出金繰上償還 (※1)	上記以外 1件 1,100円
	100万円未満 1回 5,500円
	100万円以上500万円未満 1回 11,000円
	500万円以上1,000万円未満 1回 22,000円
貸出金一部繰上償還 (※2)	1,000万円以上 1回 33,000円
	ＪＡネットバンク利用 1回 無料
	貸出金固定金利選択(当初お借入時除く)
	1件 5,500円
貸出金条件変更 (※1)	1件 5,500円
(根)抵当権抹消書類交付 (※3)	1件 1,100円
両替・金種指定払戻・硬貨取扱手数料 (※4)	1枚～100枚 無料
	101枚～200枚 110円
	201枚～1,000枚 100枚毎に 110円加算
	1,001枚～2,000枚 1,100円
	2,001枚以上 1,000枚毎に 220円加算

(※1) 定期貯金・定期積金担保手形貸出、共済担保貸出、一般資金、トータルプランつなぎ資金、制度資金、当座貸越を除きます。

(※2) 1回あたりの償還上限額は、お借入残高の99%(円未満切捨て)、償還下限額は1円となります。

(※3) 完済による抹消および収用等による一部抹消は除きます。詳しくは窓口へお尋ねください。

(※4) 1回あたりの硬貨・紙幣を合わせた枚数の取扱手数料となります。(同日に複数回で依頼される場合は、合計枚数となります。)

両替枚数は、お客さまからの「持参合計枚数」またはお客さまへの「交付合計枚数」のいずれか多い方となります。

金種指定された現金の払戻しの場合は、1万円札は合計枚数から除きます。

ご入金・振込・税金諸納付等を依頼される場合は、硬貨についての手数料となります。

信用共済渉外担当者による集配金分も同様の手数料となります。

記念硬貨への交換・汚損した現金の交換は無料となります。

【共済事業】

JA共済は「ひと・いえ・くるま・農業」の総合保障を通じて、一人ひとりの人生設計を一生サポートします。人生設計にあわせて、毎日の生活を大きくサポートするさまざまな共済をご用意しています。

JA共済は組合員・地域住民の皆さまの暮らしのパートナーであり続けたいと考えています。

「ひと」に関する保障

万一来る		介護に備える
終身共済 万一来るとき、手厚い一時金を受け取れる一生の保障です。	定期生命共済 お手頃な共済掛金で万一来保障をしっかり準備できます。	介護共済 不安の高まる高齢期も安心な、一生準備えられる介護保障です。
一時払終身共済 (平28.10) まとまった資金でご加入しやすい一生の万一来保障です。	医療・がんにも備える 医療共済 メディフル 日帰り入院からまとまった一時金を受け取れる充実の医療保障です。	一時払介護共済 まとまった資金で一生にわたって備えられる介護保障です。
生存給付特則付 一時払終身共済 (平28.10) 一生の万一来保障に生前贈与の機能をプラスした保障です。	がん共済 「生きる」を応援する、先進医療にも備えられる充実のがん保障です。	認知症に備える 認知症共済 いつまでもわたしらしく 一生にわたって備えられる認知症の保障です。
引受緩和型終身共済 健康に不安のある方もご加入しやすい万一来保障です。	特定疾病に備える 特定重症疾病共済 そぞエール 身近なリスクに 身近な生活習慣病のリスクに備える保障です。	老後に備える 予定利率変動型年金共済 ライフロード 確実に受け取れる安心に、増える楽しみをプラスした年金保障です。
養老生命共済 貯蓄しながら備えられる万一来のための保障です。	就労不能に備える 生活障害共済 働くわたしの ささエール 病気などで身体に障害が残ったときに備えられる幅広い保障です。	こどもの将来に備える こども共済 3タイプから選べる、お子さまの教育資金の備えと万一来保障です。
一時払養老生命共済 将来に向けて、確実に資金づくりができます。		

「いえ」・「くるま」・「農業」に関する保障

むてきプラス 建物共済 「建物」の損害を保障するプランです。	むてきプラス My家財共済 お住まいにある「家財」の損害を保障するプランです。	火災共済 建物・動産の火災などによる損害を保障します。
自動車共済 クルマスター お車の事故による賠償やケガ、修理に備える保障です。	自賠償共済 ハンドルを握る人には欠かせない車（原付・二輪含む）の保険です。	コアーファースト 農業専任賠償責任共済 「生産」から「出荷・販売後」までに想定される農業者に関する幅広い賠償リスクを保障します。

「ひと」「いえ」「くるま」大きく広がった保障実績

「ひと」 生命総合共済 (保有契約) ●加入件数 119,444 件 ●保障共済金額 3,873 億円	「いえ」 建物更生共済 (保有契約) ●加入件数 49,186 件 ●保障共済金額 7,071 億円	「くるま」 自動車共済 (保有契約) ●加入件数 34,905 件 自賠償共済 (保有契約) ●加入台数 18,753 台
--	---	---

※ 件数・金額は令和7年度末実績です。

お役に立った共済金

万一のときや満期のときなどに共済金をお支払いし、皆さまのお役に立っています。

「ひと」 生命総合共済 死亡・後遺障害・入通院 などへのお支払い 7,452 件 64億4,162 万円 満期・年金・給付金での お支払い 11,620 件 73億6,008 万円	「いえ」 建物更生共済 火災・自然災害などへの お支払い 349 件 3億944 万円 満期時のお支払い 4,110 件 66億2,082 万円	「くるま」 自動車共済 お支払い 5,358 件 10億5,294 万円 その他の共済 お支払い 953 件 1億8,285 万円
--	--	---

合計で **29,842** 件 **219億6,774** 万円

※ 件数・金額は令和7年度末実績です。

【購買事業】

購買事業は、組合員や利用者の皆さまの営農・生活に必要な商品を多数取り扱っています。

営農関連では、肥料、農薬、農業資材等を、また生活関連では日用品から、住宅リフォーム、シロアリ防除、電化製品、石碑等幅広く取り扱っています。一括購入や流通コストの低減と安定供給に努め、「良質・安全・安心」な商品の提案に取り組んでいます。

当JAの子会社「株式会社JA岡山」では、「LPガスセンター」「給油所」「農機センター」「オートバル」「Aコープ」「やすらぎ」にて生活関連業務を行っています。

【販売事業】

管内で生産された安全で良質な農畜産物を全国の市場（消費者）に供給しています。

また、農産物直売所では生産者と消費者の顔の見える販売を通じて、新鮮・安全・安心な農畜産物の地産地消を推進しています。



■ 女性部組織による農産加工品、大豆の発酵食品「テンペ」、地元産のお米で作った「米粉パン」「味噌」や「焼肉のたれ」なども販売しています。

はなやか一宮店



はなやか東店



はなやか中央店



はなやか瀬戸内店



一本松直売所



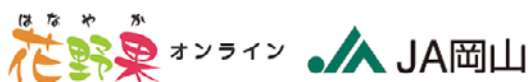
オリジナル
ブレンド精米
「晴々ロマン」



飲む岡山清水白桃ジュレ
(清水白桃シラップ漬け)



岡山
マスカット
グミ



【指導事業】

「営農振興計画」に基づき営農指導機能の強化・充実を図るとともに、「営農振興支援事業」を活用し農畜産物の生産振興、意欲ある担い手経営体の育成・支援による産地の維持・発展に取り組んでいます。

「地域くらし活性化計画」に基づき「豊かで暮らしやすい地域社会の実現」を目指して、女性部との連携により「農業・食の大切さ」について地域住民に伝えるとともに、地産地消をはじめとする食農教育とJAのファンづくりに努めています。

【宅地等供給事業】

不動産関係のあらゆる相談活動、優良な宅地の供給、農地等の売買の斡旋、賃貸住宅・貸店舗の入居斡旋などの取り扱いを行っています。

【旅行事業】



農協観光はJAグループの一員です。

国内外ツアーや全国各地の交通・宿泊施設の手配まで皆さまの思い出づくりのお手伝いを行っています。

【高齢者福祉事業】

高齢者が元気に安心して暮らせる地域づくりを目指して、助け合いの会「かがやき」による、ミニデイサービス、サロン、地域の茶の間「みんなのお家（うち）」等の生きがいと交流の場の提供を行っています。

【相談・広報活動】

税理士による税務相談会や所得税および消費税の確定申告を支援するとともに、広報誌「ぱれっと」等を通じて、組合の事業活動の状況、農業・生活文化活動への取り組みの紹介など、情報提供を行っています。

経 営 資 料

I	決算の状況	34
II	損益の状況	60
III	事業の概況	62
IV	経営諸指標	69
V	自己資本の充実の状況	70
VI	連結情報	84

1. 貸借対照表

資 産				
科 目	金 額			
	令和 7 年度（令和 8 年 3 月 31 日現在）			令和6年度(令和7年3月31日現在)
（ 資 産 の 部 ）				
1. 信 用 事 業 資 産			542,593,340	551,329,994
(1) 現 金		2,962,812		3,222,326
(2) 預 金		324,396,740		332,605,725
系 統 預 金	297,784,851			305,916,917
系 統 外 預 金	26,611,889			26,688,808
(3) 有 価 証 券		39,248,148		40,375,585
国 債	6,920,471			7,602,234
地 方 債	2,498,031			2,593,590
社 債	24,116,978			23,818,492
株 式	3,173,996			2,211,870
受 益 証 券	2,538,673			4,149,400
(4) 貸 出 金		175,140,169		174,672,234
(5) その他の信用事業資産		953,548		554,676
未 収 収 益	890,664			481,413
そ の 他 の 資 産	62,884			73,264
(6) 貸 倒 引 当 金		△ 108,078		△ 100,553
2. 共 済 事 業 資 産			1,861	1,730
(1) その他の共済事業資産		1,861		1,730
3. 経 済 事 業 資 産			13,989,926	9,869,335
(1) 経 済 事 業 未 収 金		1,743,755		1,689,881
(2) 経 済 受 託 債 権		11,350,366		6,966,834
(3) 棚 卸 資 産		732,258		1,066,254
購 買 品	493,365			423,029
販 売 品	23,107			23,057
宅 地 等	159,407			574,048
その他の棚卸資産	56,379			46,121
(4) その他の経済事業資産		186,042		166,811
(5) 貸 倒 引 当 金		△ 22,496		△ 20,445
4. 雑 資 産			872,928	934,619
(1) 未 収 金		166,020		163,543
(2) 預 け 金		295,731		295,731
(3) そ の 他 の 雑 資 産		411,177		475,346
5. 固 定 資 産			11,283,536	11,457,073
(1) 有 形 固 定 資 産		11,274,351		11,449,102
建 築 物	16,980,636			16,960,637
機 械 装 置	6,196,442			6,068,890
土 地	7,727,844			7,764,982
リ ー ス 資 産	286,380			286,380
建 設 仮 勘 定	—			6,316
その他の有形固定資産	3,899,173			3,926,934
減価償却累計額(控除)	△ 23,816,124			△ 23,565,036
(2) 無 形 固 定 資 産		9,186		7,971
6. 外 部 出 資			37,051,752	37,054,752
(1) 外 部 出 資		37,051,752		37,054,752
系 統 出 資	36,381,026			36,381,026
系 統 外 出 資	654,376			654,376
子 会 社 等 出 資	16,350			19,350
7. 前 払 年 金 費 用			349,730	155,009
8. 繰 延 税 金 資 産			—	129,234
資 産 の 部 合 計			606,143,074	610,931,747

(単位：千円)

負債及び純資産				
科 目	金 額			
	令和7年度（令和8年3月31日現在）		令和6年度(令和7年3月31日現在)	
(負 債 の 部)				
1. 信 用 事 業 負 債			554,474,968	561,934,993
(1) 貯 金		551,077,663		559,125,226
(2) 借 入 金		195,500		205,468
(3) その他の信用事業負債		3,201,804		2,604,298
未 払 費 用	560,186			250,564
そ の 他 の 負 債	2,641,618			2,353,734
2. 共 済 事 業 負 債			1,561,317	1,615,769
(1) 共 済 資 金		641,873		689,716
(2) 未経過共済付加収入		919,194		925,802
(3) その他の共済事業負債		250		251
3. 経 済 事 業 負 債			11,728,115	8,251,174
(1) 経 済 事 業 未 払 金		830,594		804,922
(2) 経 済 受 託 債 務		10,867,602		7,428,109
(3) その他の経済事業負債		29,919		18,143
4. 雑 負 債			1,489,744	1,360,063
(1) 未 払 法 人 税 等		16,660		28,238
(2) リ ー ス 債 務		190,761		211,762
(3) 資 産 除 去 債 務		122,038		121,822
(4) そ の 他 の 負 債		1,160,285		998,240
5. 諸 引 当 金			1,908,443	2,620,869
(1) 賞 与 引 当 金		197,387		193,238
(2) 退 職 給 付 引 当 金		1,172,135		1,826,259
(3) 役員退職慰労引当金		50,074		59,298
(4) 睡眠貯金払戻損失引当金		84,200		81,999
(5) 環 境 対 策 引 当 金		1,512		1,512
(6) 特例業務負担金引当金		403,136		458,563
6. 繰 延 税 金 負 債			80,144	—
7. 再評価に係る繰延税金負債			795,091	795,126
負 債 の 部 合 計			572,037,823	576,577,993
(純 資 産 の 部)				
1. 組 合 員 資 本			36,874,758	36,321,380
(1) 出 資 金		10,652,472		10,729,002
(2) 利 益 剰 余 金		26,349,590		25,724,920
利 益 準 備 金	10,683,771			10,633,771
そ の 他 利 益 剰 余 金	15,665,819			15,091,149
リスク管理対応積立金	4,023,640			3,765,424
施設整備強化積立金	5,400,000			5,370,000
指導事業強化積立金	3,671,000			3,661,000
営農振興対策積立金	33,882			35,703
電算情報システム開発積立金	950,000			940,000
宅地等供給事業積立金	348,291			338,688
当期末処分剰余金	1,239,006			980,334
(うち当期剰余金)	(837,162)			(232,580)
(3) 処 分 未 済 持 分		△ 127,304		△ 132,542
2. 評 価・換 算 差 額 等			△ 2,769,506	△ 1,967,626
(1) その他有価証券評価差額金		△ 4,574,462		△ 3,772,670
(2) 土 地 再 評 価 差 額 金		1,804,956		1,805,044
純 資 産 の 部 合 計			34,105,252	34,353,754
負債及び純資産の部合計			606,143,074	610,931,747

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目	金 額			
	令和7年度(令和7年4月1日～令和8年3月31日)		令和6年度 (令和6年4月1日～令和7年3月31日)	
1. 事業総利益		7,603,223	7,730,698	
事業収益		14,751,004	12,586,646	
事業費用		7,147,781	4,855,948	
(1)信用事業収益		5,941,051	4,957,554	
資金運用収益	5,293,244		4,395,199	
(うち預金利息)	(2,930,200)		(2,306,369)	
(うち有価証券利息)	(503,322)		(454,100)	
(うち貸出金利息)	(1,859,665)		(1,634,668)	
(うちその他受入利息)	(57)		(63)	
役務取引等収益	148,566		129,320	
その他事業直接収益	3,873		—	
その他経常収益	495,367		433,036	
(2)信用事業費用		2,243,358	913,866	
資金調達費用	1,482,432		486,660	
(うち貯金利息)	(1,460,657)		(469,801)	
(うち給付補填備金繰入)	(1,294)		(333)	
(うち借入金利息)	(2,296)		(1,905)	
(うちその他支払利息)	(18,185)		(14,621)	
役務取引等費用	48,328		46,096	
その他事業直接費用	372,336		4,127	
その他経常費用	340,262		376,983	
(うち貸倒引当金繰入額)	(12,537)		(66,215)	
信用事業総利益		3,697,693	4,043,688	
(3)共済事業収益		2,084,527	2,082,281	
共済付加収入	1,939,248		1,954,905	
その他の収益	145,279		127,376	
(4)共済事業費用		93,465	112,354	
共済推進費	46,967		62,753	
共済保全費	9,178		8,630	
その他の費用	37,320		40,971	
共済事業総利益		1,991,061	1,969,928	
(5)購買事業収益		3,450,680	3,220,892	
購買品供給高	3,377,270		3,106,568	
購買手数料	61,551		61,969	
その他の収益	11,859		52,355	
(6)購買事業費用		2,858,423	2,647,667	
購買品供給原価	2,827,375		2,611,407	
購買品供給費	22,888		25,135	
その他の費用	8,159		11,125	
(うち貸倒引当金繰入額)	(2,270)		(5,827)	
購買事業総利益		592,257	573,225	
(7)販売事業収益		1,478,771	1,160,649	
販売品販売高	934,252		647,029	
販売手数料	297,916		287,262	
その他の収益	246,602		226,358	
(8)販売事業費用		965,237	683,373	
販売品販売原価	765,607		506,310	
販売費	87,021		67,901	
その他の費用	112,609		109,162	
(うち貸倒引当金繰入額)	(140)		(554)	
販売事業総利益		513,534	477,277	
(9)保管事業収益		94,787	85,884	
(10)保管事業費用		13,964	15,475	
保管事業総利益		80,822	70,410	

科 目	金 額			
	令和7年度(令和7年4月1日～令和8年3月31日)		令和6年度 (令和6年4月1日～令和7年3月31日)	
(11) 利用事業収益		790,291		735,307
(12) 利用事業費用		231,751		221,822
利用事業総利益			558,540	513,485
(13) 宅地等供給事業収益		861,912		285,651
(14) 宅地等供給事業費用		678,861		202,541
宅地等供給事業総利益			183,050	83,111
(15) 旅行事業収益		3,574		4,200
(16) 旅行事業費用		43		25
旅行事業総利益			3,531	4,176
(17) 福祉事業収益		662		441
(18) 福祉事業費用		992		886
福祉事業総損失			330	445
(19) 農用地利用調整事業収益		13,420		17,196
(20) 農用地利用調整事業費用		12,018		17,062
農用地利用調整事業総利益			1,402	134
(21) 指導事業収入		33,395		38,377
(22) 指導事業支出		51,733		42,666
指導事業収支差額			△ 18,339	△ 4,289
2. 事業管理費			7,001,227	7,531,028
(1) 人件費		4,402,018		4,948,665
(2) 業務費		894,085		918,915
(3) 諸税負担金		287,891		260,552
(4) 施設費		1,348,547		1,324,501
(5) その他事業管理費		68,686		78,394
事業利益			601,996	199,671
3. 事業外収益			478,947	464,890
(1) 受取雑利息		15,941		7,675
(2) 受取出資配当金		218,366		180,768
(3) 賃貸貸料		139,048		139,254
(4) 雑収入		105,592		137,193
4. 事業外費用			153,626	191,162
(1) 支払雑利息		1,013		432
(2) 寄付金		3,386		4,428
(3) 業務外固定資産管理費用		101,383		129,899
(4) 雑損失		47,844		56,403
経常利益			927,317	473,399
5. 特別利益			30,616	57,034
(1) 固定資産処分益		882		57,034
(2) 一般補助金		29,734		—
6. 特別損失			80,136	241,547
(1) 固定資産処分損		2,782		1,978
(2) 固定資産圧縮損		29,562		—
(3) 減損損失		47,792		239,569
税引前当期利益			877,798	288,886
法人税・住民税及び事業税		18,060		47,690
法人税等調整額		22,576		8,616
法人税等合計			40,636	56,306
当期剰余金			837,162	232,580
当期首繰越剰余金			337,485	487,025
リスク管理対応積立金目的取崩額			48,153	228,412
営農振興対策積立金目的取崩額			16,118	14,297
土地再評価差額金取崩額			88	18,019
当期末処分剰余金			1,239,006	980,334

3. 注記表

令和6年度

【1】重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準および評価方法

有価証券の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的の区分ごとに次のとおり行っています。

- (1) 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）
- (2) 子会社株式および関連会社株式：移動平均法による原価法
- (3) その他有価証券
- ① 時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ② 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準および評価方法

棚卸資産の評価基準および評価方法は、次によっています。

- (1) 購買品（肥料・農薬・飼料）
総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- (2) 購買品（上記以外）
主として売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- (3) 販売品
主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- (4) 宅地等（販売用不動産）
個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- (5) その他の棚卸資産（原材料・印紙・切手）
主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。
なお、一部の建物（主なものとして、本所ビル、共同乾燥調製施設〔桑野・興除・上道〕、足守・興除管内の建物）と、一部の建物以外の資産（主なものとして、一宮中央選果場、はなやか一宮店、共同乾燥調製施設〔桑野・興除・上道〕、足守・興除管内の資産）については、定額法を採用しています。
また、取得価格10万円以上20万円未満の一括減価償却資産の一部については、法人税法の規定に基づき、3年で均等償却しています。
- (2) 無形固定資産
定額法を採用しています。
なお、当組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

令和7年度

【1】重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 有価証券の評価基準および評価方法

有価証券の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的の区分ごとに次のとおり行っています。

- (1) 満期保有目的の債券：償却原価法（定額法）
- (2) 子会社株式および関連会社株式：移動平均法による原価法
- (3) その他有価証券
- ① 時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
- ② 市場価格のない株式等：移動平均法による原価法

2. 棚卸資産の評価基準および評価方法

棚卸資産の評価基準および評価方法は、次によっています。

- (1) 購買品（肥料・農薬・飼料）
総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- (2) 購買品（上記以外）
主として売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- (3) 販売品
主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- (4) 宅地等（販売用不動産）
個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）
- (5) その他の棚卸資産（原材料・印紙・切手）
主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産
定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。
なお、一部の建物（主なものとして、本所ビル、共同乾燥調製施設〔桑野・興除・上道〕、足守・興除管内の建物）と、一部の建物以外の資産（主なものとして、一宮中央選果場、はなやか一宮店、共同乾燥調製施設〔桑野・興除・上道〕、足守・興除管内の資産）については、定額法を採用しています。
また、取得価格10万円以上20万円未満の一括減価償却資産の一部については、法人税法の規定に基づき、3年で均等償却しています。
- (2) 無形固定資産
定額法を採用しています。
なお、当組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

令和6年度

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程および資産の償却・引当基準により、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権および法的に経営破綻の事実が発生していないものの実質的に経営破綻に陥っている債務者（実質破綻先）に係る債権については、帳簿価額（債権額）から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。また、破綻懸念先に対する債権のうち、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額が1千万円以下の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の正常先、要注意先に係る債権については、貸出金等の今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間で1算定期間とした貸倒実績率の過去3算定期間における平均値に基づき予想損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定規程等に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、過去の支給実績を勘案し、次期支給の賞与見込額のうち当期に属する期間対応分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末の退職給付債務および年金資産の時価に基づき計上しています。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生した各事業年度において全額費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

令和7年度

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程および資産の償却・引当基準により、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権および法的に経営破綻の事実が発生していないものの実質的に経営破綻に陥っている債務者（実質破綻先）に係る債権については、帳簿価額（債権額）から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フローと債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。また、破綻懸念先に対する債権のうち、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額が1千万円以下の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の正常先、要注意先に係る債権については、貸出金等の今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間で1算定期間とした貸倒実績率の過去3算定期間における平均値に基づき予想損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定規程等に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

(2) 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、過去の支給実績を勘案し、次期支給の賞与見込額のうち当期に属する期間対応分を計上しています。

(3) 退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末の退職給付債務および年金資産の時価に基づき計上しています。

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

② 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異については、発生した各事業年度において全額費用処理することとしています。

過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しています。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

3. 注記表

令和6年度

- (5) 睡眠貯金払戻損失引当金
利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。
- (6) 環境対策引当金
建物および設備等に使用されているアスベスト等の撤去、処分等に関する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しています。
- (7) 特例業務負担金引当金
旧農林漁業団体職員共済組合（存続団体）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため、当組合が拠出する特例業務負担金の令和7年3月末現在における令和14年3月までの実負担見込額に基づき計上しています。

5. 収益および費用の計上基準

- (1) 収益認識に関する会計基準等に係る収益の計上基準
当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。
- ① 購買事業
農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡し義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- ② 販売事業
組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡し義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- ③ 保管事業
組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。
- ④ 利用事業
カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗施設・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- ⑤ 宅地等供給事業
利用者等との契約に基づき行う宅地等の売渡し、仲介サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づいて宅地等の売渡し、当該役務を提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、宅地等の売渡し、サービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- ⑥ 旅行事業
当組合が企画する旅行、他社が企画する旅行商品やサービスを組合員・利用者に提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っていま

令和7年度

- (5) 睡眠貯金払戻損失引当金
利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。
- (6) 環境対策引当金
建物および設備等に使用されているアスベスト等の撤去、処分等に関する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しています。
- (7) 特例業務負担金引当金
旧農林漁業団体職員共済組合（存続団体）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため、当組合が拠出する特例業務負担金の令和8年3月末現在における令和14年3月までの実負担見込額に基づき計上しています。

5. 収益および費用の計上基準

- (1) 収益認識に関する会計基準等に係る収益の計上基準
当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。
- ① 購買事業
農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡し義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- ② 販売事業
組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡し義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- ③ 保管事業
組合員が生産した米・麦・大豆等の農産物を保管・管理する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、農産物の保管期間にわたって充足することから、当該サービスの進捗度に応じて収益を認識しています。
- ④ 利用事業
カントリーエレベーター・ライスセンター・育苗施設・共同選果場・保冷貯蔵庫等の施設を設置して、共同で利用する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、各種施設の利用が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- ⑤ 宅地等供給事業
利用者等との契約に基づき行う宅地等の売渡し、仲介サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づいて宅地等の売渡し、当該役務を提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、宅地等の売渡し、サービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。
- ⑥ 旅行事業
当組合が企画する旅行、他社が企画する旅行商品やサービスを組合員・利用者に提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っていま

令和6年度

す。この利用者等に対する履行義務は、旅行やサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑦ 福祉事業

地域の高齢者を対象に助け合いの会「かがやき」協力会員により、ミニデイサービス・サロン・地域の茶の間「みんなのお家（うち）」等のサービスを提供する高齢者福祉事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑧ 農用地利用調整事業

農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して農用地等について貸付けまたは農作業の委託等を行う農地利用集積円滑化事業や、組合員から委託を受けた農作業の実施または担い手農家等へ再委託する農作業受委託事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、役務の提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑨ 指導事業

組合員の営農に係る各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

6. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、動産・不動産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しています。

7. 記載金額の端数処理

貸借対照表、損益計算書、注記表および附属明細書等の記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しています。そのため、内訳金額を合計した金額が合計欄記載の金額と一致しない場合があります。

なお、金額が五百円未満の科目等については「0」、残高が無い場合は「-」で表示しています。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益および費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 米穀共同計算について

当組合は、生産者が生産した米穀を無条件委託販売契約に基づき販売を行っており、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

共同計算の会計処理については、受託販売について生じ

令和7年度

す。この利用者等に対する履行義務は、旅行やサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑦ 福祉事業

地域の高齢者を対象に助け合いの会「かがやき」協力会員により、ミニデイサービス・サロン・地域の茶の間「みんなのお家（うち）」等のサービスを提供する高齢者福祉事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、施設の利用時点やサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑧ 農用地利用調整事業

農用地等の所有者の委任を受けて、その者を代理して農用地等について貸付けまたは農作業の委託等を行う農地利用集積円滑化事業や、組合員から委託を受けた農作業の実施または担い手農家等へ再委託する農作業受委託事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、役務の提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

⑨ 指導事業

組合員の営農に係る各種相談・研修・経理サービスを提供する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、役務提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主にサービスの提供が完了した時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

6. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、動産・不動産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しています。

7. 記載金額の端数処理

貸借対照表、損益計算書、注記表および附属明細書等の記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しています。そのため、内訳金額を合計した金額が合計欄記載の金額と一致しない場合があります。

なお、金額が五百円未満の科目等については「0」、残高が無い場合は「-」で表示しています。

8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

(1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について

当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺表示を行っていません。よって、事業別の収益および費用については、事業間の内部取引も含めて表示しています。

ただし、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。

(2) 米穀共同計算について

当組合は、生産者が生産した米穀を無条件委託販売契約に基づき販売を行っており、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

共同計算の会計処理については、受託販売について生じ

3. 注記表

令和6年度

た生産者に対する立替金（経費）および概算金を、該当年産毎に区分管理したうえで貸借対照表の経済受託債権に計上しています。

また、貸借対照表の経済受託債務に、受託販売品の販売代金を計上しています。

さらに、該当年産米のすべての販売が終了した後、販売代金に相当する概算金や当組合が収益として受け取る販売手数料および倉庫保管料、組合が立替払いした経費等を経済受託債務から控除した残額を精算金として生産者に支払う会計処理を行っています。

- (3) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として委託販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

【2】会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
- | | |
|--------|-----------|
| 繰延税金資産 | 129,234千円 |
|--------|-----------|

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を回収可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

- (※)繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産の金額については、税効果会計に関する注記を参照。

2. 固定資産の減損処理

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
- | | |
|------|-----------|
| 減損損失 | 239,569千円 |
|------|-----------|

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

令和7年度

た生産者に対する立替金（経費）および概算金を、該当年産毎に区分管理したうえで貸借対照表の経済受託債権に計上しています。

また、貸借対照表の経済受託債務に、受託販売品の販売代金を計上しています。

さらに、該当年産米のすべての販売が終了した後、販売代金に相当する概算金や当組合が収益として受け取る販売手数料および倉庫保管料、組合が立替払いした経費等を経済受託債務から控除した残額を精算金として生産者に支払う会計処理を行っています。

- (3) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として委託販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

【2】会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
- | | |
|--------|----------|
| 繰延税金負債 | 80,144千円 |
|--------|----------|

（繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産の金額は438,766千円です。）

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、未使用の税務上の繰越欠損金および将来減算一時差異を回収可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損処理

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
- | | |
|------|----------|
| 減損損失 | 47,792千円 |
|------|----------|

- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

令和6年度

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、当期見込みおよび過去3カ年の事業損益の平均値を基準とし、過去の事業損益の傾向値や将来予測を踏まえて算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸倒引当金

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
貸倒引当金 120,997千円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- ① 算定方法
「[1] 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「(1) 貸倒引当金」に記載しています。
- ② 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。
- ③ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度の計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

【3】貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産については、圧縮記帳額を控除した残額のみを記載しており、その圧縮記帳額は7,840,546千円です。

2. 担保に供した資産等

(単位：千円)

担保に供している資産			担保権によって担保されている債務		
種 類	期末帳簿価額	担保権の種類	内 容	期末残高	
農林中央金庫定期	40,000,000	質 権	農林中央金庫の為替決済	—	
中国銀行定期	100,000	質 権	岡山市の公金収納	4,404	
中国銀行定期	100	質 権	岡山市水道局の公金収納	57	
供託金	100	質 権	岡山市下水道局の公金収納	194	
中国銀行定期	2,000	質 権	玉野市の公金収納	668	
中国銀行定期	2,100	質 権	瀬戸内市の公金収納	3,122	
合 計	40,104,300		合 計	8,445	

3. 子会社等に対する金銭債権・債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額	126,590千円
うち未収金等	108,494千円
うち貸付金	18,097千円
子会社等に対する金銭債務の総額	572,369千円
うち未払金等	8,419千円
うち貯金	563,950千円

4. 経営管理委員、理事および監事に対する金銭債権・債務の総額

経営管理委員、理事および	
監事に対する金銭債権の総額	30,597千円
経営管理委員、理事および	
監事に対する金銭債務の総額	— 千円

令和7年度

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、当期見込みおよび過去3カ年の事業損益の平均値を基準とし、過去の事業損益の傾向値や将来予測を踏まえて算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸倒引当金

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額
貸倒引当金 130,573千円
- (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- ① 算定方法
「[1] 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「(1) 貸倒引当金」に記載しています。
- ② 主要な仮定
主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。
- ③ 翌事業年度に係る計算書類に与える影響
個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度の計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

【3】貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産については、圧縮記帳額を控除した残額のみを記載しており、その圧縮記帳額は1,055,440千円です。

2. 担保に供した資産等

(単位：千円)

担保に供している資産			担保権によって担保されている債務		
種 類	期末帳簿価額	担保権の種類	内 容	期末残高	
農林中央金庫定期	45,000,000	質 権	農林中央金庫の為替決済	—	
中国銀行定期	100,000	質 権	岡山市の公金収納	7,199	
中国銀行定期	2,000	質 権	玉野市の公金収納	107	
中国銀行定期	2,100	質 権	瀬戸内市の公金収納	5,195	
合 計	45,104,100		合 計	12,501	

3. 子会社等に対する金銭債権・債務の総額

子会社等に対する金銭債権の総額	119,372千円
うち未収金等	110,232千円
うち貸付金	9,140千円
子会社等に対する金銭債務の総額	586,971千円
うち未払金等	11,365千円
うち貯金	575,605千円

4. 経営管理委員、理事および監事に対する金銭債権・債務の総額

経営管理委員、理事および	
監事に対する金銭債権の総額	291,336千円
経営管理委員、理事および	
監事に対する金銭債務の総額	— 千円

3. 注記表

令和6年度

5. 破産更生債権等の状況

(単位：千円)

区 分	金 額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	259,444
危 険 債 権	441,789
三 月 以 上 延 滞 債 権	－
貸 出 条 件 緩 和 債 権	－
合 計	701,234

(※) 破産更生債権等とは、農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額およびその合計額です。

なお、破産更生債権等は、当該債権額を開示するものであり、担保・保証等による保全の有無および個別貸倒引当金で引き当てられているものを考慮していませんので、開示額は回収不能額を表すものではありません。

[破産更生債権及びこれらに準ずる債権]

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

[危険債権]

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

[三月以上延滞債権]

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものです。

[貸出条件緩和債権]

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものです。

6. 「土地の再評価に関する法律」に基づき土地再評価差額金を計上した場合の再評価の方法および同法第10条に規定する差額

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日 公布法律第34号)および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- ・再評価を行った年月日

平成11年3月31日
- ・再評価を行った事業用土地の当年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額

1,695,392千円

- ・同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める「地方税法第341条第10号の土地課税台帳または同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算出する方法」に基づき算出。

令和7年度

5. 破産更生債権等の状況

(単位：千円)

区 分	金 額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	217,195
危 険 債 権	434,529
三 月 以 上 延 滞 債 権	－
貸 出 条 件 緩 和 債 権	－
合 計	651,724

(※) 破産更生債権等とは、農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額およびその合計額です。

なお、破産更生債権等は、当該債権額を開示するものであり、担保・保証等による保全の有無および個別貸倒引当金で引き当てられているものを考慮していませんので、開示額は回収不能額を表すものではありません。

[破産更生債権及びこれらに準ずる債権]

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

[危険債権]

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

[三月以上延滞債権]

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものです。

[貸出条件緩和債権]

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものです。

6. 「土地の再評価に関する法律」に基づき土地再評価差額金を計上した場合の再評価の方法および同法第10条に規定する差額

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日 公布法律第34号)および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- ・再評価を行った年月日

平成11年3月31日
- ・再評価を行った事業用土地の当年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額

1,703,974千円

- ・同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める「地方税法第341条第10号の土地課税台帳または同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算出する方法」に基づき算出。

令和6年度

【4】損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額

(1) 子会社等との取引による収益総額	282,464千円
うち事業取引高	166,393千円
うち事業取引以外の取引高	116,071千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	174,798千円
うち事業取引高	174,448千円
うち事業取引以外の取引高	350千円

2. 減損損失に関する注記

- (1) 資産をグループ化した方法の概要および減損損失を認識した資産または資産グループの概要

当組合は、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、支所は単独で区分していますが、独立したキャッシュ・フローは算出しないが他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与する本所は組合全体の共用資産として区分しています。また、はなやか中央店は地域を特定せず全エリアから農産物等の出荷受入を行っていることから7つの営農センターグループ全体の共用資産、営農センター・はなやか各店(中央店を除く)・育苗センター・選果場等の組合員の営農活動に必要な営農関連施設等については各営農センター単位の共用資産、ライスセンターについては利用が最も多い支所、ただし広域的な利用が顕著な一部のライスセンターについては複数の支所の共用資産として区分しています。

さらに、子会社である㈱J A岡山が業務の用に供している賃貸資産(Aコープ・オートパル・農機センター・給油所・やすらぎ・LPガスセンター)は、㈱J A岡山への賃貸資産として、営業所ごとに単独で区分しています。

なお、遊休・不稼働資産(将来廃止が機関決定している施設を含む。)については、㈱J A岡山以外の業務外賃貸資産と同様に、単独でグルーピングを行っています。

令和7年度

【4】損益計算書に関する注記

1. 子会社等との取引高の総額

(1) 子会社等との取引による収益総額	278,108千円
うち事業取引高	167,633千円
うち事業取引以外の取引高	110,475千円
(2) 子会社等との取引による費用総額	160,377千円
うち事業取引高	159,650千円
うち事業取引以外の取引高	727千円

2. 減損損失に関する注記

- (1) 資産をグループ化した方法の概要および減損損失を認識した資産または資産グループの概要

当組合は、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、支所は単独で区分していますが、独立したキャッシュ・フローは算出しないが他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与する本所は組合全体の共用資産として区分しています。また、はなやか中央店は地域を特定せず全エリアから農産物等の出荷受入を行っていることから7つの営農センターグループ全体の共用資産、営農センター・はなやか各店(中央店を除く)・育苗センター・選果場等の組合員の営農活動に必要な営農関連施設等については各営農センター単位の共用資産、ライスセンターについては利用が最も多い支所、ただし広域的な利用が顕著な一部のライスセンターについては複数の支所の共用資産として区分しています。

さらに、子会社である㈱J A岡山が業務の用に供している賃貸資産(Aコープ・オートパル・農機センター・給油所・やすらぎ・LPガスセンター)は、㈱J A岡山への賃貸資産として、営業所ごとに単独で区分しています。

なお、遊休・不稼働資産(将来廃止が機関決定している施設を含む。)については、㈱J A岡山以外の業務外賃貸資産と同様に、単独でグルーピングを行っています。

3. 注記表

令和6年度

当期に減損損失を計上した資産または資産グループは次のとおりです。

資産または資産グループ	用 途	種 類	場 所
津高支所	業務資産	土地	岡山市
御津支所	業務資産	器具備品	岡山市
福渡支所	業務資産	建物・器具備品	岡山市
加茂川支所	業務資産	建物・器具備品	加賀郡 吉備中央町
玉野支所	業務資産	器具備品	玉野市
東兎支所	業務資産	器具備品	玉野市
瀬崎支所	業務資産	建物・器具備品	岡山市
備南支所	業務資産	土地・建物・構築物・ 器具備品	岡山市
建部営農センター	業務資産	土地・建物・構築物・ 車輛運搬具・器具備 品・機械装置	岡山市
備南営農センター	業務資産	土地・建物・構築物・ 車輛運搬具・器具備 品・機械装置	岡山市
水門ライスセンター	業務資産	土地	岡山市
その他遊休・不稼働資産等 (業務外賃貸資産を含む)	遊休資産	土地	岡山市

(※) 建物には建物附属設備を含みます。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

資産または資産グループ	認識に至った経緯
津高支所	主要な資産である土地の時価が著しく下落しているため、減損の兆候に該当しています。したがって、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。
水門ライスセンター	
御津支所	事業損益が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。
福渡支所	
加茂川支所	
玉野支所	
東兎支所	
瀬崎支所	
備南支所	
建部営農センター	
備南営農センター	
その他遊休・不稼働資産等 (業務外賃貸資産を含む)	現在は、まったく使用されていない資産、使用はされていても著しくその使用頻度が低い資産であることにより、遊休の状態であるため、減損の兆候に該当しています。したがって、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

令和7年度

当期に減損損失を計上した資産または資産グループは次のとおりです。

資産または資産グループ	用 途	種 類	場 所
その他遊休・不稼働資産等 (業務外賃貸資産を含む)	遊休資産	土地・建物・構築物・ 器具備品・機械装置	岡山市

(※) 建物には建物附属設備を含みます。

(2) 減損損失の認識に至った経緯

資産または資産グループ	認識に至った経緯
その他遊休・不稼働資産等 (業務外賃貸資産を含む)	現在は、まったく使用されていない資産、使用はされていても著しくその使用頻度が低い資産であることにより、遊休の状態であるため、減損の兆候に該当しています。したがって、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。

令和6年度

(3) 減損損失の金額および主な固定資産の種類ごとの該当金額の内訳

(単位：千円)

資産または資産グループ	減損損失額	主な固定資産の減損損失額の内訳	
		土 地	土地以外
津高支所	77,999	77,999	—
御津支所	5,310	—	5,310
福渡支所	5,079	—	5,079
加茂川支所	20,763	—	20,763
玉野支所	703	—	703
東児支所	4,782	—	4,782
瀬崎支所	4,754	—	4,754
備南支所	25,546	4,537	21,009
建部営農センター	24,404	1,814	22,589
備南営農センター	12,224	1,330	10,894
水門ライスセンター	41,950	41,950	—
その他遊休・不稼働資産等 (業務外賃貸資産を含む)	16,055	16,055	—
合 計	239,569	143,685	95,884

(※) 土地以外 (建物・構築物・車輛運搬具・器具備品・機械装置)

(4) 回収可能額が正味売却価額の場合にはその旨および時価の算出方法、回収可能額が使用価値の場合にはその旨および割引率

資産または資産グループ	回収可能額 として採用した基準	時価の算出方法または割引率
津高支所	使 用 価 値	2.45 %
御津支所	正味売却価額	固定資産税評価額を基準に評価しています
福渡支所	正味売却価額	固定資産税評価額を基準に評価しています
加茂川支所	使 用 価 値	2.45 %
玉野支所	正味売却価額	固定資産税評価額を基準に評価しています
東児支所	使 用 価 値	2.45 %
瀬崎支所	使 用 価 値	2.45 %
備南支所	使 用 価 値	2.45 %
建部営農センター	使 用 価 値	2.45 %
備南営農センター	正味売却価額	固定資産税評価額を基準に評価しています
水門ライスセンター	使 用 価 値	2.45 %
その他遊休・不稼働資産等 (業務外賃貸資産を含む)	正味売却価額	固定資産税評価額を基準に評価しています

【5】金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、組合員等から預かった貯金を原資に、農家等組合員のほか地域内の団体等へ貸付けるほか、農林中央金庫へ預け入れています。またそのほか、安全性の高い国債や地方債などの債券を中心に有価証券による運用を行っています。

令和7年度

(3) 減損損失の金額および主な固定資産の種類ごとの該当金額の内訳

(単位：千円)

資産または資産グループ	減損損失額	主な固定資産の減損損失額の内訳	
		土 地	土地以外
その他遊休・不稼働資産等 (業務外賃貸資産を含む)	47,792	37,089	10,703
合 計	47,792	37,089	10,703

(※) 土地以外 (建物・構築物・器具備品・機械装置)

(4) 回収可能額が正味売却価額の場合にはその旨および時価の算出方法、回収可能額が使用価値の場合にはその旨および割引率

資産または資産グループ	回収可能額 として採用した基準	時価の算出方法または割引率
その他遊休・不稼働資産等 (業務外賃貸資産を含む)	正味売却価額	固定資産税評価額を基準に評価しています

【5】金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、組合員等から預かった貯金を原資に、農家等組合員のほか地域内の団体等へ貸付けるほか、農林中央金庫へ預け入れています。またそのほか、安全性の高い国債や地方債などの債券を中心に有価証券による運用を行っています。

3. 注記表

令和6年度

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として地区内に居住する組合員等に対する貸出金、系統金融機関である農林中央金庫への預金および有価証券です。

貸出金は融資先の契約不履行によりもたらされる信用リスクにさらされており、貸出金のうち40%が個人に対する住宅関連融資であることから、今後、雇用環境を巡る経済情勢等の悪化等により、契約条件に従った債務履行がされない可能性があります。

また、有価証券は主に満期保有目的および純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利変動リスクおよび市場価格の変動リスクにさらされています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については、理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本所に審査課を設置し、各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商

令和7年度

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として地区内に居住する組合員等に対する貸出金、系統金融機関である農林中央金庫への預金および有価証券です。

貸出金は融資先の契約不履行によりもたらされる信用リスクにさらされており、貸出金のうち40%が個人に対する住宅関連融資であることから、今後、雇用環境を巡る経済情勢等の悪化等により、契約条件に従った債務履行がされない可能性があります。

また、有価証券は主に満期保有目的および純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利変動リスクおよび市場価格の変動リスクにさらされています。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については、理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本所に審査課を設置し、各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

② 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商

令和6年度

品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金および借入金です。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.00%上昇したものと想定した場合には、経済価値が7,052,432千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む。）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む。）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。
(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	332,605,725	327,484,194	△ 5,121,531
有価証券			
満期保有目的の債券	3,091,385	2,523,854	△ 567,531
その他有価証券	37,284,200	37,284,200	—
貸出金	174,672,234		
貸倒引当金（※1）	△ 100,553		
貸倒引当金控除後	174,571,682	173,053,228	△ 1,518,454
経済事業未収金	1,689,881		
貸倒引当金（※2）	△ 20,445		
貸倒引当金控除後	1,669,436	1,669,436	—
資産計	549,222,428	542,014,911	△ 7,207,516
貯金	559,125,226	557,548,064	△ 1,577,162
借入金	205,468	198,955	△ 6,513
経済事業未払金	804,922	804,922	—
負債計	560,135,616	558,551,941	△ 1,583,675

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

（※2）経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒

令和7年度

品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金および借入金です。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.00%上昇したものと想定した場合には、経済価値が5,926,259千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む。）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む。）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1) 金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。
(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預金	324,396,740	316,284,803	△ 8,111,938
有価証券			
満期保有目的の債券	4,966,109	4,072,837	△ 893,272
その他有価証券	34,282,039	34,282,039	—
貸出金	175,140,169		
貸倒引当金（※1）	△ 108,078		
貸倒引当金控除後	175,032,091	169,810,583	△ 5,221,509
経済事業未収金	1,743,755		
貸倒引当金（※2）	△ 22,496		
貸倒引当金控除後	1,721,260	1,721,260	—
資産計	540,398,240	526,171,521	△ 14,226,719
貯金	551,077,663	549,146,283	△ 1,931,381
借入金	195,500	183,989	△ 11,511
経済事業未払金	830,594	830,594	—
負債計	552,103,758	550,160,866	△ 1,942,892

（※1）貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

（※2）経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒

3. 注記表

令和6年度

引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

資産

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下「O I S」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

なお、預金に含まれる仕組預金の時価は、取引金融機関から提示された価額によっています。

② 有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

負債

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる

令和7年度

引当金を控除しています。

(2) 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

資産

① 預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下「O I S」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

なお、預金に含まれる仕組預金の時価は、取引金融機関から提示された価額によっています。

② 有価証券

有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

④ 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

負債

① 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる

令和6年度

金額として算定しています。

② 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 経済事業未払金

経済事業未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっています。

- (3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
外部出資（※）	37,054,752

- (※) 外部出資のすべては市場において取引されていない株式や出資金等であることから、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

- (4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	306,105,725	—	—	—	—	26,500,000
有価証券	597,739	4,007,000	804,980	1,982,740	3,443,160	30,572,460
満期保有目的の債券	—	100,000	200,000	—	200,000	2,700,000
その他有価証券のうち満期があるもの	597,739	3,907,000	604,980	1,982,740	3,243,160	27,872,460
貸出金 (※1・2)	10,938,795	9,002,615	8,871,028	9,315,395	8,067,487	128,126,339
経済事業未収金(※3)	1,657,604	—	—	—	—	—
合 計	319,299,863	13,009,615	9,676,008	11,298,135	11,510,647	185,198,799

- (※1) 貸出金のうち、当座貸越820,151千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

- (※2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権、期限の利益を喪失した債権等350,576千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- (※3) 経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等32,277千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

令和7年度

金額として算定しています。

② 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

③ 経済事業未払金

経済事業未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっています。

- (3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上額
外部出資（※）	37,051,752

- (※) 外部出資のすべては市場において取引されていない株式や出資金等であることから、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

- (4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	297,896,740	—	—	—	—	26,500,000
有価証券	2,513,480	814,750	2,098,740	4,405,480	4,000,000	27,799,420
満期保有目的の債券	100,000	200,000	100,000	200,000	400,000	4,100,000
その他有価証券のうち満期があるもの	2,413,480	614,750	1,998,740	4,205,480	3,600,000	23,699,420
貸出金 (※1・2)	10,700,791	9,369,391	9,861,757	8,619,064	8,054,348	128,291,739
経済事業未収金(※3)	1,707,424	—	—	—	—	—
合 計	312,818,435	10,184,141	11,960,497	13,024,544	12,054,348	182,591,159

- (※1) 貸出金のうち、当座貸越761,524千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。

- (※2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権、期限の利益を喪失した債権等243,078千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

- (※3) 経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等36,332千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。

3. 注記表

令和6年度

(5) 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（※）	457,424,097	65,895,610	33,549,081	588,913	1,381,501	286,024
借入金	47,150	30,924	21,794	17,021	14,451	74,128
合 計	457,471,247	65,926,534	33,570,875	605,934	1,395,952	360,152

(※) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

【6】有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価および評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対 照表計上額を 超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	政府保証債	—	—	—
	金 融 債	—	—	—
	社 債	202,830	243,540	40,710
	そ の 他	—	—	—
	小 計	202,830	243,540	40,710
時価が貸借対 照表計上額を 超えないもの	国 債	198,854	196,670	△2,184
	地 方 債	—	—	—
	政府保証債	—	—	—
	金 融 債	—	—	—
	社 債	2,689,702	2,083,644	△606,058
	そ の 他	—	—	—
	小 計	2,888,555	2,280,314	△608,241
合 計		3,091,385	2,523,854	△567,531

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価または償却原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価または 償却原価	差 額
貸借対照表計上 額が取得原価ま たは償却原価を 超えるもの	株 式	1,803,256	1,158,278	644,979
	債 券	—	—	—
	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	政府保証債	—	—	—
	金 融 債	—	—	—
	社 債	352,950	331,957	20,993
	受 益 証 券	1,970,239	1,882,632	87,607
貸借対照表計上 額が取得原価ま たは償却原価を 超えないもの	小 計	4,126,445	3,372,867	753,578
	株 式	408,614	437,329	△28,715
	債 券	—	—	—
	国 債	7,403,380	9,027,047	△1,623,667
	地 方 債	2,593,590	2,897,532	△303,942
	政府保証債	—	—	—
	金 融 債	—	—	—
	社 債	20,573,010	22,657,202	△2,084,192
合 計	受 益 証 券	2,179,161	2,457,178	△278,018
	小 計	33,157,754	37,476,289	△4,318,535
合 計		37,284,200	40,849,156	△3,564,957

令和7年度

(5) 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額
(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金（※）	494,540,413	27,504,403	26,874,074	979,627	899,199	279,948
借入金	30,924	21,794	19,193	16,664	15,408	91,517
合 計	494,571,337	27,526,197	26,893,266	996,291	914,607	371,466

(※) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。

【6】有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価および評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1) 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対 照表計上額を 超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	政府保証債	—	—	—
	金 融 債	—	—	—
	社 債	202,830	244,080	41,250
	そ の 他	—	—	—
	小 計	202,830	244,080	41,250
時価が貸借対 照表計上額を 超えないもの	国 債	296,271	278,890	△17,381
	地 方 債	197,651	183,750	△13,901
	政府保証債	—	—	—
	金 融 債	—	—	—
	社 債	4,269,358	3,366,117	△903,241
	そ の 他	—	—	—
	小 計	4,763,279	3,828,757	△934,522
合 計		4,966,109	4,072,837	△893,272

(2) その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの貸借対照表計上額、取得原価または償却原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種 類	貸借対照表 計上額	取得原価または 償却原価	差 額
貸借対照表計上 額が取得原価ま たは償却原価を 超えるもの	株 式	2,925,295	1,712,004	1,213,290
	債 券	—	—	—
	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	政府保証債	—	—	—
	金 融 債	—	—	—
	社 債	154,120	131,980	22,140
	受 益 証 券	1,766,600	1,583,375	183,225
貸借対照表計上 額が取得原価ま たは償却原価を 超えないもの	小 計	4,846,015	3,427,359	1,418,655
	株 式	248,701	280,062	△31,361
	債 券	—	—	—
	国 債	6,624,200	9,031,825	△2,407,625
	地 方 債	2,300,380	2,697,817	△397,437
	政府保証債	—	—	—
	金 融 債	—	—	—
	社 債	19,490,670	22,216,002	△2,725,332
合 計	受 益 証 券	772,073	808,955	△36,882
	小 計	29,436,024	35,034,661	△5,598,636
合 計		34,282,039	38,462,020	△4,179,981

令和6年度

2. 有価証券の売却

- (1) 当期中に売却した満期保有目的の債券
当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

- (2) 当期中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

種 類	売却額	売却益	売却損
株 式	380,314	307,236	6,818
債 券			
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
政 府 保 証 債	—	—	—
金 融 債	—	—	—
社 債	300,000	—	4,127
受 益 証 券	—	—	—
合 計	680,314	307,236	10,945

3. 有価証券の保有目的の変更

当期中において保有目的区分を変更した有価証券はありません。

【7】退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に備えるため、職員退職給付規程に基づく退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため一般財団法人 全国農林漁業団体共済会との契約に基づく特定退職金共済制度を採用しています。さらに、J A全共連との契約に基づく確定給付型企业年金制度を併せて採用しています。

なお、特定退職金共済制度の積立金額は、2,679,888千円です。

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	3,529,345千円	①
勤務費用	59,358千円	②
利息費用	66,701千円	③
数理計算上の差異の発生額	1,386千円	④
退職給付の支払額	△ 151,245千円	⑤
過去勤務費用の発生額	—千円	⑥
期末における退職給付債務	3,505,546千円	⑦
	⑦=①+②+③+④+⑤+⑥	

3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,848,374千円	①
期待運用収益	25,138千円	②
数理計算上の差異の発生額	△ 6,553千円	③
確定給付型年金制度への拠出金	57,679千円	④
退職給付の支払額	△ 56,494千円	⑤
期末における年金資産	1,868,145千円	⑥
	⑥=①+②+③+④+⑤	

令和7年度

2. 有価証券の売却

- (1) 当期中に売却した満期保有目的の債券
当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

- (2) 当期中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

種 類	売却額	売却益	売却損
株 式	566,225	329,962	13,904
債 券			
国 債	—	—	—
地 方 債	200,000	—	55,831
政 府 保 証 債	—	—	—
金 融 債	—	—	—
社 債	600,000	—	137,685
受 益 証 券	2,048,145	121,535	178,820
合 計	3,414,370	451,497	386,240

3. 有価証券の保有目的の変更

当期中において保有目的区分を変更した有価証券はありません。

【7】退職給付に関する注記

1. 採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に備えるため、職員退職給付規程に基づく退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため一般財団法人 全国農林漁業団体共済会との契約に基づく特定退職金共済制度を採用しています。さらに、J A全共連との契約に基づく確定給付型企业年金制度を併せて採用しています。

なお、特定退職金共済制度の積立金額は、2,768,002千円です。

2. 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	3,505,546千円	①
勤務費用	61,449千円	②
利息費用	67,415千円	③
数理計算上の差異の発生額	△ 756,954千円	④
退職給付の支払額	△ 183,815千円	⑤
過去勤務費用の発生額	—千円	⑥
期末における退職給付債務	2,693,642千円	⑦
	⑦=①+②+③+④+⑤+⑥	

3. 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,868,145千円	①
期待運用収益	25,407千円	②
数理計算上の差異の発生額	△ 4,045千円	③
確定給付型年金制度への拠出金	61,451千円	④
退職給付の支払額	△ 63,272千円	⑤
期末における年金資産	1,887,685千円	⑥
	⑥=①+②+③+④+⑤	

3. 注記表

令和6年度

4. 退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用および退職給付引当金の調整表

退職給付債務	3,505,546千円	①
年金資産	△ 1,868,145千円	②
未積立退職給付債務	1,637,401千円	③=①+②
未認識過去勤務費用	33,849千円	④
未認識数理計算上の差異	一千円	⑤
貸借対照表計上額純額	1,671,250千円	⑥=③+④+⑤
前払年金費用	△ 155,009千円	⑦
退職給付引当金	1,826,259千円	⑧=⑥-⑦

5. 退職給付費用およびその内訳項目の金額

勤務費用	59,358千円	①
利息費用	66,701千円	②
期待運用収益	△ 25,138千円	③
数理計算上の差異の費用処理額	7,939千円	④
過去勤務費用の費用処理額	△ 17,401千円	⑤
小計	91,460千円	⑥
	⑥=①+②+③+④+⑤	
特定退職金共済制度への拠出金	197,351千円	⑦
合計	288,811千円	⑧
	⑧=⑥+⑦	

6. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

一般勘定	100%
------	------

7. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しています。

8. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	1.0899%
長期期待運用収益率	1.36%
過去勤務費用の処理年数	10年
数理計算上の差異の処理年数	当年度一括

9. 特例業務負担金の将来見込額

令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、458,563千円となっています。

令和7年度

4. 退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用および退職給付引当金の調整表

退職給付債務	2,693,642千円	①
年金資産	△ 1,887,685千円	②
未積立退職給付債務	805,956千円	③=①+②
未認識過去勤務費用	16,448千円	④
未認識数理計算上の差異	一千円	⑤
貸借対照表計上額純額	822,404千円	⑥=③+④+⑤
前払年金費用	△ 349,730千円	⑦
退職給付引当金	1,172,135千円	⑧=⑥-⑦

5. 退職給付費用およびその内訳項目の金額

勤務費用	61,449千円	①
利息費用	67,415千円	②
期待運用収益	△ 25,407千円	③
数理計算上の差異の費用処理額	△ 752,909千円	④
過去勤務費用の費用処理額	△ 17,401千円	⑤
小計	△ 666,852千円	⑥
	⑥=①+②+③+④+⑤	
特定退職金共済制度への拠出金	197,329千円	⑦
合計	△ 469,523千円	⑧
	⑧=⑥+⑦	

6. 年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。

一般勘定	100%
------	------

7. 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しています。

8. 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	2.6463%
長期期待運用収益率	1.36%
過去勤務費用の処理年数	10年
数理計算上の差異の処理年数	当年度一括

9. 特例業務負担金の将来見込額

令和8年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、403,136千円となっています。

令和6年度

【8】税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内容

	令和7年3月31日
	現 在
[繰延税金資産]	
退職給付引当金超過額	517,119千円
減損損失額（減価償却否認額）	373,843千円
減損損失額（土地否認額）	310,330千円
特例業務負担金引当金超過額	130,012千円
賞与引当金超過額	120,606千円
社債評価減否認額	46,864千円
資産除去債務超過額	34,561千円
その他有価証券に係る評価差額	1,225,168千円
その他	89,014千円
繰延税金資産小計	2,847,518千円
評価性引当額	△ 2,441,309千円
繰延税金資産合計（A）	406,209千円
[繰延税金負債]	
前払年金費用	△ 43,976千円
全農みなし配当額等	△ 24,800千円
資産除去債務対応資産（建物）	△ 486千円
その他有価証券に係る評価差額	△ 207,713千円
繰延税金負債合計（B）	△ 276,975千円
[繰延税金資産の純額]（A）+（B）	129,234千円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主要な原因

	令和7年3月31日
	現 在
[法定実効税率]	27.66 %
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.58 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 10.41 %
住民税等均等割額	5.77 %
法人税額の特別控除額	△ 1.55 %
評価性引当額の増減	△ 4.98 %
収用換地等の特別控除	△ 0.44 %
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正	△ 1.02 %
その他	△ 0.12 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	19.49 %

3. 法人税等の税率変更による繰延税金資産および繰延税金負債の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率を27.66%から28.37%に変更し計算しています。

この変更により、再評価にかかる繰延税金負債が20,078千円増加し、繰延税金資産が2,242千円、土地再評価差額金が20,078千円、その他有価証券評価差額金が5,198千円それぞれ減少し、法人税等調整額が2,957千円減少しています。

令和7年度

【8】税効果会計に関する注記

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内容

	令和8年3月31日
	現 在
[繰延税金資産]	
減損損失額（減価償却否認額）	335,145千円
退職給付引当金超過額	332,535千円
減損損失額（土地否認額）	320,818千円
賞与引当金超過額	157,395千円
特例業務負担金引当金超過額	114,370千円
社債評価減否認額	46,864千円
資産除去債務超過額	34,622千円
税務上の繰越欠損金	33,725千円
その他有価証券に係る評価差額	1,588,333千円
その他	87,681千円
繰延税金資産小計	3,051,487千円
評価性引当額	△ 2,612,720千円
繰延税金資産合計（A）	438,766千円
[繰延税金負債]	
前払年金費用	△ 99,218千円
全農みなし配当額等	△ 24,800千円
資産除去債務対応資産（建物）	△ 412千円
その他有価証券に係る評価差額	△ 394,481千円
繰延税金負債合計（B）	△ 518,911千円
[繰延税金負債の純額]（A）+（B）	△ 80,144千円

2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主要な原因

	令和8年3月31日
	現 在
[法定実効税率]	27.66 %
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.45 %
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△ 4.62 %
住民税等均等割額	1.90 %
評価性引当額の増減	△ 21.30 %
収用換地等の特別控除	△ 0.02 %
その他	△ 0.45 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	4.63 %

3. 注記表

令和6年度

【9】 賃貸等不動産に関する注記

当組合では、子会社である株式会社J A岡山等に対し、不動産の一部賃貸等を行っていますが、それら賃貸等不動産の総額に重要性が認められないことから、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準等」に基づく注記事項は記載を省略しています。

【10】 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「〔1〕重要な会計方針に係る事項に関する注記5.収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

令和7年度

【9】 賃貸等不動産に関する注記

当組合では、子会社である株式会社J A岡山等に対し、不動産の一部賃貸等を行っていますが、それら賃貸等不動産の総額に重要性が認められないことから、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準等」に基づく注記事項は記載を省略しています。

【10】 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「〔1〕重要な会計方針に係る事項に関する注記5.収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

4. 剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	令和6年度	令和7年度
1 当期末処分剰余金	980,333,539	1,239,006,415
2 目的積立金取崩額	—	3,671,000,000
指導事業強化積立金	—	3,671,000,000
3 剰余金処分額	642,848,354	4,409,202,063
(1)利益準備金	50,000,000	168,000,000
(2)任意積立金	380,268,445	3,976,757,263
リスク管理対応積立金	306,369,005	2,361,413,063
施設整備強化積立金	30,000,000	1,530,000,000
指導事業強化積立金	10,000,000	—
営農振興対策積立金	14,296,739	16,118,171
電算情報システム開発積立金	10,000,000	30,000,000
宅地等供給事業積立金	9,602,701	39,226,029
(3)出資配当金	212,579,909	264,444,800
普通出資に対する配当金	212,579,909	264,444,800
4 次期繰越剰余金	337,485,185	500,804,352

注1. 普通出資に対する配当の割合は、次のとおりです。

令和6年度 年2.0% 令和7年度 年2.5%

2. 任意積立金における目的積立金の種類および積立目的、積立目標額、取崩基準等は次のとおりです。

【リスク管理対応積立金】

(積立目的) 企業会計原則のほか、遵守が求められている種々の会計基準（退職給付会計、固定資産の減損会計、税効果会計、資産除去債務等）の適用に関し発生するリスクのほか、発生可能性のある有価証券運用におけるリスク等、会計処理において発生するリスクに対応するため必要額を積み立てる。

(積立目標額) 積立目標額は、次により計算して得た合計額とする。

(1)退職給付債務に関するリスク

次により算定した額のいずれか大きい額とする。

ただし、過去勤務債務および数理計算上の差異等の遅延認識しているものを除く。

①期首における退職給付債務の10%に相当する額

②期首で適用した割引率で計算した退職給付債務から期末で適用すべき割引率で計算した退職給付債務を差し引いた額

(2)固定資産の減損会計に関するリスク

期末帳簿価額の1/10に相当する額

(3)税効果会計に関するリスク

貸借対照表に計上した相殺前の繰延税金資産を限度とする。

(4)資産除去債務に関するリスク

割引後の資産除去債務額に相当する額

(5)有価証券運用に関するリスク

期末帳簿価額の1/10に相当する額

(積立基準) 毎事業年度、積立目標額に達するまで計画的に積み立てるものとする。

ただし、税効果会計に関するリスクに対しては、繰延税金資産の純増加相当額を原則として積み立てるものとする。

(取崩基準) リスク管理対応積立金は、次の事象が発生した場合にこれを取り崩すものとする。

(1)退職給付債務に関するリスク

退職給付債務の算定にあたり、金利低下等により割引率が低下し、10%ルールが適用され

4. 剰余金処分計算書

た場合等の数理計算上の差異額を限度に取り崩す。

(2)固定資産の減損会計に関するリスク

固定資産に対する減損損失を認識した場合、必要額を取り崩す。

(3)税効果会計に関するリスク

税率変更のほか、将来減算一時差異にかかる回収可能額の減少に伴い取り崩す繰延税金資産の額を限度に取り崩す。

(4)資産除去債務に関するリスク

当期計上した除去費用にかかる減価償却費相当額ならびに利息費用の合計額を限度に取り崩す。

(5)有価証券運用に関するリスク

有価証券の処分により損失が発生した場合、またロスカットルール適用により強制評価減等により損失を計上した場合、必要額を取り崩す。

【施設整備強化積立金】

(積立目的) 将来のJ A施設の更新、修理または営農振興ならびに新たな事業展開を図るための本所、支所およびセンター等の施設（土地等を含む）の取得等に充てる。

(積立目標額) ①補助事業による施設の更新として、2,000,000千円
②新たな事業展開を図るための施設（土地等を含む。）の取得・更新・修理等として、会計上の固定資産相当額

(積立基準) 毎事業年度、積立目標額に達するまで計画的に積み立てる。

(取崩基準) ①補助金により取得した減価償却資産を将来において更新する必要がある場合、その必要額を取り崩す。
②新たな事業展開を図るために施設（土地等を含む。）の取得・更新・修理等をする必要がある場合、その必要額を取り崩す。

【営農振興対策積立金】

(積立目的) 農業生産コストの低減対策など営農振興のために経営管理委員会で定めた対象品目に対して還元する。

(積立目標額) 50,000千円

(積立基準) 毎事業年度、積立目標額に達するまで計画的に積み立てる。

(取崩基準) 農業生産コストの低減対策として必要額を取り崩す。

【電算情報システム開発積立金】

(積立目的) 高度情報化社会の到来に対応し、組合員の営農と生活の向上のため、迅速な情報提供とネットワークの整備に充てる。

(積立目標額) 2,000,000千円

(積立基準) 毎事業年度、期末貯金高の2/1,000以内

(取崩基準) 情報提供の高度化に伴う機器・ネットワークの整備および情報システムの開発・維持管理が必要な場合、その必要額を取り崩す。

【宅地等供給事業積立金】

(積立目的) 宅地等供給事業の安定的展開を図り、もって組合員の利益に貢献するために充てる。

(積立目標額) —

(積立基準) 転用相当農地等の売渡しの事業により利益を生じた場合に、当期剰余金（繰越損失金のある場合には、これをしてん補した後の残額）から、農業協同組合法第51条第1項に規定する繰越金を控除した額を限度として、当該利益相当額を積み立てる。

(取崩基準) 転用相当農地等の売渡しの事業において損失が生じた場合、そのてん補に充てるため必要額を取り崩す。

3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用（いわゆる教育情報繰越金）に充てるための繰越額が含まれています。

令和6年度 12百万円

令和7年度 42百万円

1. 直近の5事業年度の主要な経営指標

(単位：百万円，口，人，%)

項 目	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
事業収益	12,487	12,100	12,037	12,588	14,753
信用事業収益	4,543	4,568	4,663	4,958	5,941
共済事業収益	2,314	2,156	2,081	2,082	2,085
農業関連事業収益	4,872	4,825	4,825	4,932	5,338
生活その他事業収益	733	501	441	593	1,372
営農指導事業収益	24	51	26	24	17
経常利益	1,112	914	1,114	473	927
当期剰余金	976	508	△ 76	233	837
出資金 (出資口数)	10,239 (10,239,224)	10,534 (10,533,547)	10,716 (10,715,831)	10,729 (10,729,002)	10,652 (10,652,472)
純資産額	37,131	36,441	36,538	34,354	34,105
総資産額	613,473	607,090	616,841	610,932	606,143
貯金等残高	559,935	555,712	565,134	559,125	551,078
貸出金残高	171,892	177,404	178,920	174,672	175,140
有価証券残高	38,242	38,305	39,243	40,376	39,248
剰余金配当金額	202	207	212	213	264
出資配当額	202	207	212	213	264
事業利用分量配当額	—	—	—	—	—
職員数	946	934	937	934	934
単体自己資本比率	13.14%	13.36%	13.55%	13.28%	13.21%

- 注) 1. 事業収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いはありません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
 5. 当期損失金は△表示しています。

2. 利益総括表

(単位：百万円，%)

項 目	令和6年度	令和7年度	増 減
資金運用収支	3,909	3,811	△ 98
役務取引等収支	83	100	17
その他信用事業収支	52	△ 213	△ 265
信用事業粗利益 (信用事業粗利益率)	4,044 (0.73)	3,698 (0.67)	△ 346 (△ 0.06)
事業粗利益 (事業粗利益率)	7,594 (1.20)	7,380 (1.16)	△ 214 (△ 0.04)
事業純益	51	374	322
実質事業純益	63	379	316
コア事業純益	67	747	680
コア事業純益 (投資信託解約損益を除く。)	67	747	680

3. 資金運用収支の内訳

(単位：百万円)

項 目	令和 6 年度			令和 7 年度		
	平均残高	利 息	利回り (%)	平均残高	利 息	利回り (%)
資金運用勘定	547,427	4,395	0.80	546,425	5,293	0.97
うち預金	329,516	2,306	0.70	327,538	2,930	0.89
うち有価証券	42,259	454	1.07	44,098	503	1.14
うち貸出金	175,652	1,635	0.93	174,789	1,860	1.06
資金調達勘定	555,850	487	0.09	556,899	1,482	0.27
うち貯金・定期積金	555,616	470	0.08	556,695	1,462	0.26
うち譲渡性貯金	—	—	—	—	—	—
うち借入金	234	2	0.81	204	2	1.13
総資金利ざや	—	—	0.28	—	—	0.30

注 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価率（資金調達利回り＋経費率）

2. 資金運用勘定の利息欄の預金には、農林中央金庫からの奨励金が含まれています。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：百万円)

項 目	令和 6 年度増減額	令和 7 年度増減額
受取利息	237	898
うち預金	372	624
うち有価証券	25	49
うち貸出金	△ 133	225
支払利息	338	996
うち貯金・定期積金	340	992
うち譲渡性貯金	—	—
うち借入金	△ 1	0
差 引	△ 100	△ 98

注 1. 増減額は前年度対比です。

2. △は減少です。

3. 受取利息の預金には、農林中央金庫からの奨励金が含まれています。

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

① 科目別貯金平均残高

(単位：百万円，%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
流動性貯金	274,842 (49.5)	278,633 (50.1)	3,792
定期性貯金	280,774 (50.5)	278,062 (49.9)	△ 2,712
その他の貯金	— (—)	— (—)	—
小 計	555,616 (100.0)	556,695 (100.0)	1,080
譲渡性貯金	— (—)	— (—)	—
合 計	555,616 (100.0)	556,695 (100.0)	1,080

注1. 流動性貯金＝当座貯金＋普通貯金＋貯蓄貯金＋通知貯金＋別段貯金

2. 定期性貯金＝定期貯金＋定期積金

3. () 内は構成比です。

② 定期貯金残高

(単位：百万円，%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
定期貯金	278,777 (100.0)	269,885 (100.0)	△ 8,892
うち固定金利定期	278,723 (100.0)	269,841 (100.0)	△ 8,882
うち変動金利定期	54 (0.0)	44 (0.0)	△ 10

注1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金

2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

3. () 内は構成比です。

(2) 貸出金等に関する指標

① 科目別貸出金平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
手形貸付	624	535	△ 89
証書貸付	174,195	173,449	△ 746
当座貸越	833	804	△ 29
割引手形	—	—	—
合 計	175,652	174,789	△ 863

② 貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：百万円，%)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
固定金利貸出	121,924 (69.8)	123,241 (70.4)	1,317
変動金利貸出	52,748 (30.2)	51,899 (29.6)	△ 849
合 計	174,672 (100.0)	175,140 (100.0)	468

注 () 内は構成比です。

③ 貸出金の担保別内訳残高

(単位：百万円)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
貯金・定期積金等	884	820	△ 64
有 価 証 券	—	—	—
動 産	—	—	—
不 動 産	5,761	5,108	△ 653
そ の 他 担 保 物	5	2	△ 3
小 計	6,650	5,930	△ 720
農業信用基金協会保証	35,657	37,011	1,354
そ の 他 保 証	59,116	55,770	△ 3,346
小 計	94,773	92,781	△ 1,992
信 用	73,250	76,430	3,180
合 計	174,672	175,140	468

④ 債務保証見返額の担保別内訳残高

該当する取引はありません。

⑤ 貸出金の使途別内訳残高

(単位：百万円，%)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
設 備 資 金	147,801 (84.6)	149,723 (85.5)	1,922
運 転 資 金	26,871 (15.4)	25,417 (14.5)	△ 1,454
合 計	174,672 (100.0)	175,140 (100.0)	468

注) () 内は構成比です。

⑥ 貸出金の業種別残高

(単位：百万円，%)

種 類	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
農 業	7,807 (4.5)	9,117 (5.2)	1,310
林 業	13 (0.0)	13 (0.0)	—
水 産 業	77 (0.0)	75 (0.0)	△ 2
製 造 業	21,422 (12.3)	20,903 (11.9)	△ 519
鉱 業	448 (0.3)	429 (0.2)	△ 19
建 設 ・ 不 動 産 業	58,981 (33.8)	59,958 (34.2)	977
電気・ガス・熱供給・水道業	1,879 (1.1)	2,067 (1.2)	188
運 輸 ・ 通 信 業	6,852 (3.9)	6,878 (3.9)	26
金 融 ・ 保 険 業	3,812 (2.2)	3,652 (2.1)	△ 160
卸売・小売・サービス・飲食業	35,947 (20.6)	35,492 (20.3)	△ 455
地 方 公 共 団 体	25,923 (14.8)	24,574 (14.0)	△ 1,349
非 営 利 法 人	32 (0.0)	25 (0.0)	△ 7
そ の 他	11,479 (6.6)	11,957 (6.8)	478
合 計	174,672 (100.0)	175,140 (100.0)	468

注) () 内は構成比（貸出金全体に対する割合）です。

1. 信用事業

⑦ 主要な農業関係の貸出金残高

1) 営農類型別

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
農 業	2,429	2,620	191
穀 作	1,098	1,068	△ 30
野 菜 ・ 園 芸	292	264	△ 28
果 樹 ・ 樹 園 農 業	237	228	△ 8
工 芸 作 物	—	—	—
養 豚 ・ 肉 牛 ・ 酪 農	56	51	△ 5
養 鶏 ・ 養 卵	2	4	1
養 蚕	—	—	—
そ の 他 農 業	744	1,005	261
農業関連団体等	—	—	—
合 計	2,429	2,620	191

(注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。

なお、前記⑥の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。

2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれています。

3. 「農業関連団体等」には、J Aや全農とその子会社等が含まれています。

2) 資金種類別

(貸出金)

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
プロパー資金	828	879	51
農業制度資金	1,601	1,741	140
農業近代化資金	1,233	1,425	192
その他制度資金	368	316	△ 52
合 計	2,429	2,620	191

(注) 1. プロパー資金とは、当J A原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

2. 農業制度資金には、①地方公共団体が直接的または間接的に融資するもの、②地方公共団体が利子補給等を行うことでJ Aが低利で融資するもの、③日本政策金融公庫が直接融資するものがあり、ここでは①の転貸資金と②を対象としています。

3. その他制度資金には、農業経営改善促進資金（スーパー S 資金）や農業経営負担軽減支援資金などが該当します。

(受託貸付金)

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
株式会社日本政策金融公庫資金	—	—	—
そ の 他	—	—	—
合 計	—	—	—

(注) 株式会社日本政策金融公庫資金は、農業（旧農林漁業金融公庫）に係る資金をいいます。

⑧ 農協法に基づく開示債権の状況及び金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

(単位：百万円)

債権区分	令和6年度				令和7年度			
	債権額	保全額			債権額	保全額		
		担保保証	引当	合計		担保保証	引当	合計
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	259	225	30	256	217	182	35	217
危険債権	442	380	56	436	435	376	54	430
要管理債権	—	—	—	—	—	—	—	—
三月以上延滞債権	—	—	—	—	—	—	—	—
貸出条件緩和債権	—	—	—	—	—	—	—	—
小計	701	605	86	691	652	559	88	647
正常債権	174,048				174,572			
合計	174,749				175,224			

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始，更生手続開始，再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの，財政状態および経営成績が悪化し，契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」と5. 「貸出条件緩和債権」の合計額です。

4. 三月以上延滞債権

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものです。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として，金利の減免，利息の支払猶予，元本の返済猶予，債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権，危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものです。

6. 正常債権

債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして，上記に掲げる債権以外のものに区分される債権です。

⑨ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当する取引はありません。

⑩ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度					令和7年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	3	15	—	3	15	15	20	—	15	20
個別貸倒引当金	45	106	0	44	106	106	111	5	101	111
合計	48	121	0	48	121	121	131	5	116	131

1. 信用事業

⑪ 貸出金償却の額

(単位：百万円)

項 目	令和6年度	令和7年度
貸出金償却額	—	—

(3) 内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

種 類		令和6年度		令和7年度	
		仕 向	被 仕 向	仕 向	被 仕 向
送金・振込為替	件 数	103,515	629,178	107,217	636,917
	金 額	149,135	143,548	157,756	151,705
代金取立為替	件 数	2	1	15	5
	金 額	2	0	48	34
雑 為 替	件 数	1,711	176	1,670	162
	金 額	285	26	326	16
合 計	件 数	105,228	629,355	108,902	637,084
	金 額	149,422	143,574	158,130	151,755

(4) 有価証券に関する指標

① 種類別有価証券平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和6年度	令和7年度	増 減
国 債	8,910	9,288	379
地 方 債	2,770	3,063	294
政 府 保 証 債	—	—	—
金 融 債	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—
社 債	25,064	27,029	1,964
株 式	1,456	1,764	308
そ の 他 の 証 券	4,060	2,953	△ 1,107
合 計	42,259	44,098	1,838

② 商品有価証券種類別平均残高

該当する取引はありません。

③ 有価証券残存期間別残高

(単位：百万円)

種 類	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合 計
令和7年度								
国 債	—	—	100	—	551	6,270	—	6,920
地 方 債	—	192	—	—	1,192	1,115	—	2,498
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	2,092	2,331	6,713	2,200	3,635	7,147	—	24,117
株 式	—	—	—	—	—	—	3,174	3,174
その他の証券	710	313	1,205	186	113	—	10	2,539
令和6年度								
国 債	—	—	100	—	575	6,928	—	7,602
地 方 債	—	—	192	—	1,047	1,354	—	2,594
政府保証債	—	—	—	—	—	—	—	—
金 融 債	—	—	—	—	—	—	—	—
短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
社 債	200	2,766	4,520	4,982	3,256	8,095	—	23,818
株 式	—	—	—	—	—	—	2,212	2,212
その他の証券	825	2,012	426	168	104	—	614	4,149

(5) 有価証券等の時価情報等

① 有価証券の時価情報

(満期保有目的の債券)

(単位：百万円)

種 類		令和6年度			令和7年度		
		貸借対照表 計上額	時 価	差 額	貸借対照表 計上額	時 価	差 額
時価が貸借対 照表計上額を 超えるもの	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	203	244	41	203	244	41
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	203	244	41	203	244	41
時価が貸借対 照表計上額を 超えないもの	国 債	199	197	△ 2	296	279	△ 17
	地 方 債	—	—	—	198	184	△ 14
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	2,690	2,084	△ 606	4,269	3,366	△ 903
	その他の証券	—	—	—	—	—	—
	小 計	2,889	2,280	△ 608	4,763	3,829	△ 935
合 計		3,091	2,524	△ 568	4,966	4,073	△ 893

1. 信用事業

〔その他の有価証券〕

(単位：百万円)

種 類		令和 6 年度			令和 7 年度		
		貸借対照表計上額	取得原価または償却原価	差 額	貸借対照表計上額	取得原価または償却原価	差 額
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	株 式 債 券	1,803	1,158	645	2,925	1,712	1,213
	国 債	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	—	—	—	—
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	353	332	21	154	132	22
	受 益 証 券	1,970	1,883	88	1,767	1,583	183
	小 計	4,126	3,373	754	4,846	3,427	1,419
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	株 式 債 券	409	437	△ 29	249	280	△ 31
	国 債	7,403	9,027	△ 1,624	6,624	9,032	△ 2,408
	地 方 債	2,594	2,898	△ 304	2,300	2,698	△ 397
	政府保証債	—	—	—	—	—	—
	金 融 債	—	—	—	—	—	—
	社 債	20,573	22,657	△ 2,084	19,491	22,216	△ 2,725
	受 益 証 券	2,179	2,457	△ 278	772	809	△ 37
	小 計	33,158	37,476	△ 4,319	29,436	35,035	△ 5,599
合 計		37,284	40,849	△ 3,565	34,282	38,462	△ 4,180

② 金銭の信託の時価情報
〔その他の金銭の信託〕

該当する取引はありません。

③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連店頭デリバティブ取引

該当する取引はありません。

1. 利益率

(単位：%)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
総資産経常利益率	0.07	0.15	0.07
資本経常利益率	1.24	2.44	1.20
総資産当期純利益率	0.04	0.13	0.10
資本当期純利益率	0.61	2.20	1.59

- 注) 1. 総資産経常利益率＝経常利益／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 2. 資本経常利益率＝経常利益／純資産勘定平均残高×100
 3. 総資産当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／総資産（債務保証見返を除く）平均残高×100
 4. 資本当期純利益率＝当期剰余金（税引後）／純資産勘定平均残高×100

2. 貯貸率・貯証率

(単位：%)

区 分		令和 6 年度	令和 7 年度	増 減
貯 貸 率	期 末	31.2	31.8	0.6
	期 中 平 均	31.6	31.4	△ 0.2
貯 証 率	期 末	7.2	7.1	△ 0.1
	期 中 平 均	7.6	7.9	0.3

- 注) 1. 貯貸率（期 末）＝貸出金残高／貯金残高×100
 2. 貯貸率（期中平均）＝貸出金平均残高／貯金平均残高×100
 3. 貯証率（期 末）＝有価証券残高／貯金残高×100
 4. 貯証率（期中平均）＝有価証券平均残高／貯金平均残高×100

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円，%)

項 目	令和6年度	令和7年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	36,109	36,610
うち、出資金および資本準備金の額	10,729	10,652
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	25,725	26,350
うち、外部流出予定額（△）	213	264
うち、上記以外に該当するものの額	△ 133	△ 127
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	15	20
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	15	20
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	36,124	36,630
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	6	7
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	6	7
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	111	251
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	117	257
自己資本		
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	36,007	36,373
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	263,729	268,087
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額（△）	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	7,252	7,097
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	270,981	275,183
自己資本比率		
自己資本比率（（ハ）／（ニ））	13.28%	13.21%

（注）1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。

2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては標準的計測手法を採用しています。また、オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用するILMについては、告示第250条第1項第

3号に基づき「1」を使用しています。

3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和6年度			令和7年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
現金		3,222	—	—	2,963	—	—
我が国の中央政府および中央銀行向け		9,234	—	—	9,336	—	—
外国の中央政府および中央銀行向け		—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け		—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け		28,846	—	—	27,496	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け		—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け		—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け		200	20	1	—	—	—
地方三公社向け		100	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け		333,673	68,350	2,734	325,551	66,694	2,668
（うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け）		803	211	8	502	121	5
カバード・ボンド向け		—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）		24,732	10,242	410	26,276	10,761	430
（うち特定貸付債権向け）		—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け		4,237	2,608	104	5,525	3,690	148
（うちトランザクター向け）		5	2	0	13	6	0
不動産関連向け		108,470	62,145	2,486	107,821	61,642	2,466
（うち自己居住用不動産等向け）		41,765	20,539	822	39,780	19,261	770
（うち賃貸用不動産向け）		58,769	35,018	1,401	60,097	35,863	1,435
（うち事業用不動産関連向け）		7,936	6,588	264	7,944	6,519	261
（うちその他不動産関連向け）		—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）		—	—	—	—	—	—
劣後債権およびその他資本性証券等		—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）		313	139	6	209	133	5
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		159	157	6	136	134	5
取立未済手形		68	14	1	56	11	0
信用保証協会等による保証付		35,673	3,532	141	37,030	3,673	147
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—	—	—	—
株式等		2,962	2,962	118	3,355	4,362	174
共済約款貸付		—	—	—	—	—	—
上記以外		55,893	110,001	4,400	59,821	113,978	4,559
（うち重要な出資のエクスポージャー）		—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）		—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）		35,688	89,221	3,569	35,688	89,221	3,569
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）		383	958	38	416	1,040	42
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）		—	—	—	—	—	—
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）		—	—	—	—	—	—
（うち上記以外のエクスポージャー）		19,822	19,822	793	23,716	23,716	949

信用リスク・アセット		令和6年度			令和7年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
	証券化	—	—	—	—	—	—
	(うちSTC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
	(うち短期STC要件適用分)	—	—	—	—	—	—
	(うち不良債権証券化適用分)	—	—	—	—	—	—
	(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)	—	—	—	—	—	—
	再証券化	—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用 されるエクスポージャー	4,340	3,560	142	2,392	3,008	120
	(うちルックスルー方式)	4,340	3,560	142	2,392	3,008	120
	(うちマンドート方式)	—	—	—	—	—	—
	(うち蓋然性方式250%)	—	—	—	—	—	—
	(うち蓋然性方式400%)	—	—	—	—	—	—
	(うちフォールバック方式)	—	—	—	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段 に係るエクスポージャーに係る経過 措置によりリスク・アセットの額に 算入されなかったものの額 (△)	—	—	—	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計	612,123	263,729	10,549	607,968	268,087	10,723
	CVAリスク相当額 ÷ 8 % (簡便法)	—	—	—	—	—	—
	中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—	—	—
合計 (信用リスク・アセットの額)		612,123	263,729	10,549	607,968	268,087	10,723
オペレーショナル・リスク に対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞		オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額	オペレーショナル・リスク 相当額を8%で除して得た額		所要自己資本額
		a		b = a × 4 %	a		b = a × 4 %
		7,252		290	7,097		284
所要自己資本額		リスク・アセット等 (分母) 合計		所要自己資本額	リスク・アセット等 (分母) 合計		所要自己資本額
		a		b = a × 4 %	a		b = a × 4 %
		270,981		10,839	275,183		11,007

② オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	7,252	7,097
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	290	284
BI	4,835	4,731
BIC	580	568

- ① 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
- ② 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- ③ 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
- ④ 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産（固定資産等）・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
- ⑤ オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

3. 信用リスクに関する事項

① 標準的手法に関する事項

当JAでは自己資本比率算出に係る信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出において、リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&Pグローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

注 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

② 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和6年度				令和7年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	延滞エクスポージャー
法人	農業	586	579	—	20	749	742	—	19
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	5,503	10	4,798	—	6,137	10	5,349	—
	鉱業	74	—	—	—	124	—	—	—
	建設・不動産業	7,084	4,204	2,793	92	7,093	4,186	2,695	74
	電気・ガス・熱供給・水道業	6,416	—	6,313	—	6,347	—	6,313	—
	運輸・通信業	3,714	—	3,500	—	3,737	—	3,501	—
	金融・保険業	338,313	21	5,205	—	330,831	5	5,406	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	3,522	77	3,326	43	3,854	94	3,614	—
	日本国政府・地方公共団体	38,079	25,944	12,135	—	36,831	24,596	12,236	—
	上記以外	37,232	197	—	—	37,273	238	—	—
	個人	143,748	143,731	—	318	145,439	145,410	—	253
	その他	23,511	—	—	—	27,159	—	—	—
業種別残高計		607,783	174,764	38,070	472	605,575	175,281	39,114	346
残存期間別	1年以下	308,278	1,886	200		301,729	1,239	2,102	
	1年超3年以下	4,558	1,755	2,803		5,602	3,003	2,600	
	3年超5年以下	10,737	5,736	5,001		11,589	4,394	7,195	
	5年超7年以下	8,609	3,327	5,282		6,090	3,699	2,391	
	7年超10年以下	14,496	8,373	5,117		15,379	8,553	5,823	
	10年超	197,552	152,313	19,666		197,788	153,227	19,003	
	期限の定めのないもの	63,554	1,374	—		67,397	1,165	—	
残存期間別残高計		607,783	174,764	38,070		605,575	175,281	39,114	

（注）1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。

2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。

3. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。

②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

4. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。

5. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

③ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和 6 年度					令和 7 年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	3	15	—	3	15	15	20	—	15	20
個別貸倒引当金	45	106	0	44	106	106	111	5	101	111

④ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分		令和 6 年度						令和 7 年度					
		期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高	貸出金 償 却	期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高	貸出金 償 却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農業	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	56	—	—	56	—	56	54	—	56	54	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	個 人	45	50	0	44	50	—	50	57	5	45	57	—
業種別計		45	106	0	44	106	—	106	111	5	101	111	—

(注) 当 J A では国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

⑤ 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

項 目	リスク・ ウェイト (%)	令和 6 年度							令和 7 年度						
		CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値 (%)		CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値 (%)	
		オン・ 資産 バランス 項目	オフ・ 資産 バランス 項目	オン・ 資産 バランス 項目	オフ・ 資産 バランス 項目	信用 リスク・ アセットの 額			オン・ 資産 バランス 項目	オフ・ 資産 バランス 項目	オン・ 資産 バランス 項目	オフ・ 資産 バランス 項目	信用 リスク・ アセットの 額		
		A	B	C	D	E	F (=E/ (C+D))		A'	B'	C'	D'	E'	F' (=E'/ (C'+D'))	
現金	0	3,222	—	3,222	—	—	0		2,963	—	2,963	—	—	0	
我が国の中央政府および中央銀行向け	0	9,234	—	9,234	—	—	0		9,336	—	9,336	—	—	0	
外国の中央政府および中央銀行向け	0~150	—	—	—	—	—			—	—	—	—	—		
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—			—	—	—	—	—		
我が国の地方公共団体向け	0	28,846	—	28,846	—	—	0		27,496	—	27,496	—	—	0	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	—	—	—	—	—			—	—	—	—	—		
国際開発銀行向け	0~150	—	—	—	—	—			—	—	—	—	—		
地方公共団体金融機構向け	10~20	—	—	—	—	—			—	—	—	—	—		
我が国の政府関係機関向け	10~20	200	—	200	—	20	10		—	—	—	—	—		
地方三公社向け	20	100	—	100	—	—	0		—	—	—	—	—		
金融機関、第一種金融商品取引業者 および保険会社向け	20~150	333,673	—	333,673	—	68,350	20		325,551	—	325,551	—	66,694	20	
(うち第一種金融商品取引業者および保 険会社向け)	20~150	803	—	803	—	211	26		502	—	502	—	121	24	

項 目	リスク・ ウェイト (%)	令和6年度							令和7年度						
		CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値 (%)	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値 (%)		
		オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額		オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額			
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—			
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20～150	24,732	—	24,732	—	10,242	41	26,276	—	26,276	—	10,761	41		
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—			
中堅中小企業等向けおよび個人向け	45～100	4,223	145	3,844	14	2,608	68	5,468	566	5,100	57	3,690	72		
（うちトランザクター向け）	45	—	50	—	5	2	45	—	131	—	13	6	45		
不動産関連向け	20～150	108,470	—	107,903	—	62,145	58	107,821	—	107,382	—	61,642	57		
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	41,765	—	41,646	—	20,539	49	39,780	—	39,691	—	19,261	49		
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	58,769	—	58,363	—	35,018	60	60,097	—	59,771	—	35,863	60		
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	7,936	—	7,894	—	6,588	83	7,944	—	7,919	—	6,519	82		
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—			
（うちADC向け）	100～150	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—			
劣後債権およびその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—			
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	50～150	209	2	205	0	139	67	101	1	98	0	133	136		
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	157	—	157	—	157	100	134	—	134	—	134	100		
取立未済手形	20	68	—	68	—	14	20	56	—	56	—	11	20		
信用保証協会等による保証付	0～10	35,673	—	35,323	—	3,532	10	37,030	—	36,729	—	3,673	10		
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	10	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—			
株式等	250～400	2,962	—	2,962	—	2,962	100	3,355	—	3,355	—	4,362	130		
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—			
上記以外	100～1250	55,893	—	55,893	—	110,001	197	59,821	—	59,821	—	113,978	191		
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—			
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部TLAC関連調達手段に該当するものの以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—			
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）	250	35,688	—	35,688	—	89,221	250	35,688	—	35,688	—	89,221	250		
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）	250	383	—	383	—	958	250	416	—	416	—	1,040	250		
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—			
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー）	150	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—			
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	19,822	—	19,822	—	19,822	100	23,716	—	23,716	—	23,716	100		
証券化	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—			
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—			
（うち短期STC要件適用分）	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—			
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—			
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—			
再証券化	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—			
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	4,340	—	4,340	—	3,560	82	2,392	—	2,392	—	3,008	126		
未決済取引	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—			
他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額（△）	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—			
合計（信用リスク・アセットの額）	—	—	—	—	—	263,729		—	—	—	—	268,087			

⑥ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額
(単位：百万円)

項目	令和6年度								令和7年度																	
	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)								信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)																	
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計		0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計											
我が国の中央政府および中央銀行向け	9,234	—	—	—	—	—	9,234	9,336	—	—	—	—	—	—	9,336											
外国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—											
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—											
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計										
我が国の地方公共団体向け	28,846	—	—	—	—	—	—	28,846	27,496	—	—	—	—	—	—	27,496										
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—										
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—										
我が国の政府関係機関向け	—	200	—	—	—	—	—	200	—	—	—	—	—	—	—	—										
地方三公社向け	100	—	—	—	—	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—										
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計										
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—										
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計								
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	317,519	16,154	—	—	—	—	—	0	333,673	309,712	15,840	—	—	—	—	—	0	325,551								
(うち、第一種金融商品取引業者および保険会社向け)	302	501	—	—	—	—	—	—	803	302	201	—	—	—	—	—	—	502								
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計								
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—								
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計						
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	7,579	16,552	601	—	—	—	—	—	—	24,732	8,673	16,701	901	—	—	—	—	—	—	26,276						
(うち特定貸付債権向け)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
	100%	150%	250%	400%	その他	合計	100%	150%	250%	400%	その他	合計														
劣後債権およびその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
株式等	—	—	2,962	—	—	—	2,962	—	—	3,355	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,355						
	45%	75%	100%	その他	合計	45%	75%	100%	その他	合計																
中堅中小企業等向けおよび個人向け	5	3,137	222	495	3,858	13	3,585	958	600	5,156																
(うちトランザクター向け)	5	—	—	—	5	13	—	—	—	13																
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向けうち自己居住用不動産等向け	1,861	—	—	—	11,747	—	—	—	—	—	18,991	9,048	41,646	1,973	—	—	—	10,883	—	—	—	—	—	17,611	9,224	39,691
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計		
不動産関連向けうち賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	58,363	—	—	—	—	—	58,363	—	—	—	—	—	59,771	—	—	—	—	—	0	59,771	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計												
不動産関連向けうち事業用不動産関連向け	2,582	5,311	—	—	—	—	7,894	3,043	4,877	—	—	—	—	7,919												
	60%	その他	合計	60%	その他	合計																				
不動産関連向けうちその他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—																				
	100%	150%	その他	合計	100%	150%	その他	合計																		
不動産関連向けうちADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—																		
	50%	100%	150%	その他	合計	50%	100%	150%	その他	合計																
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	3	5	88	109	206	3	21	73	0	98																
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	157	—	—	157	—	134	—	—	134																
	0%	10%	20%	100%	その他	合計	0%	10%	20%	100%	その他	合計														
現金	3,222	—	—	—	—	3,222	2,963	—	—	—	—	2,963														
取立未済手形	—	—	68	—	—	68	—	—	56	—	—	56														
信用保証協会等による保証付	—	35,321	—	—	2	35,323	—	36,727	—	—	3	36,729														
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—														
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—														

⑦ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分	令和6年度				令和7年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 （％）	資産の額および与 信相当額の合計額 （CCF・信用リスク 削減効果適用後）	CCF・信用リスク削減効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 （％）	資産の額および与 信相当額の合計額 （CCF・信用リスク 削減効果適用後）
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目			オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	442,288	—	—	441,465	434,165	—	—	433,452
40%～70%	77,903	50	10	77,505	79,841	131	10	79,532
75%	22,779	86	10	22,729	22,110	419	10	22,098
80%	—	—	—	—	—	—	10	—
85%	32	—	—	32	25	—	—	25
90%～100%	5,707	0	10	5,695	6,011	1	10	5,990
105%～130%	—	—	—	—	—	—	—	—
150%	88	2	10	88	73	1	10	73
250%	2,962	—	—	2,962	3,355	—	—	3,355
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	9	9	10	7	6	16	10	7
合 計	551,769	147	10	550,483	545,587	567	10	544,532

4. 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポージャーに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポージャーのリスク・ウェイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウェイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出規程」にて定めています。信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保取引とは、エクスポージャーの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウェイトが適用される中央政府等、我が国の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

ただし、証券化エクスポージャーについては、これら以外の主体で保証提供時に長期格付がAーまたはA3以上で、算定基準日に長期格付がBBBーまたはBaa3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポージャーのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウェイトに代えて、保証人のリスク・ウェイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視および管理されていること、④貸出金と自組合貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポージャー額としています。

担保に関する評価および管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和 6 年度		令和 7 年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	100	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け	457	—	511	58
自己居住用不動産等向け	—	10,903	—	11,190
賃貸用不動産向け	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	109	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—
合 計	566	11,003	511	11,248

注1. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。

2. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
- ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

3. 「証券化（証券化エクスポージャー）」とは、原資産に係る信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスポージャーのことです。

4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

5. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

7. CVAリスクに関する事項

該当する取引はありません。

8. マーケット・リスクに関する事項

当JAは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としています。

9. オペレーショナル・リスクに関する事項

① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外的な現象により損失を被るリスクのことです。当J Aのリスク管理の方針および手続等の具体的内容は、リスク管理の状況（p. 8）をご参照ください。

② オペレーショナル・リスク相当額の算出方法の概要

当J Aは、標準的計測手法を用いてオペレーショナル・リスク相当額を算出しています。

◇BIの算出方法

BI（事業規模指標）の額は、ILDC（金利要素）、SC（役務要素）およびFC（金融商品要素）を合計して算出しています。なお、ILDC、SCおよびFCの額は告示第249条に定められた方法に基づき算出しています。

◇ILMの算出方法

ILM（内部損失乗数）は、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無該当ありません。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無（特殊損失を除外した場合には、その理由も含む）該当ありません。

10. 出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

「出資等又は株式等」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものであり、当J Aにおいては、これらを①子会社および関連会社株式、②その他有価証券、③系統および系統外出資に区分して管理しています。

①子会社および関連会社については、経営上も密接な連携を図ることにより、当J Aの事業のより効率的運営を目的として、株式を保有しています。これらの会社の経営については毎期の決算書類の分析の他、毎月定期的な連絡会議を行う等適切な業況把握に努めています。

②その他の有価証券については中長期的な運用目的で保有するものであり、適切な市場リスクの把握およびコントロールに努めています。具体的には、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析およびポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会で運用方針を定めるとともに経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された取引方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引については企画部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、これらの出資等または株式等の評価等については、①子会社および関連会社については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて子会社等支援引当金を負債の部に、②その他有価証券については時価評価を行った上で、取得原価との評価差額については、「その他有価証券評価差額金」として純資産の部に計上しています。③系統および系統外出資については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて外部出資等損失引当金を設定しています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

② 出資等又は株式等エクスポージャーの貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

	令和 6 年度		令和 7 年度	
	貸借対照表計上額	時価評価額	貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	2,212	2,212	3,174	3,174
非上場	37,055	37,055	37,052	37,052
合 計	39,267	39,267	40,226	40,226

注) 「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

(単位：百万円)

令和 6 年度			令和 7 年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
307	7	—	330	14	—

④ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和 6 年度		令和 7 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
645	29	1,213	31

⑤ 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和 6 年度		令和 7 年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

11. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和 6 年度	令和 7 年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	4,340	2,392
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式 (250%) を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式 (400%) を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式 (1250%) を適用するエクスポージャー	—	—

12. 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定手法の概要

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当 J A では、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告に係る事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続については以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続の概要

- ・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当 J A では、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一体的に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

- ・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当 J A は、A L M 委員会のもと、自己資本に対する IRRBB の比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

- ・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次で IRRBB を計測しています。

- ・ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当 J A は、金利スワップ等のヘッジ手段を活用し金利リスクの削減に努めています。また、金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上および監査上の取扱い」（日本公認会計士協会）に規定する繰延ヘッジに依っています。

◇金利リスクの算定手法の概要

当 J A では、経済価値ベースの金利リスク量（ $\Delta E V E$ ）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と、標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、スティープ化の 3 シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しています。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は 2.5 年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は 5 年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法（コア貯金モデル等）およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約については考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提（計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか）

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不変としています。

- ・内部モデルの使用等、 $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

- ・前事業年度末の開示からの変動に関する説明

変動はありません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇ $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ 以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理として VaR で計測する市場リスク量を算定しています。

- ・金利リスク計測の前提およびその意味（特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となる $\Delta E V E$ および $\Delta N I I$ と大きく異なる点）
特段ありません。

② 金利リスクに関する事項

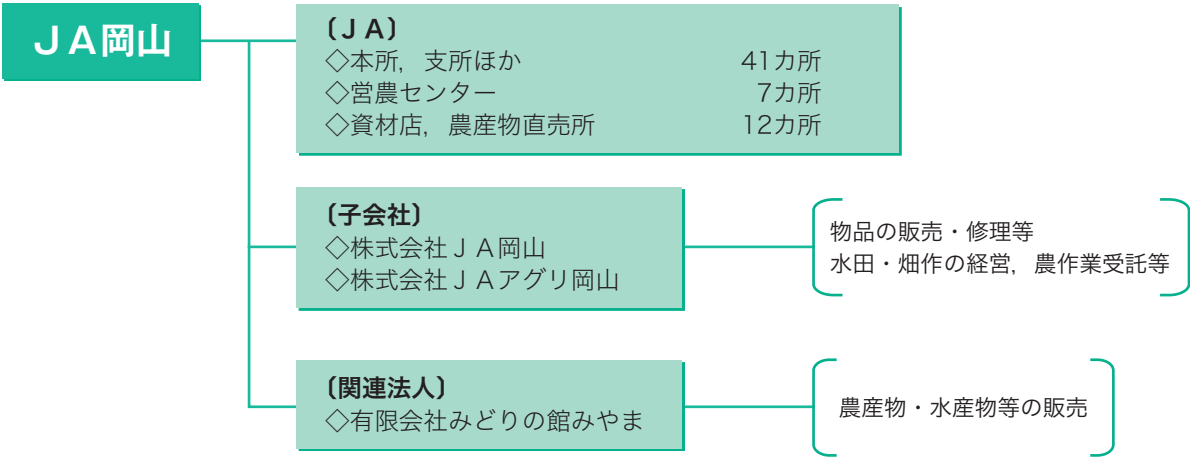
（単位：百万円）

IRRBB1：金利リスク					
項番		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方パラレルシフト	7,518	6,494	110	348
2	下方パラレルシフト	—	—	91	—
3	スティープ化	7,958	6,596		
4	フラット化	—	—		
5	短期金利上昇	—	—		
6	短期金利低下	849	568		
7	最大値	7,958	6,596	110	348
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	36,006		36,373	

1. グループの概況

(1) グループの事業系統図

J A 岡山のグループは、当 J A、子会社 2 社、関連法人等 1 社で構成されています。



(2) 子会社等の状況

名 称	主たる営業所 または事業所 の所在地	事業の内容	設立年月日	資本金 または 出資金	当 J A の 議決権比率	他の子会社等 の議決権比率
株式会社 J A 岡山	岡山市東区 西大寺中野377-1	物品の販売・ 修理等	H18.7.10	8,000千円	100.0%	0.0%
株式会社 J A アグリ岡山	岡山市北区 大供表町1-1	水田・畑作の経営、 農作業受託等	H18.7.12	8,700千円	80.5%	0.0%
有限会社 みどりの館みやま	玉野市 田井2-4464	農産物・ 水産物等の販売	H10.7.1	3,000千円	45.0%	0.0%

(3) 連結事業概況（令和 7 年度）

◇ 連結事業の概況

(1) 事業概要

令和 7 年度の当 J A の連結決算は、子会社 1 社を連結し、子会社・関連法人等 2 社に対して持分法を適用しています。

連結決算の内容は、連結事業収益205億77百万円（対前年22億42百万円増）、連結経常利益 9 億円（対前年 4 億16百万円増）、当期剰余金 8 億16百万円（対前年 6 億 7 百万円増）となりました。

(2) 連結子会社等の事業概要

① 株式会社 J A 岡山

令和 7 年度は、エネルギー価格・食料価格の高騰等、先行き不透明な状況が続く中、役員・社員一丸となってお客さま目線での事業を強化することにより消費者との信頼関係を深め、経営改善に取り組んだ結果、当期における業績は、売上高66億37百万円、売上総利益14億87百万円 計画比99.9%、営業利益542 万円 計画比27.1%となり、売上総利益および営業利益において、L P ガス事業、給油所事業、オートパ ル事業、農業機械事業の 4 事業で計画を上回りました。

② 株式会社ＪＡアグリ岡山

令和７年度の麦は、作付面積が685ha（前年対比95.5％）と前年を若干下回る作付となりました。作柄については11月中旬の播種は苗立ちが良好でしたが、下旬以降の播種は過乾燥で発芽が遅れ、その後も乾燥が続く初期育成が遅れ、加えて2月が低温で推移したため分げつの発生は抑制されました。4月頃になると乾燥の影響による生育ムラやカモ害による生育抑制が目立ち始めました。出穂期は平年より10日程度遅れました。成熟期は曇雨天が続く、成熟は停滞気味でありましたが、心配していた降雨の前に収穫が終了し、外観品質は概ね良好でした。

収量は事業計画比119.8％となり、受取品代も事業計画比118.7％と計画を上回りました。

粗蛋白含量については、栽培管理の徹底などの向上努力に取組んだ結果、平均10.7％となり前年度平均の9.8％を上回り適正範囲となりました。

大豆は作付がありませんでした。

管理料・地代については、農業共済からの麦共済金・数量払交付金・水田活用直接支払交付金の受領、前年産品代精算金等の受取りもあり、事業計画を上回る支払いとなりました。

令和７年度の主な事業活動については、①麦・大豆の管理料・地代の仮渡金と精算金の支払い ②数量払交付金、水田活用直接支払交付金の申請と受領 ③肥料・農薬・種子の注文取りまとめ ④播種前・播種後の栽培面積調査 ⑤麦の農業共済への加入 ⑥麦の生産管理に関する覚書の締結、などについて対応いたしました。

③ 有限会社みどりの館みやま

地域農林水産物の生産と流通を促進するとともに、生産者と消費者及び生産者同士の交流を図り、玉野市の農林水産業の推進に努めました。

その結果、総売上高は２億42百万円（対前年９百万円減）を計上し、当期純利益は46万円（対前年72万円減）となりました。

（４）直近の５連結事業年度の主要な経営指標

（単位：百万円，％）

項 目	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
連結事業収益	18,800	17,765	17,608	18,335	20,577
信用事業収益	4,541	4,566	4,662	4,956	5,939
共済事業収益	2,314	2,156	2,081	2,082	2,085
農業関連事業収益	4,787	4,737	4,816	4,916	5,313
生活その他事業収益	7,132	6,255	6,023	6,358	7,223
営農指導事業収益	24	51	26	24	17
連結経常利益	1,122	923	1,118	484	900
連結当期剰余金	986	510	△ 83	208	816
連結純資産額	37,884	37,177	37,250	35,029	34,746
連結総資産額	614,445	608,079	617,838	611,874	607,000
連結自己資本比率	13.20%	13.42%	13.52%	13.48%	13.41%

（注）１．連結事業収益は各事業収益の合計額を表しています。

２．「連結自己資本比率」は、「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第２号）に基づき算出しています。

３．連結当期損失金は△表示しています。

(5) 連結貸借対照表

(単位：千円)

資 産			負債及び純資産		
科 目	令和6年度 (令和7年3月31日現在)	令和7年度 (令和8年3月31日現在)	科 目	令和6年度 (令和7年3月31日現在)	令和7年度 (令和8年3月31日現在)
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)		
1. 信用事業資産	551,363,124	542,627,530	1. 信用事業負債	561,455,079	553,957,978
(1)現金及び預金	335,861,264	327,393,820	(1)貯 金	558,645,355	550,560,909
(2)有 価 証 券	40,375,585	39,248,148	(2)借 入 金	205,468	195,500
(3)貸 出 金	174,672,234	175,140,169	(3)その他の信用事業負債	2,604,255	3,201,569
(4)その他の信用事業資産	554,594	953,471	2. 共 済 事 業 負 債	1,615,769	1,561,317
(5)貸 倒 引 当 金	△ 100,553	△ 108,078	(1)共 済 資 金	689,716	641,873
2. 共 済 事 業 資 産	1,730	1,861	(2)その他の共済事業負債	926,053	919,445
(1)その他の共済事業資産	1,730	1,861	3. 経 済 事 業 負 債	8,787,793	12,234,297
3. 経 済 事 業 資 産	10,522,151	14,625,527	(1)支払手形及び経済事業未払金	1,337,969	1,313,385
(1)受取手形及び経済事業未収金	2,064,546	2,128,472	(2)その他の経済事業負債	7,449,823	10,920,912
(2)棚 卸 資 産	1,285,655	941,027	4. 雑 負 債	1,485,366	1,660,515
(3)その他の経済事業資産	7,193,623	11,579,805	5. 諸 引 当 金	2,705,904	1,998,988
(4)貸 倒 引 当 金	△ 21,673	△ 23,776	(1)賞 与 引 当 金	220,491	229,908
4. 雑 資 産	1,054,922	969,599	(2)退職給付に係る負債	1,792,410	1,155,687
5. 固 定 資 産	11,483,259	11,315,925	(3)役員退職慰労引当金	60,626	50,374
(1)有 形 固 定 資 産	11,475,026	11,306,574	(4)睡眠貯金払戻損失引当金	81,999	84,200
建 物	17,000,515	17,023,203	(5)環 境 対 策 引 当 金	1,512	1,512
機 械 装 置	6,159,658	6,285,639	(6)特例業務負担金引当金	548,866	477,307
土 地	7,764,982	7,727,844	6. 繰 延 税 金 負 債	—	45,473
リ ー ス 資 産	286,380	286,380	7. 再評価に係る繰延税金負債	795,126	795,091
建 設 仮 勘 定	6,316	—	負債の部合計	576,845,036	572,253,659
その他の有形固定資産	4,045,217	4,018,138	(純 資 産 の 部)		
減価償却累計額	△ 23,788,042	△ 24,034,629	1. 組 合 員 資 本	36,972,068	37,503,959
(2)無 形 固 定 資 産	8,234	9,351	(1)出 資 金	10,729,002	10,652,472
6. 外 部 出 資	37,149,132	37,109,720	(2)利 益 剰 余 金	26,377,689	26,980,872
(1)外 部 出 資	37,149,132	37,109,720	(3)処 分 未 済 持 分	△ 132,542	△ 127,304
7. 退職給付に係る資産	155,009	349,730	(4)子会社の所有する親組合出資金	△ 2,080	△ 2,080
8. 繰 延 税 金 資 産	144,520	—	2. 評 価 ・ 換 算 差 額 等	△ 1,943,257	△ 2,757,725
			(1)その他有価証券評価差額金	△ 3,772,670	△ 4,574,462
			(2)土地再評価差額金	1,805,044	1,804,956
			(3)退職給付に係る調整累計額	24,370	11,782
			純 資 産 の 部 合 計	35,028,812	34,746,235
資産の部合計	611,873,848	606,999,894	負債及び純資産の部合計	611,873,848	606,999,894

(6) 連結損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和6年度 (令和6年4月1日～ 令和7年3月31日)	令和7年度 (令和7年4月1日～ 令和8年3月31日)	科 目	令和6年度 (令和6年4月1日～ 令和7年3月31日)	令和7年度 (令和7年4月1日～ 令和8年3月31日)
1.事業総利益	9,160,456	9,062,596	(7)販売事業収益	1,144,546	1,453,959
(1)信用事業収益	4,955,719	5,939,170	販売品販売高	631,012	909,519
資金運用収益	4,395,199	5,293,244	販売手数料	287,262	297,916
(うち預金利息)	(2,306,369)	(2,930,200)	その他の収益	226,272	246,524
(うち有価証券利息)	(454,100)	(503,322)	(8)販売事業費用	683,124	964,953
(うち貸出金利息)	(1,634,668)	(1,859,665)	販売品販売原価	506,310	765,607
(うちその他受入利息)	(63)	(57)	販売費	67,901	87,021
役務取引等収益	127,485	146,685	その他の費用	108,914	112,326
その他事業直接収益	—	3,873	販売事業総利益	461,422	489,007
その他経常収益	433,036	495,367	(9)その他事業収益	1,167,057	1,798,040
(2)信用事業費用	902,230	2,232,552	(10)その他事業費用	499,535	988,802
資金調達費用	486,572	1,481,991	その他事業総利益	667,522	809,239
(うち貯金利息)	(469,712)	(1,460,216)	2.事業管理費	8,942,863	8,434,453
(うち給付補填金繰入)	(333)	(1,294)	(1)人件費	5,904,333	5,385,477
(うち借入金利息)	(1,905)	(2,296)	(2)その他事業管理費	3,038,530	3,048,976
(うちその他支払利息)	(14,621)	(18,185)	事業利益	217,593	628,144
役務取引等費用	46,096	48,328	3.事業外収益	370,139	342,695
その他事業直接費用	4,127	372,336	(1)受取雑利息	7,679	15,964
その他経常費用	365,435	329,897	(2)受取出資配当金	180,772	180,773
(うち貸倒引当金繰入額)	(66,215)	(12,537)	(3)持分法による投資益	6,572	1,185
信用事業総利益	4,053,490	3,706,618	(4)その他の事業外収益	175,116	144,773
(3)共済事業収益	2,082,281	2,084,527	4.事業外費用	103,910	71,336
共済付加収入	1,954,905	1,939,248	(1)支払雑利息	432	1,013
その他の収益	127,376	145,279	(2)持分法による投資損	3,112	—
(4)共済事業費用	101,925	85,923	(3)その他の事業外費用	100,367	70,323
共済推進費及び共済保全費	68,485	56,145	経常利益	483,822	899,502
その他の費用	33,440	29,778	5.特別利益	58,091	32,472
共済事業総利益	1,980,356	1,998,603	(1)固定資産処分益	57,034	759
(5)購買事業収益	8,985,395	9,301,207	(2)その他の特別利益	1,057	31,714
購買品供給高	8,162,752	8,516,659	6.特別損失	250,735	84,565
購買手数料	144,517	143,978	(1)固定資産処分損	2,038	2,782
その他の収益	678,127	640,570	(2)固定資産圧縮損	739	31,542
(6)購買事業費用	6,987,729	7,242,077	(3)減損損失	247,958	50,241
購買品供給原価	6,623,594	6,870,398	税金等調整前当期利益	291,178	847,410
購買品供給費	71,738	66,845	法人税・住民税及び事業税	48,201	23,771
その他の費用	292,397	304,835	法人税等調整額	34,575	8,003
購買事業総利益	1,997,666	2,059,130	法人税等合計	82,776	31,774
			当期利益	208,402	815,635
			当期剰余金	208,402	815,635

(7) 連結注記表

令和6年度

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1) 連結の範囲に関する事項
- ① 連結される子会社・子法人等

・株式会社 J A 岡山

② 非連結子会社・子法人等

・株式会社 J A アグリ岡山

非連結子会社・子法人等は小規模であり、その総資産、売上高、当期純損益の額のうち持分に見合う額、剰余金のうち持分に見合う額および負債の額のうち持分に見合う額に組合からの当該会社への出資金を加えた額からみて、連結から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、連結の対象から除いており持分法を適用しています。
- (2) 持分法の適用に関する事項
- ① 持分法適用の子会社・子法人等

・株式会社 J A アグリ岡山

② 持分法適用の関連法人等

・有限会社みどりの館みやま

・有限会社サウスヴィレッジ

有限会社サウスヴィレッジについては、令和6年5月31日を以って解散していますが、令和7年3月31日現在清算手続中であることから持分法の対象としています。
- (3) 連結される子会社・子法人等の事業年度等に関する事項
- 連結される子会社・子法人等の事業年度は、連結決算日と一致しています。
- (4) のれんの償却方法および償却期間に関する事項
- 該当事項はありません。
- (5) 剰余金処分項目等の取り扱いに関する事項
- 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準および評価方法
- 有価証券の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
- ① 満期保有目的の債券

： 償却原価法（定額法）

② 子会社株式および関連会社株式

： 移動平均法による原価法

③ その他有価証券

i 時価のあるもの

： 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ii 市場価格のない株式等

： 移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準および評価方法
- 棚卸資産の評価基準および評価方法は、次によっています。
- ① 購買品（肥料・農薬・飼料）

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 購買品（A コープ店を除く(株) J A 岡山の購買品）

令和7年度

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記

- (1) 連結の範囲に関する事項
- ① 連結される子会社・子法人等

・株式会社 J A 岡山

② 非連結子会社・子法人等

・株式会社 J A アグリ岡山

非連結子会社・子法人等は小規模であり、その総資産、売上高、当期純損益の額のうち持分に見合う額、剰余金のうち持分に見合う額および負債の額のうち持分に見合う額に組合からの当該会社への出資金を加えた額からみて、連結から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、連結の対象から除いており持分法を適用しています。
- (2) 持分法の適用に関する事項
- ① 持分法適用の子会社・子法人等

・株式会社 J A アグリ岡山

② 持分法適用の関連法人等

・有限会社みどりの館みやま
- (3) 連結される子会社・子法人等の事業年度等に関する事項
- 連結される子会社・子法人等の事業年度は、連結決算日と一致しています。
- (4) のれんの償却方法および償却期間に関する事項
- 該当事項はありません。
- (5) 剰余金処分項目等の取り扱いに関する事項
- 連結剰余金計算書は、連結会計期間において確定した利益処分に基づいて作成しています。

2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

- (1) 有価証券の評価基準および評価方法
- 有価証券の評価基準および評価方法は、有価証券の保有目的区分ごとに次のとおり行っています。
- ① 満期保有目的の債券

： 償却原価法（定額法）

② 子会社株式および関連会社株式

： 移動平均法による原価法

③ その他有価証券

i 時価のあるもの

： 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ii 市場価格のない株式等

： 移動平均法による原価法
- (2) 棚卸資産の評価基準および評価方法
- 棚卸資産の評価基準および評価方法は、次によっています。
- ① 購買品（肥料・農薬・飼料）

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

② 購買品（A コープ店を除く(株) J A 岡山の購買品）

令和6年度

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

③ 購買品（上記以外）

主として売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

④ 販売品

主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

⑤ 宅地等（販売用不動産）

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

⑥ その他の棚卸資産（原材料・印紙・切手）

主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。

なお、一部の建物（主なものとして、本所ビル、共同乾燥調製施設〔桑野・興除・上道〕、足守・興除管内の建物）と、一部の建物以外の資産（主なものとして、一宮中央選果場、はなやか一宮店、共同乾燥調製施設〔桑野・興除・上道〕、足守・興除管内の資産）については、定額法を採用しています。

また、取得価額10万円以上20万円未満の一括減価償却資産の一部については、法人税法の規定に基づき、3年で均等償却しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、当組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程および資産の償却・引当基準により、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権および法的に経営破綻の事実が発生していないものの実質的に経営破綻に陥っている債務者（実質破綻先）に係る債権については、帳簿価額（債権額）から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フロー

令和7年度

最終仕入原価法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

③ 購買品（上記以外）

主として売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

④ 販売品

主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

⑤ 宅地等（販売用不動産）

個別法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

⑥ その他の棚卸資産（原材料・印紙・切手）

主として総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しています。ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）ならびに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。

なお、一部の建物（主なものとして、本所ビル、共同乾燥調製施設〔桑野・興除・上道〕、足守・興除管内の建物）と、一部の建物以外の資産（主なものとして、一宮中央選果場、はなやか一宮店、共同乾燥調製施設〔桑野・興除・上道〕、足守・興除管内の資産）については、定額法を採用しています。

また、取得価額10万円以上20万円未満の一括減価償却資産の一部については、法人税法の規定に基づき、3年で均等償却しています。

② 無形固定資産

定額法を採用しています。

なお、当組合利用ソフトウェアについては、当組合における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しています。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

貸倒引当金は、あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程および資産の償却・引当基準により、次のとおり計上しています。

破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者（破綻先）に係る債権および法的に経営破綻の事実が発生していないものの実質的に経営破綻に陥っている債務者（実質破綻先）に係る債権については、帳簿価額（債権額）から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しています。

また、現在は経営破綻の状況にはないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（破綻懸念先）に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる額を計上しています。破綻懸念先に対する債権のうち債権の元本の回収に係るキャッシュ・フローを合理的に見積ることができる債権については、当該キャッシュ・フロー

(7) 連結注記表

令和6年度

と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。また、破綻懸念先に対する債権のうち、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額が1千万円以下の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の正常先、要注意先に係る債権については、貸出金等の今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間で1算定期間とした貸倒実績率の過去3算定期間における平均値に基づき予想損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定規程等に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、過去の支給実績を勘案し、次期支給の賞与見込額のうち当期に属する期間対応分を計上しています。

③ 退職給付に係る負債

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末の退職給付債務および年金資産の時価に基づき計上しています。

i 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

ii 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、発生した各事業年度において全額費用処理することとしています。過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ 睡眠貯金払戻損失引当金

利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。

⑥ 環境対策引当金

建物および設備等に使用されているアスベスト等の撤去、処分等に関する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しています。

⑦ 特例業務負担金引当金

旧農林漁業団体職員共済組合(存続団体)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため、当組合が拠出する特例業務負担金の令和7年3月末現在における令和14年3月までの実負担見込額に基づき計上しています。

(5) 収益および費用の計上基準

① 収益認識に関する会計基準等に係る収益の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

i 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入

令和7年度

と債権の帳簿価額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額との差額を引き当てています。また、破綻懸念先に対する債権のうち、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除した残額が1千万円以下の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した貸倒実績率等に基づき算出した金額を計上しています。

上記以外の正常先、要注意先に係る債権については、貸出金等の今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間で1算定期間とした貸倒実績率の過去3算定期間における平均値に基づき予想損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しています。

すべての債権は、資産査定規程等に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した内部監査部署が査定結果を監査しています。

② 賞与引当金

職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、過去の支給実績を勘案し、次期支給の賞与見込額のうち当期に属する期間対応分を計上しています。

③ 退職給付に係る負債

職員の退職給付に備えるため、当事業年度末の退職給付債務および年金資産の時価に基づき計上しています。

i 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっています。

ii 数理計算上の差異および過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異については、発生した各事業年度において全額費用処理することとしています。過去勤務費用は、その発生時の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しています。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払いに備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。

⑤ 睡眠貯金払戻損失引当金

利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。

⑥ 環境対策引当金

建物および設備等に使用されているアスベスト等の撤去、処分等に関する支出に備えるため、今後発生すると見込まれる金額を計上しています。

⑦ 特例業務負担金引当金

旧農林漁業団体職員共済組合(存続団体)が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため、当組合が拠出する特例業務負担金の令和8年3月末現在における令和14年3月までの実負担見込額に基づき計上しています。

(5) 収益および費用の計上基準

① 収益認識に関する会計基準等に係る収益の計上基準

当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。

i 購買事業

農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入

令和6年度

し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

ii 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(6) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、動産・不動産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しています。

(7) 記載金額の端数処理

連結貸借対照表、連結損益計算書および連結注記表等の記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しています。そのため、内訳金額を合計した金額が合計欄記載の金額と一致しない場合があります。

なお、金額が五百円未満の科目等については「0」、残高が無い場合は「-」で表示しています。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 米穀共同計算について

当組合は、生産者が生産した米穀を無条件委託販売契約に基づき販売を行っており、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

共同計算の会計処理については、受託販売について生じた生産者に対する立替金（経費）および概算金を、該当年産毎に区分管理したうえで連結貸借対照表のその他の経済事業資産に計上しています。

また、連結貸借対照表のその他の経済事業負債に、受託販売品の販売代金を計上しています。

さらに、該当年産米のすべての販売が終了した後、販売代金に相当する概算金や当組合が収益として受け取る販売手数料および倉庫保管料、組合が立替払いした経費等をその他の経済事業負債から控除した残額を精算金として生産者に支払う会計処理を行っています。

② 当組合が代理人として関与する取引の連結損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として委託販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

令和7年度

し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

ii 販売事業

組合員が生産した農畜産物を当組合が集荷して共同で業者等に販売する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しています。

(6) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。ただし、動産・不動産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しています。

(7) 記載金額の端数処理

連結貸借対照表、連結損益計算書および連結注記表等の記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しています。そのため、内訳金額を合計した金額が合計欄記載の金額と一致しない場合があります。

なお、金額が五百円未満の科目等については「0」、残高が無い場合は「-」で表示しています。

(8) その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項

① 米穀共同計算について

当組合は、生産者が生産した米穀を無条件委託販売契約に基づき販売を行っており、販売代金と販売に要する経費をプール計算することで生産者に支払いをする共同計算を行っています。

共同計算の会計処理については、受託販売について生じた生産者に対する立替金（経費）および概算金を、該当年産毎に区分管理したうえで連結貸借対照表のその他の経済事業資産に計上しています。

また、連結貸借対照表のその他の経済事業負債に、受託販売品の販売代金を計上しています。

さらに、該当年産米のすべての販売が終了した後、販売代金に相当する概算金や当組合が収益として受け取る販売手数料および倉庫保管料、組合が立替払いした経費等をその他の経済事業負債から控除した残額を精算金として生産者に支払う会計処理を行っています。

② 当組合が代理人として関与する取引の連結損益計算書の表示について

購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。

また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として委託販売品の販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

(7) 連結注記表

令和6年度

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
- 繰延税金資産 144,520千円

- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- 繰延税金資産の計上は、将来減算一時差異を回収可能な課税所得の見積額を限度として行っています。
- 課税所得の見積額については、中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(※)繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産の金額については、税効果会計に関する注記を参照。

(2) 固定資産の減損処理

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
- 減損損失 247,958千円

- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、当期見込みおよび過去3カ年の事業損益の平均値を基準とし、過去の事業損益の傾向値や将来予測を踏まえて算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
- 貸倒引当金 122,225千円

- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- i 算定方法
- 「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しています。
- ii 主要な仮定
- 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を

令和7年度

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
- 繰延税金負債 45,473千円
- (繰延税金負債と相殺前の繰延税金資産の金額は473,437千円です。)

- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- 繰延税金資産の計上は、未使用の税務上の繰越欠損金および将来減算一時差異を回収可能な課税所得の見積額を限度として行っています。

課税所得の見積額については、中期経営計画を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積っています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受ける可能性があり、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、税制改正により、実効税率が変更された場合には、翌事業年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 固定資産の減損処理

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
- 減損損失 50,241千円

- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- 資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る判定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、当期見込みおよび過去3カ年の事業損益の平均値を基準とし、過去の事業損益の傾向値や将来予測を踏まえて算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 貸倒引当金

- ① 当事業年度の計算書類に計上した金額
- 貸倒引当金 131,854千円

- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報
- i 算定方法
- 「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4) 引当金の計上基準」の「①貸倒引当金」に記載しています。
- ii 主要な仮定
- 主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を

令和6年度

個別に評価し、設定しています。

iii 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度の計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産については、圧縮記帳額を控除した残額のみを記載しており、そのうち当組合の圧縮記帳額は7,840,546千円です。

(2) 担保に供した資産等

(単位：千円)

担保に供している資産			担保権によって担保されている債務		
種 類	期末帳簿価額	担保権の種類	内 容	期末残高	
農林中央金庫定期	40,000,000	質 権	農林中央金庫の為替決済	—	
中国銀行定期	100,000	質 権	岡 山 市 の 公 金 収 納	4,404	
中国銀行定期	100	質 権	岡山市水道局の公金収納	57	
供 託 金	100	質 権	岡山市下水道局の公金収納	194	
中国銀行定期	2,000	質 権	玉 野 市 の 公 金 収 納	668	
中国銀行定期	2,100	質 権	瀬 戸 内 市 の 公 金 収 納	3,122	
合 計	40,104,300		合 計	8,445	

(3) 経営管理委員、理事および監事に対する金銭債権・債務の総額

経営管理委員、理事および監事に対する金銭債権の総額
30,597千円

経営管理委員、理事および監事に対する金銭債務の総額
—千円

(4) 破産更生債権等の状況

(単位：千円)

区 分	金 額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	259,444
危 険 債 権	441,789
三 月 以 上 延 滞 債 権	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	—
合 計	701,234

(※) 破産更生債権等とは、農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額およびその合計額です。

なお、破産更生債権等は、当該債権額を開示するものであり、担保・保証等による保全の有無および個別貸倒引当金で引き当てられているものを考慮していませんので、開示額は回収不能額を表すものではありません。

[破産更生債権及びこれらに準ずる債権]

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

[危険債権]

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

[三月以上延滞債権]

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅

令和7年度

個別に評価し、設定しています。

iii 翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度の計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産については、圧縮記帳額を控除した残額のみを記載しており、そのうち当組合の圧縮記帳額は1,055,440千円です。

(2) 担保に供した資産等

(単位：千円)

担保に供している資産			担保権によって担保されている債務		
種 類	期末帳簿価額	担保権の種類	内 容	期末残高	
農林中央金庫定期	45,000,000	質 権	農林中央金庫の為替決済	—	
中国銀行定期	100,000	質 権	岡 山 市 の 公 金 収 納	7,199	
中国銀行定期	2,000	質 権	玉 野 市 の 公 金 収 納	107	
中国銀行定期	2,100	質 権	瀬 戸 内 市 の 公 金 収 納	5,195	
合 計	45,104,100		合 計	12,501	

(3) 経営管理委員、理事および監事に対する金銭債権・債務の総額

経営管理委員、理事および監事に対する金銭債権の総額
291,336千円

経営管理委員、理事および監事に対する金銭債務の総額
—千円

(4) 破産更生債権等の状況

(単位：千円)

区 分	金 額
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	217,195
危 険 債 権	434,529
三 月 以 上 延 滞 債 権	—
貸 出 条 件 緩 和 債 権	—
合 計	651,724

(※) 破産更生債権等とは、農業協同組合法施行規則第204条第1項第1号ホ(2)(i)から(iv)までに掲げるものの額およびその合計額です。

なお、破産更生債権等は、当該債権額を開示するものであり、担保・保証等による保全の有無および個別貸倒引当金で引き当てられているものを考慮していませんので、開示額は回収不能額を表すものではありません。

[破産更生債権及びこれらに準ずる債権]

破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

[危険債権]

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く。）です。

[三月以上延滞債権]

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅

(7) 連結注記表

令和6年度

延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものです。

[貸出条件緩和債権]

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものです。

(5) 「土地の再評価に関する法律」に基づき土地再評価差額金を計上した場合の再評価の方法および同法第10条に規定する差額

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日 公布法律第34号) および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

・再評価を行った年月日 平成11年3月31日
・再評価を行った事業用土地の当年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額

1,695,392千円

・同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日 公布政令第119号) 第2条第3号に定める「地方税法第341条第10号の土地課税台帳または同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算出する方法」に基づき算出。

5. 連結損益計算書に関する注記

(1) 減損損失に関する注記

① 資産をグループ化した方法の概要および減損損失を認識した資産または資産グループの概要

当組合は、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、支所は単独で区分していますが、独立したキャッシュ・フローは算出しないが他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与する本所は組合全体の共用資産として区分しています。また、はなやか中央店は地域を特定せず全エリアから農産物等の出荷受入を行っていることから7つの営農センターグループ全体の共用資産、営農センター・はなやか各店(中央店を除く)・育苗センター・選果場等の組合員の営農活動に必要な営農関連施設等については各営農センター単位の共用資産、ライスセンターについては利用が最も多い支所、ただし広域的な利用が顕著な一部のライスセンターについては複数の支所の共用資産として区分しています。

さらに、子会社である㈱J A岡山が業務の用に供している賃貸資産(Aコープ・オートパル・農機センター・給油所・やすらぎ・LPガスセンター)は、㈱J A岡山への賃貸資産として、営業所ごとに単独で区分しています。

なお、遊休・不稼働資産(将来廃止が機関決定している施設を含む。)については、㈱J A岡山以外の業務外賃貸資産と同様に、単独でグルーピングを行っています。

連結子会社の㈱J A岡山では、キャッシュ・フローを生

令和7年度

延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものです。

[貸出条件緩和債権]

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものです。

(5) 「土地の再評価に関する法律」に基づき土地再評価差額金を計上した場合の再評価の方法および同法第10条に規定する差額

「土地の再評価に関する法律」(平成10年3月31日 公布法律第34号) および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

・再評価を行った年月日 平成11年3月31日
・再評価を行った事業用土地の当年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額

1,703,974千円

・同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日 公布政令第119号) 第2条第3号に定める「地方税法第341条第10号の土地課税台帳または同条第11号の土地補充課税台帳に登録されている価格に合理的な調整を行って算出する方法」に基づき算出。

5. 連結損益計算書に関する注記

(1) 減損損失に関する注記

① 資産をグループ化した方法の概要および減損損失を認識した資産または資産グループの概要

当組合は、キャッシュ・フローを生み出す最小の単位として、支所は単独で区分していますが、独立したキャッシュ・フローは算出しないが他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与する本所は組合全体の共用資産として区分しています。また、はなやか中央店は地域を特定せず全エリアから農産物等の出荷受入を行っていることから7つの営農センターグループ全体の共用資産、営農センター・はなやか各店(中央店を除く)・育苗センター・選果場等の組合員の営農活動に必要な営農関連施設等については各営農センター単位の共用資産、ライスセンターについては利用が最も多い支所、ただし広域的な利用が顕著な一部のライスセンターについては複数の支所の共用資産として区分しています。

さらに、子会社である㈱J A岡山が業務の用に供している賃貸資産(Aコープ・オートパル・農機センター・給油所・やすらぎ・LPガスセンター)は、㈱J A岡山への賃貸資産として、営業所ごとに単独で区分しています。

なお、遊休・不稼働資産(将来廃止が機関決定している施設を含む。)については、㈱J A岡山以外の業務外賃貸資産と同様に、単独でグルーピングを行っています。

連結子会社の㈱J A岡山では、キャッシュ・フローを生

令和6年度

み出す最小の単位として、営業所は単独で区分していますが、独立したキャッシュ・フローは算出しないが、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与する本社（各事業部・大供事務センターを含む。）は全体の共用資産として区分しています。

当期に減損損失を計上した資産または資産グループは次のとおりです。

資産または資産グループ	用 途	種 類	場 所
岡山市農業協同組合	津高支所	業 務 資 産 土地	岡山市
	御津支所	業 務 資 産 器具備品	岡山市
	福渡支所	業 務 資 産 建物・器具備品	岡山市
	加茂川支所	業 務 資 産 建物・器具備品	加賀郡 吉備中央町
	玉野支所	業 務 資 産 器具備品	玉野市
	東児支所	業 務 資 産 器具備品	玉野市
	瀬崎支所	業 務 資 産 建物・器具備品	岡山市
	備南支所	業 務 資 産 土地・建物・構築物・ 器具備品	岡山市
	建部営農センター	業 務 資 産 土地・建物・構築物・ 車輛運搬具・器具備 品・機械装置	岡山市
	備南営農センター	業 務 資 産 土地・建物・構築物・ 車輛運搬具・器具備 品・機械装置	岡山市
	水門ライスセンター	業 務 資 産 土地	岡山市
	その他遊休・不稼働資産等 (業務外賃貸資産を含む)	遊 休 資 産 土地	岡山市
	(株)JA岡山	高松給油所	業 務 資 産 器具備品
胸上給油所		業 務 資 産 器具備品	玉野市
邑久給油所		業 務 資 産 機械装置	瀬戸内市
オートパル備南		業 務 資 産 器具備品	岡山市
オートパル足守		業 務 資 産 器具備品	岡山市
オートパル御津		業 務 資 産 器具備品	岡山市
オートパル加茂川		業 務 資 産 器具備品	加賀郡 吉備中央町
瀬戸内農機センター		業 務 資 産 器具備品	瀬戸内市
A コープ西大寺	業 務 資 産 器具備品	岡山市	

(※) 建物には建物附属設備を含みます。

令和7年度

み出す最小の単位として、営業所は単独で区分していますが、独立したキャッシュ・フローは算出しないが、他の資産グループのキャッシュ・フローの生成に寄与する本社（各事業部・大供事務センターを含む。）は全体の共用資産として区分しています。

当期に減損損失を計上した資産または資産グループは次のとおりです。

資産または資産グループ		用 途	種 類	場 所
岡山市農業協同組合	その他遊休・不稼働資産等 (業務外賃貸資産を含む)	遊 休 資 産	土地・建物・構築物・ 器具備品・機械装置	岡山市
(株)JA岡山	オートパル加茂川	業 務 資 産	機械装置	加賀郡 吉備中央町
	Aコープ西大寺	業 務 資 産	器具備品	岡山市
	Aコープたかまつ	業 務 資 産	建物・器具備品	岡山市

(※) 建物には建物附属設備を含みます。

(7) 連結注記表

令和6年度		
② 減損損失の認識に至った経緯		
資産または資産グループ		認識に至った経緯
岡山市農業協同組合	津高支所	主要な資産である土地の時価が著しく下落しているため、減損の兆候に該当しています。したがって、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。
	水門ライスセンター	
	御津支所	
	福渡支所	
	加茂川支所	事業損益が2期連続赤字であると同時に、短期的に業績の回復が見込まれないことから、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。
	玉野支所	
	東児支所	
	灘崎支所	
	備南支所	
	建部営農センター	
	備南営農センター	
	その他遊休・不稼働資産等(業務外賃貸資産を含む)	現在は、まったく使用されていない資産、使用はされていても著しくその使用頻度が低い資産であることにより、遊休の状態であるため、減損の兆候に該当しています。したがって、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。
(株)JA岡山	益野給油所	事業損益が過去2期連続マイナスの営業所において減損の兆候に該当しているとし、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。
	神崎給油所	
	上道給油所	
	高松給油所	
	大井給油所	
	福谷給油所	
	興除給油所	
	胸上給油所	
	御津給油所	
	加茂川給油所	
	呂久給油所	
	牛窓給油所	
	オートバール足守	
	オートバール備南	
	オートバール御津	
	オートバール加茂川	
	足守農機センター	
	興除農機センター	
	御津農機センター	
	加茂川農機センター	
	瀬戸内農機センター	
	Aコープ西大寺	
	Aコープたかまつ	

令和7年度		
② 減損損失の認識に至った経緯		
資産または資産グループ		認識に至った経緯
岡山市農業協同組合	その他遊休・不稼働資産等(業務外賃貸資産を含む)	現在は、まったく使用されていない資産、使用はされていても著しくその使用頻度が低い資産であることにより、遊休の状態であるため、減損の兆候に該当しています。したがって、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。
		事業損益が過去2期連続マイナスの営業所において減損の兆候に該当しているとし、帳簿価額を回収可能額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しました。
(株)JA岡山	益野給油所	
	神崎給油所	
	上道給油所	
	高松給油所	
	大井給油所	
	福谷給油所	
	興除給油所	
	胸上給油所	
	御津給油所	
	加茂川給油所	
	牛窓給油所	
	オートバール足守	
	オートバール備南	
	オートバール御津	
	オートバール加茂川	
	足守農機センター	
	興除農機センター	
	御津農機センター	
	加茂川農機センター	
	Aコープ西大寺	
	Aコープたかまつ	

令和6年度

③ 減損損失の金額および主な固定資産の種類ごとの該当金額の内訳

(単位：千円)

資産または資産グループ	減損損失額	主な固定資産の減損損失額の内訳	
		土地	土地以外
岡山市農業協同組合	津高支所	77,999	—
	御津支所	5,310	5,310
	福渡支所	5,079	5,079
	加茂川支所	20,763	20,763
	玉野支所	703	703
	東児支所	4,782	4,782
	灘崎支所	4,754	4,754
	備南支所	25,546	4,537
	建部営農センター	24,404	1,814
	備南営農センター	12,224	1,330
	水門ライスセンター	41,950	41,950
	その他遊休・不稼働資産等 (業務外賃貸資産を含む)	16,055	—
	高松給油所	154	—
	胸上給油所	426	—
(株)JA岡山	邑久給油所	6,118	6,118
	オートバール備南	266	—
	オートバール足守	266	—
	オートバール御津	266	—
	オートバール加茂川	266	—
	瀬戸内農機センター	0	—
	Aコープ西大寺	627	—
	合 計	247,958	143,685

※土地以外（建物・構築物・車輛運搬具・器具備品・機械装置）

④ 回収可能額が正味売却価額の場合にはその旨および時価の算出方法、回収可能額が使用価値の場合にはその旨および割引率

資産または資産グループ	回収可能額として採用した基準	時価の算出方法または割引率
岡山市農業協同組合	津高支所	使用価値 2.45%
	御津支所	正味売却価額 固定資産税評価額を基準に評価しています
	福渡支所	正味売却価額 固定資産税評価額を基準に評価しています
	加茂川支所	使用価値 2.45%
	玉野支所	正味売却価額 固定資産税評価額を基準に評価しています
	東児支所	使用価値 2.45%
	灘崎支所	使用価値 2.45%
	備南支所	使用価値 2.45%
	建部営農センター	使用価値 2.45%
	備南営農センター	正味売却価額 固定資産税評価額を基準に評価しています
	水門ライスセンター	使用価値 2.45%
	その他遊休・不稼働資産等 (業務外賃貸資産を含む)	正味売却価額 固定資産税評価額を基準に評価しています
(株)JA岡山	高松給油所	正味売却価額 時価を0円として算出しています
	胸上給油所	
	邑久給油所	
	オートバール備南	
	オートバール足守	
	オートバール御津	
	オートバール加茂川	
	瀬戸内農機センター	
	Aコープ西大寺	

令和7年度

③ 減損損失の金額および主な固定資産の種類ごとの該当金額の内訳

(単位：千円)

資産または資産グループ	減損損失額	主な固定資産の減損損失額の内訳	
		土地	土地以外
岡山市農業協同組合	その他遊休・不稼働資産等 (業務外賃貸資産を含む)	47,792	37,089
(株)JA岡山	オートバール加茂川	470	—
	Aコープ西大寺	841	—
	Aコープたかまつ	1,138	—
合 計		50,241	37,089

※土地以外（建物・構築物・器具備品・機械装置）

④ 回収可能額が正味売却価額の場合にはその旨および時価の算出方法、回収可能額が使用価値の場合にはその旨および割引率

資産または資産グループ	回収可能額として採用した基準	時価の算出方法または割引率
岡山市農業協同組合	その他遊休・不稼働資産等 (業務外賃貸資産を含む)	正味売却価額 固定資産税評価額を基準に評価しています
(株)JA岡山	オートバール加茂川	正味売却価額 時価を0円として算出しています
	Aコープ西大寺	
	Aコープたかまつ	

(7) 連結注記表

令和6年度

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は、組合員等から預かった貯金を原資に、農家等組合員のほか地域内の団体等へ貸付けるほか、農林中央金庫へ預け入れています。またそのほか、安全性の高い国債や地方債などの債券を中心に有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として地区内に居住する組合員等に対する貸出金、系統金融機関である農林中央金庫への預金および有価証券です。

貸出金は融資先の契約不履行によりもたらされる信用リスクにさらされており、貸出金のうち40%が個人に対する住宅関連融資であることから、今後、雇用環境を巡る経済情勢等の悪化等により、契約条件に従った債務履行がされない可能性があります。

また、有価証券は主に満期保有目的および純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利変動リスクおよび市場価格の変動リスクにさらされています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

i 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については、理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本所に審査課を設置し、各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

ii 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引

令和7年度

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当組合は、組合員等から預かった貯金を原資に、農家等組合員のほか地域内の団体等へ貸付けるほか、農林中央金庫へ預け入れています。またそのほか、安全性の高い国債や地方債などの債券を中心に有価証券による運用を行っています。

② 金融商品の内容およびそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として地区内に居住する組合員等に対する貸出金、系統金融機関である農林中央金庫への預金および有価証券です。

貸出金は融資先の契約不履行によりもたらされる信用リスクにさらされており、貸出金のうち40%が個人に対する住宅関連融資であることから、今後、雇用環境を巡る経済情勢等の悪化等により、契約条件に従った債務履行がされない可能性があります。

また、有価証券は主に満期保有目的および純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利変動リスクおよび市場価格の変動リスクにさらされています。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

i 信用リスクの管理

当組合は、個別の重要案件または大口案件については、理事会において対応方針を決定しています。

また、通常の貸出取引については、本所に審査課を設置し、各支所との連携を図りながら、与信審査を行っています。

審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。

貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については、管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。

また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当基準」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

ii 市場リスクの管理

当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。

運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引

令和6年度

については企画部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金および借入金です。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.00%上昇したものと想定した場合には、経済価値が7,052,432千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

iii 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む。）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む。）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

令和7年度

については企画部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

市場リスクに係る定量的情報

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、貸出金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貯金および借入金です。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.00%上昇したものと想定した場合には、経済価値が5,926,259千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

iii 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握した上で、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価（時価に代わるものを含む。）には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額（これに準ずる価額を含む。）が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(7) 連結注記表

令和6年度

- (2) 金融商品の時価等に関する事項
- ① 金融商品の連結貸借対照表計上額および時価等
- 当年度末における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。
- なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	332,609,660	327,488,129	△ 5,121,531
有価証券			
満期保有目的の債券	3,091,385	2,523,854	△ 567,531
その他有価証券	37,284,200	37,284,200	—
貸出金	174,672,234		
貸倒引当金（※1）	△ 100,553		
貸倒引当金控除後	174,571,682	173,053,228	△ 1,518,454
経済事業未収金	2,064,546		
貸倒引当金（※2）	△ 21,673		
貸倒引当金控除後	2,042,873	2,042,873	—
資 産 計	549,599,799	542,392,283	△ 7,207,516
貯金	558,645,355	557,068,193	△ 1,577,162
借入金	205,468	198,955	△ 6,513
経済事業未払金	1,337,969	1,337,969	—
負 債 計	560,188,793	558,605,118	△ 1,583,675

- (※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。
- (※2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

- ② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明
- 資 産
- i 預金
- 満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap以下「O I S」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。
- なお、預金に含まれる仕組預金の時価は、取引金融機関から提示された価額によっています。
- ii 有価証券
- 有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。
- iii 貸出金
- 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。
- 一方、固定金利によるものは貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた額から貸倒引当

令和7年度

- (2) 金融商品の時価等に関する事項
- ① 金融商品の連結貸借対照表計上額および時価等
- 当年度末における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。
- なお、市場価格のない株式等は、次表には含めていません。

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
預金	324,403,987	316,292,049	△ 8,111,938
有価証券			
満期保有目的の債券	4,966,109	4,072,837	△ 893,272
その他有価証券	34,282,039	34,282,039	—
貸出金	175,140,169		
貸倒引当金（※1）	△ 108,078		
貸倒引当金控除後	175,032,091	169,810,583	△ 5,221,509
経済事業未収金	2,128,472		
貸倒引当金（※2）	△ 23,776		
貸倒引当金控除後	2,104,696	2,104,696	—
資 産 計	540,788,922	526,562,203	△ 14,226,719
貯金	550,560,909	548,629,528	△ 1,931,381
借入金	195,500	183,989	△ 11,511
経済事業未払金	1,313,385	1,313,385	—
負 債 計	552,069,794	550,126,902	△ 1,942,892

- (※1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。
- (※2) 経済事業未収金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しています。

- ② 金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明
- 資 産
- i 預金
- 満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap以下「O I S」という。）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。
- なお、預金に含まれる仕組預金の時価は、取引金融機関から提示された価額によっています。
- ii 有価証券
- 有価証券について、主に上場株式や国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額によっています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。
- iii 貸出金
- 貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。
- 一方、固定金利によるものは貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートであるO I Sのレートで割り引いた額から貸倒引当

令和6年度

金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

iv 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

負債

i 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ii 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

iii 経済事業未払金

経済事業未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっています。

- ③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
外部出資（※）	37,149,132

- (※) 外部出資のすべては市場において取引されていない株式や出資金等であることから、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

令和7年度

金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

なお、分割実行案件で未実行額がある場合には、未実行額も含めた元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた額に、帳簿価額に未実行額を加えた額に対する帳簿価額の割合を乗じ、貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額として算定しています。

また、延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

iv 経済事業未収金

経済事業未収金については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

また、延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等については、帳簿価額から貸倒引当金を控除した額を時価に代わる金額としています。

負債

i 貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしています。

また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

ii 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また当組合の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっています。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートであるOISのレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

iii 経済事業未払金

経済事業未払金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、帳簿価額によっています。

- ③ 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これらは①の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
外部出資（※）	37,109,720

- (※) 外部出資のすべては市場において取引されていない株式や出資金等であることから、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2019年7月4日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(7) 連結注記表

令和6年度						
④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額						
(単位：千円)						
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	306,109,660	—	—	—	—	26,500,000
有価証券	597,739	4,007,000	804,980	1,982,740	3,443,160	30,572,460
満期保有目的の債券	—	100,000	200,000	—	200,000	2,700,000
その他有価証券のうち満期があるもの	597,739	3,907,000	604,980	1,982,740	3,243,160	27,872,460
貸出金(※1・2)	10,938,795	9,002,615	8,871,028	9,315,395	8,067,487	128,126,339
経済事業未収金(※3)	2,031,040	—	—	—	—	—
合 計	319,677,234	13,009,615	9,676,008	11,298,135	11,510,647	185,198,799
(※1) 貸出金のうち、当座貸越820,151千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。						
(※2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権、期限の利益を喪失した債権等350,576千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。						
(※3) 経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等33,505千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。						
⑤ 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額						
(単位：千円)						
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(※)	456,944,226	65,895,610	33,549,081	588,913	1,381,501	286,024
借入金	47,150	30,924	21,794	17,021	14,451	74,128
合 計	456,991,376	65,926,534	33,570,875	605,934	1,395,952	360,152
(※) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。						

令和7年度						
④ 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額						
(単位：千円)						
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
預金	297,903,987	—	—	—	—	26,500,000
有価証券	2,513,480	814,750	2,098,740	4,405,480	4,000,000	27,799,420
満期保有目的の債券	100,000	200,000	100,000	200,000	400,000	4,100,000
その他有価証券のうち満期があるもの	2,413,480	614,750	1,998,740	4,205,480	3,600,000	23,699,420
貸出金(※1・2)	10,700,791	9,369,391	9,861,757	8,619,064	8,054,348	128,291,739
経済事業未収金(※3)	2,090,860	—	—	—	—	—
合 計	313,209,117	10,184,141	11,960,497	13,024,544	12,054,348	182,591,159
(※1) 貸出金のうち、当座貸越761,524千円については「1年以内」に含めています。また、期限のない場合は「5年超」に含めています。						
(※2) 貸出金のうち、三月以上延滞債権、期限の利益を喪失した債権等243,078千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。						
(※3) 経済事業未収金のうち、延滞の生じている債権、期限の利益を喪失した債権等37,612千円は償還の予定が見込まれないため、含めていません。						
⑤ 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額						
(単位：千円)						
	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
貯金(※)	494,023,658	27,504,403	26,874,074	979,627	899,199	279,948
借入金	30,924	21,794	19,193	16,664	15,408	91,517
合 計	494,054,582	27,526,197	26,893,266	996,291	914,607	371,466
(※) 貯金のうち、要求払貯金については「1年以内」に含めています。						

令和6年度

7. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価および評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	政 府 保 証 債	—	—	—
	金 融 債	—	—	—
	社 債	202,830	243,540	40,710
	そ の 他	—	—	—
	小 計	202,830	243,540	40,710
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	198,854	196,670	△ 2,184
	地 方 債	—	—	—
	政 府 保 証 債	—	—	—
	金 融 債	—	—	—
	社 債	2,689,702	2,083,644	△ 606,058
	そ の 他	—	—	—
	小 計	2,888,555	2,280,314	△ 608,241
合 計		3,091,385	2,523,854	△ 567,531

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、取得原価または償却原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	取得原価または償却原価	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	株 式	1,803,256	1,158,278	644,979
	債 券			
	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	政 府 保 証 債	—	—	—
	金 融 債	—	—	—
	社 債	352,950	331,957	20,993
	受 益 証 券	1,970,239	1,882,632	87,607
連結貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	小 計	4,126,445	3,372,867	753,578
	株 式	408,614	437,329	△28,715
	債 券			
	国 債	7,403,380	9,027,047	△1,623,667
	地 方 債	2,593,590	2,897,532	△303,942
	政 府 保 証 債	—	—	—
	金 融 債	—	—	—
	社 債	20,573,010	22,657,202	△2,084,192
小 計	受 益 証 券	2,179,161	2,457,178	△278,018
	小 計	33,157,754	37,476,289	△4,318,535
合 計		37,284,200	40,849,156	△3,564,957

(2) 有価証券の売却

① 当期中に売却した満期保有目的の債券

当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

令和7年度

7. 有価証券に関する注記

(1) 有価証券の時価および評価差額に関する事項は次のとおりです。

① 満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
時価が連結貸借対照表計上額を超えるもの	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	政 府 保 証 債	—	—	—
	金 融 債	—	—	—
	社 債	202,830	244,080	41,250
	そ の 他	—	—	—
	小 計	202,830	244,080	41,250
時価が連結貸借対照表計上額を超えないもの	国 債	296,271	278,890	△ 17,381
	地 方 債	197,651	183,750	△ 13,901
	政 府 保 証 債	—	—	—
	金 融 債	—	—	—
	社 債	4,269,358	3,366,117	△ 903,241
	そ の 他	—	—	—
	小 計	4,763,279	3,828,757	△ 934,522
合 計		4,966,109	4,072,837	△ 893,272

② その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの連結貸借対照表計上額、取得原価または償却原価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種 類	連結貸借対照表計上額	取得原価または償却原価	差 額
連結貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	株 式	2,925,295	1,712,004	1,213,290
	債 券			
	国 債	—	—	—
	地 方 債	—	—	—
	政 府 保 証 債	—	—	—
	金 融 債	—	—	—
	社 債	154,120	131,980	22,140
	受 益 証 券	1,766,600	1,583,375	183,225
連結貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	小 計	4,846,015	3,427,359	1,418,655
	株 式	248,701	280,062	△31,361
	債 券			
	国 債	6,624,200	9,031,825	△2,407,625
	地 方 債	2,300,380	2,697,817	△397,437
	政 府 保 証 債	—	—	—
	金 融 債	—	—	—
	社 債	19,490,670	22,216,002	△2,725,332
小 計	受 益 証 券	772,073	808,955	△36,882
	小 計	29,436,024	35,034,661	△5,598,636
合 計		34,282,039	38,462,020	△4,179,981

(2) 有価証券の売却

① 当期中に売却した満期保有目的の債券

当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

(7) 連結注記表

令和6年度

② 当期中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

種 類	売却額	売却益	売却損
株 式	380,314	307,236	6,818
債 券			
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
政 府 保 証 債	—	—	—
金 融 債	—	—	—
社 債	300,000	—	4,127
受 益 証 券	—	—	—
合 計	680,314	307,236	10,945

(3) 有価証券の保有目的の変更

当期中において保有目的区分を変更した有価証券はありません。

8. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当組合は、職員の退職給付に備えるため、職員退職給与規程に基づく退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため一般財団法人 全国農林漁業団体共済会との契約に基づく特定退職金共済制度を採用しています。さらに、J A全共連との契約に基づく確定給付型企业年金制度を併せて採用しています。

なお、特定退職金共済制度の積立金額は、2,679,888千円です。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	3,529,345千円	①
勤務費用	59,358千円	②
利息費用	66,701千円	③
数理計算上の差異の発生額	1,386千円	④
退職給付の支払額	△ 151,245千円	⑤
過去勤務費用の発生額	—千円	⑥
期末における退職給付債務	3,505,546千円	⑦
⑦＝①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥		

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,848,374千円	①
期待運用収益	25,138千円	②
数理計算上の差異の発生額	△ 6,553千円	③
確定給付型年金制度への拠出金	57,679千円	④
退職給付の支払額	△ 56,494千円	⑤
期末における年金資産	1,868,145千円	⑥
⑥＝①＋②＋③＋④＋⑤		

(4) 退職給付債務および年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る資産および退職給付に係る負債の調整表

退職給付債務	3,505,546千円	①
年金資産	△ 1,868,145千円	②
未積立退職給付債務	1,637,401千円	③＝①＋②
連結貸借対照表計上額純額	1,637,401千円	④＝③
退職給付に係る資産	△ 155,009千円	⑤
退職給付に係る負債	1,792,410千円	⑥＝④－⑤

令和7年度

② 当期中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

種 類	売却額	売却益	売却損
株 式	566,225	329,962	13,904
債 券			
国 債	—	—	—
地 方 債	200,000	—	55,831
政 府 保 証 債	—	—	—
金 融 債	—	—	—
社 債	600,000	—	137,685
受 益 証 券	2,048,145	121,535	178,820
合 計	3,414,370	451,497	386,240

(3) 有価証券の保有目的の変更

当期中において保有目的区分を変更した有価証券はありません。

8. 退職給付に関する注記

(1) 採用している退職給付制度の概要

当組合は、職員の退職給付に備えるため、職員退職給与規程に基づく退職一時金制度を採用しています。また、この制度に加え、同規程に基づき退職給付の一部に充てるため一般財団法人 全国農林漁業団体共済会との契約に基づく特定退職金共済制度を採用しています。さらに、J A全共連との契約に基づく確定給付型企业年金制度を併せて採用しています。

なお、特定退職金共済制度の積立金額は、2,768,002千円です。

(2) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	3,505,546千円	①
勤務費用	61,449千円	②
利息費用	67,415千円	③
数理計算上の差異の発生額	△ 756,954千円	④
退職給付の支払額	△ 183,815千円	⑤
過去勤務費用の発生額	—千円	⑥
期末における退職給付債務	2,693,642千円	⑦
⑦＝①＋②＋③＋④＋⑤＋⑥		

(3) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	1,868,145千円	①
期待運用収益	25,407千円	②
数理計算上の差異の発生額	△ 4,045千円	③
確定給付型年金制度への拠出金	61,451千円	④
退職給付の支払額	△ 63,272千円	⑤
期末における年金資産	1,887,685千円	⑥
⑥＝①＋②＋③＋④＋⑤		

(4) 退職給付債務および年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る資産および退職給付に係る負債の調整表

退職給付債務	2,693,642千円	①
年金資産	△ 1,887,685千円	②
未積立退職給付債務	805,956千円	③＝①＋②
連結貸借対照表計上額純額	805,956千円	④＝③
退職給付に係る資産	△ 349,730千円	⑤
退職給付に係る負債	1,155,687千円	⑥＝④－⑤

令和6年度

(5) 退職給付費用およびその内訳項目の金額	
勤務費用	59,358千円 ①
利息費用	66,701千円 ②
期待運用収益	△ 25,138千円 ③
数理計算上の差異の費用処理額	7,939千円 ④
過去勤務費用の費用処理額	△ 17,401千円 ⑤
小計	91,460千円 ⑥
	⑥=①+②+③+④+⑤
特定退職金共済制度への拠出金	197,351千円 ⑦
合計	288,811千円 ⑧
	⑧=⑥+⑦
(6) 退職給付に係る調整累計額に計上された項目の内訳 (税効果計上前)	
未認識過去勤務費用	△ 33,849千円
(7) 年金資産の主な内訳 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。	
一般勘定	100%
(8) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載 年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しています。	
(9) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項	
割引率	1.0899%
長期期待運用収益率	1.36%
過去勤務費用の処理年数	10年
数理計算上の差異の処理年数	当年度一括
(10) 特例業務負担金の将来見込額 令和7年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、548,866千円となっています。	

令和7年度

(5) 退職給付費用およびその内訳項目の金額	
勤務費用	61,449千円 ①
利息費用	67,415千円 ②
期待運用収益	△ 25,407千円 ③
数理計算上の差異の費用処理額	△ 752,909千円 ④
過去勤務費用の費用処理額	△ 17,401千円 ⑤
小計	△ 666,852千円 ⑥
	⑥=①+②+③+④+⑤
特定退職金共済制度への拠出金	197,329千円 ⑦
合計	△ 469,523千円 ⑧
	⑧=⑥+⑦
(6) 退職給付に係る調整累計額に計上された項目の内訳 (税効果計上前)	
未認識過去勤務費用	△ 16,448千円
(7) 年金資産の主な内訳 年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりです。	
一般勘定	100%
(8) 長期期待運用収益率の設定方法に関する記載 年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在および予想される年金資産の配分と年金資産を構成する多様な資産からの現在および将来期待される長期の収益率を考慮しています。	
(9) 割引率その他の数理計算上の計算基礎に関する事項	
割引率	2.6463%
長期期待運用収益率	1.36%
過去勤務費用の処理年数	10年
数理計算上の差異の処理年数	当年度一括
(10) 特例業務負担金の将来見込額 令和8年3月現在における令和14年3月までの特例業務負担金の将来見込額は、477,307千円となっています。	

(7) 連結注記表

令和6年度		令和7年度	
9. 税効果会計に関する注記		9. 税効果会計に関する注記	
(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内容		(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生原因別の主な内容	
	令和7年3月31日		令和8年3月31日
	現 在		現 在
[繰延税金資産]		[繰延税金資産]	
退職給付に係る負債超過額	517,119千円	減損損失額（減価償却否認額）	343,828千円
減損損失額（減価償却否認額）	383,508千円	退職給付に係る負債超過額	332,535千円
減損損失額（土地否認額）	310,330千円	減損損失額（土地否認額）	320,818千円
特例業務負担金引当金超過額	161,606千円	賞与引当金超過額	183,543千円
賞与引当金超過額	131,895千円	特例業務負担金引当金超過額	140,404千円
社債評価減否認額	46,864千円	税務上の繰越欠損金	59,357千円
資産除去債務超過額	34,561千円	社債評価減否認額	46,864千円
税務上の繰越欠損金	30,828千円	資産除去債務超過額	34,622千円
その他有価証券に係る評価差額	1,225,168千円	その他有価証券に係る評価差額	1,588,333千円
その他	86,480千円	その他	90,477千円
繰延税金資産小計	2,928,360千円	繰延税金資産小計	3,140,781千円
評価性引当額	△ 2,506,866千円	評価性引当額	△ 2,667,344千円
繰延税金資産合計（A）	421,494千円	繰延税金資産合計（A）	473,437千円
[繰延税金負債]		[繰延税金負債]	
退職給付に係る資産	△ 43,976千円	退職給付に係る資産	△ 99,218千円
全農みなし配当額等	△ 24,800千円	全農みなし配当額等	△ 24,800千円
資産除去債務対応資産（建物）	△ 486千円	資産除去債務対応資産（建物）	△ 412千円
その他有価証券に係る評価差額	△ 207,713千円	その他有価証券に係る評価差額	△ 394,481千円
繰延税金負債合計（B）	△ 276,975千円	繰延税金負債合計（B）	△ 518,911千円
[繰延税金資産の純額]（A）+（B）	144,520千円	[繰延税金負債の純額]（A）+（B）	△ 45,473千円
(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主要な原因		(2) 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主要な原因	
	令和7年3月31日		令和8年3月31日
	現 在		現 在
[法定実効税率]		[法定実効税率]	
（調整）	27.66%	（調整）	27.66%
交際費等永久に損金に算入されない項目	4.81%	交際費等永久に損金に算入されない項目	1.60%
受取配当等永久に益金に算入されない項目	△ 10.33%	受取配当等永久に益金に算入されない項目	△ 4.79%
住民税等均等割額	5.90%	住民税等均等割額	2.02%
法人税額の特別控除額	△ 1.54%	評価性引当額の増減	△ 23.32%
評価性引当額の増減	3.79%	収用換地等の特別控除	△ 0.03%
収用換地等の特別控除	△ 0.43%	連結会社間における内部未実現利益	0.30%
税率変更による期末繰延資産の増額修正	△ 1.02%	持分法による投資差損益	0.04%
連結会社間における内部未実現利益	0.84%	その他	0.27%
持分法による投資差損益	0.33%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	3.75%
その他	△ 1.59%		
税効果会計適用後の法人税等の負担率	28.43%		
(3) 法人税等の税率変更による繰延税金資産および繰延税金負債の修正			
「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が令和7年3月31日に国会で成立したことに伴い、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、当組合においては令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率を27.66%から28.37%に変更し計算しています。			
この変更により、再評価にかかる繰延税金負債が20,078千円増加し、繰延税金資産が2,242千円、土地再評価差額金が			

令和6年度

20,078千円、その他有価証券評価差額金が5,198千円それぞれ減少し、法人税等調整額が2,957千円減少しています。

また、(株)J A岡山においても令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等にかかる繰延税金資産および繰延税金負債については、法定実効税率を34.26%から35.10%に変更し計算しています。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

10. 賃貸等不動産に関する注記

当組合では、子会社である株式会社J A岡山等に対し、不動産の一部賃貸等を行っていますが、それら賃貸等不動産の総額に重要性が認められないことから、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準等」に基づく注記事項は記載を省略しています。

11. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(5)収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

令和7年度

10. 賃貸等不動産に関する注記

当組合では、子会社である株式会社J A岡山等に対し、不動産の一部賃貸等を行っていますが、それら賃貸等不動産の総額に重要性が認められないことから、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準等」に基づく注記事項は記載を省略しています。

11. 収益認識に関する注記

(収益を理解するための基礎となる情報)

「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(5)収益および費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

(8) 連結剰余金計算書

(単位：百万円)

科 目	令和6年度	令和7年度
(資本剰余金の部)		
1 資本剰余金期首残高	—	—
2 資本剰余金増加高	—	—
3 資本剰余金減少高	—	—
4 資本剰余金期末残高	—	—
(利益剰余金の部)		
1 利益剰余金期首残高	26,363	26,378
2 利益剰余金増加高	226	816
当期剰余金	208	816
3 利益剰余金減少高	212	213
配当金	212	213
4 利益剰余金期末残高	26,378	26,981

(9) 農協法に基づく開示債権

(単位：百万円)

債 権 区 分	令和6年度	令和7年度	増 減
破 産 更 生 債 権 及 び これらに準ずる債権額	259	217	△ 42
危 険 債 権 額	442	435	△ 7
要 管 理 債 権 額	—	—	—
三月以上延滞債権額	—	—	—
貸出条件緩和債権額	—	—	—
小 計	701	652	△ 50
正 常 債 権 額	174,048	174,572	525
合 計	174,749	175,224	475

(注) 1. 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産手続開始，更生手続開始，再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っていないものの，財政状態および経営成績が悪化し，契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権及びこれらに準ずる債権を除く）です。

3. 要管理債権

4. 「三月以上延滞債権」と 5. 「貸出条件緩和債権」の合計額です。

4. 三月以上延滞債権

元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権および危険債権に該当しないものです。

5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建または支援を図ることを目的として，金利の減免，利息の支払猶予，元本の返済猶予，債権放棄その他の債務者に有利となる取り決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権，危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものです。

6. 正常債権

債務者の財政状態および経営成績に特に問題がないものとして，上記に掲げる債権以外のものに区分される債権です。

(10) 連結事業年度の事業別事業収益等

(単位：百万円)

区 分	項 目	令和6年度	令和7年度
信用事業	事業収益	4,956	5,939
	経常利益	1,211	1,058
	資産の額	595,672	587,702
共済事業	事業収益	2,082	2,085
	経常利益	509	785
	資産の額	1,136	1,060
農業関連事業	事業収益	4,916	5,313
	経常利益	△ 381	△ 285
	資産の額	12,767	15,750
生活その他事業	事業収益	6,358	7,223
	経常利益	△ 323	△ 182
	資産の額	2,179	2,363
営農指導事業	事業収益	24	17
	経常利益	△ 532	△ 476
	資産の額	119	126
合 計	事業収益	18,335	20,577
	経常利益	484	900
	資産の額	611,874	607,000

2. 連結自己資本の充実の状況

◇連結自己資本比率の状況

令和8年3月末における連結自己資本比率は、13.41%となりました。

連結自己資本は、組合員の普通出資によっています。

○ 普通出資による資本調達額

項 目	内 容
発行主体	岡山市農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	10,652百万円（前年度10,729百万円）

当連結グループでは、適正なプロセスにより連結自己資本比率を正確に算出し、JAを中心に信用リスクやオペレーショナル・リスクの管理およびこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

(1) 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円，%)

項 目	令和 6 年度	令和 7 年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	36,762	37,242
うち、出資金および資本剰余金の額	10,729	10,652
うち、再評価積立金の額	—	—
うち、利益剰余金の額	26,378	26,981
うち、外部流出予定額 (△)	213	264
うち、上記以外に該当するものの額	△133	△127
コア資本に算入される評価・換算差額等	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	15	20
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	15	20
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	36,776	37,262
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	6	7
うち、のれんに係るもの（のれん相当差額を含む。）の額	—	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るものの以外の額	6	7
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	111	251
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	117	257
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	36,659	37,004
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	264,640	268,913
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額 (△)	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	7,231	7,076
フロア調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	271,871	275,989
連結自己資本比率		
連結自己資本比率 ((ハ) / (ニ))	13.48%	13.41%

① 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」（平成18年金融庁・農水省告示第2号）に基づき算出しています。

2. 当連結グループは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては標準的計測手法

を採用しています。また、オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する ILM については、告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

3. 当連結グループが有するすべての自己資本とリスクを対比して、連結自己資本比率を計算しています。

(2) 自己資本の充実度に関する事項

① 信用リスク・アセットの額及び信用リスクに対する所要自己資本の額並びに区分ごとの内訳

(単位：百万円)

信用リスク・アセット		令和6年度			令和7年度		
		エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
現金		3,252	—	—	2,990	—	—
我が国の中央政府および中央銀行向け		9,234	—	—	9,336	—	—
外国の中央政府および中央銀行向け		—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け		—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け		28,846	—	—	27,496	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け		—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け		—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け		—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け		200	20	1	—	—	—
地方三公社向け		100	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け		333,677	68,351	2,734	325,558	66,696	2,668
（うち第一種金融商品取引業者および保険会社向け）		803	211	8	502	121	5
カバード・ボンド向け		—	—	—	—	—	—
法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）		24,732	10,242	410	26,276	10,761	430
（うち特定貸付債権向け）		—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け		4,237	2,608	104	5,525	3,690	148
（うちトラザクター向け）		5	2	0	13	6	0
不動産関連向け		108,470	62,145	2,486	107,821	61,642	2,466
（うち自己居住用不動産等向け）		41,765	20,539	822	39,780	19,261	770
（うち賃貸用不動産向け）		58,769	35,018	1,401	60,097	35,863	1,435
（うち事業用不動産関連向け）		7,936	6,588	264	7,944	6,519	261
（うちその他不動産関連向け）		—	—	—	—	—	—
（うちADC向け）		—	—	—	—	—	—
劣後債権およびその他資本性証券等		—	—	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）		314	141	6	211	135	5
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞		159	157	6	136	134	5
取立未済手形		68	14	1	56	11	0
信用保証協会等による保証付		35,673	3,532	141	37,030	3,673	147
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付		—	—	—	—	—	—
株式等		2,962	2,962	118	3,355	4,362	174
共済約款貸付		—	—	—	—	—	—
上記以外		56,802	110,910	4,436	60,644	114,800	4,592
（うち重要な出資のエクスポージャー）		—	—	—	—	—	—
（うち他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等およびその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー）		—	—	—	—	—	—
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段に係るエクスポージャー）		35,688	89,221	3,569	35,688	89,221	3,569
（うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー）		383	958	38	416	1,040	42
（うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー）		—	—	—	—	—	—

信用リスク・アセット			令和6年度			令和7年度		
			エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %	エクスポージャーの 期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b = a × 4 %
	(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に係るエクスポージャー)		—	—	—	—	—	—
	(うち上記以外のエクスポージャー)		20,731	20,731	829	24,539	24,539	982
	証券化		—	—	—	—	—	—
	(うちSTC要件適用分)		—	—	—	—	—	—
	(うち短期STC要件適用分)		—	—	—	—	—	—
	(うち不良債権証券化適用分)		—	—	—	—	—	—
	(うちSTC・不良債権証券化適用対象外分)		—	—	—	—	—	—
	再証券化		—	—	—	—	—	—
	リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー		4,340	3,560	142	2,392	3,008	120
	(うちルックスルー方式)		4,340	3,560	142	2,392	3,008	120
	(うちマンドート方式)		—	—	—	—	—	—
	(うち蓋然性方式250%)		—	—	—	—	—	—
	(うち蓋然性方式400%)		—	—	—	—	—	—
	(うちフォールバック方式)		—	—	—	—	—	—
	他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額(△)		—	—	—	—	—	—
	標準的手法を適用するエクスポージャー別計		613,066	264,640	10,586	608,826	268,913	10,757
	CVAリスク相当額 ÷ 8 % (簡便法)		—	—	—	—	—	—
	中央清算機関関連エクスポージャー		—	—	—	—	—	—
	合計(信用リスク・アセットの額)		613,066	264,640	10,586	608,826	268,913	10,757
	オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額 ＜標準的計測手法＞		オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4 %	オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b = a × 4 %
			7,231		289	7,076		283
	所要自己資本額		リスク・アセット等(分母) 合計 a		所要自己資本額 b = a × 4 %	リスク・アセット等(分母) 合計 a		所要自己資本額 b = a × 4 %
			271,871		10,875	275,989		11,040

② オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本額の概要

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	7,231	7,076
オペレーショナル・リスクに対する所要自己資本の額	289	283
BI	4,841	4,718
BIC	578	566

- (注) 1. 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果適用後のリスク・アセット額を原エクスポージャーの種類ごとに記載しています。
2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額が含まれます。
5. オペレーショナル・リスク相当額は標準的計測手法により算出しており、算出に使用する ILM は告示第250条第1項第3号に基づき「1」を使用しています。

(3) 信用リスクに関する事項

① リスク管理の方法及び手続の概要

当連結グループでは、連結グループにおける信用リスク管理の方針および手続等は定めていませんが、J Aの信用リスク管理の方針および手続等に準じています。J Aの信用リスク管理の方針および手続等の具体的内容は、単体の開示内容 (p. 8) をご参照ください。

② 標準的手法に関する事項

連結自己資本比率算出に係る信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出において、リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する格付は、以下の適格格付機関による依頼格付のみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適 格 格 付 機 関
株式会社格付投資情報センター (R&I)
株式会社日本格付研究所 (JCR)
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
S&Pグローバル・レーティング (S&P)
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)

(注) 「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウェイトの判定にあたり使用する適格格付機関の格付またはカントリー・リスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポージャー	適 格 格 付 機 関	カントリー・リスク・スコア
中央政府および中央銀行		日本貿易保険
外国の中央政府等以外の公共部門 向けエクスポージャー		日本貿易保険
国際開発銀行向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
金融機関向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポージャー	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

③ 信用リスクに関するエクスポージャー（地域別、業種別、残存期間別）及び延滞エクスポージャーの期末残高

（単位：百万円）

		令和6年度				令和7年度			
		信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	延滞エクスポージャー	信用リスクに関するエクスポージャーの残高	うち貸出金等	うち債券	延滞エクスポージャー
法人	農業	586	579	—	20	749	742	—	19
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	5,503	10	4,798	—	6,137	10	5,349	—
	鉱業	74	—	—	—	124	—	—	—
	建設・不動産業	7,084	4,204	2,793	92	7,093	4,186	2,695	74
	電気・ガス・熱供給・水道業	6,416	—	6,313	—	6,347	—	6,313	—
	運輸・通信業	3,714	—	3,500	—	3,737	—	3,501	—
	金融・保険業	338,317	21	5,205	—	330,838	5	5,406	—
	卸売・小売・飲食・サービス業	3,522	77	3,326	43	3,854	94	3,614	—
	日本国政府・地方公共団体	38,079	25,944	12,135	—	36,831	24,596	12,236	—
	上記以外	37,326	197	—	—	37,331	238	—	—
	個人	144,134	143,731	—	319	145,838	145,410	—	254
	その他	23,970	—	—	—	27,553	—	—	—
業種別残高計		608,727	174,764	38,070	474	606,433	175,281	39,114	347
残存期間別	1年以下	308,282	1,886	200		301,737	1,239	2,102	
	1年超3年以下	4,558	1,755	2,803		5,602	3,003	2,600	
	3年超5年以下	10,737	5,736	5,001		11,589	4,394	7,195	
	5年超7年以下	8,609	3,327	5,282		6,090	3,699	2,391	
	7年超10年以下	14,496	8,373	5,117		15,379	8,553	5,823	
	10年超	197,552	152,313	19,666		197,788	153,227	19,003	
	期限の定めのないもの	64,498	1,374	—		68,248	1,165	—	
残存期間別残高計		608,727	174,764	38,070		606,433	175,281	39,114	

- 注1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポージャーを含んでいます。「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客さまのご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資可能残額も含めています。
3. 「延滞エクスポージャー」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。
- ①金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
 - ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。
 - ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。
4. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
5. 当連結グループでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しています。

④ 貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

区 分	令和 6 年度					令和 7 年度				
	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高	期首残高	期中増加額	期中減少額		期末残高
			目的使用	その他				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	3	15	—	3	15	15	20	—	15	20
個別貸倒引当金	46	107	1	46	107	107	112	5	102	112

⑤ 業種別の個別貸倒引当金の期末残高・期中増減額及び貸出金償却の額

(単位：百万円)

区 分		令和 6 年度						令和 7 年度					
		期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高	貸出金 償 却	期首残高	期 中 増加額	期中減少額		期末残高	貸出金 償 却
				目的使用	その他					目的使用	その他		
法人	農業	0	0	—	0	0	—	0	0	—	0	0	—
	林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	水産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	製造業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	鉱業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	建設・不動産業	—	56	—	—	56	—	56	54	—	56	54	—
	電気・ガス・ 熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	運輸・通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	金融・保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	卸売・小売・ 飲食・サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	上記以外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	個 人	46	52	1	45	52	—	52	58	5	46	58	—
	業種別計	46	107	1	46	107	—	107	112	5	102	112	—

(注) 当連結グループでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

⑥ 信用リスク・アセット残高内訳表

(単位：百万円)

項 目	リスク・ ウェイト (%)	令和 6 年度							令和 7 年度						
		CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値 (%)		CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値 (%)	
		オン・ 資産 項目 バランス	オフ・ 資産 項目 バランス	オン・ 資産 項目 バランス	オフ・ 資産 項目 バランス	信用 リスク・ アセットの 額・ E			オン・ 資産 項目 バランス	オフ・ 資産 項目 バランス	オン・ 資産 項目 バランス	オフ・ 資産 項目 バランス	信用 リスク・ アセットの 額・ E		
		A	B	C	D	E	F (=E/ (C+D))		A'	B'	C'	D'	E'	F' (=E'/ (C'+D'))	
現金	0	3,252	—	3,252	—	—	0		2,990	—	2,990	—	—	0	
我が国の中央政府および中央銀行向け	0	9,234	—	9,234	—	—	0		9,336	—	9,336	—	—	0	
外国の中央政府および中央銀行向け	0~150	—	—	—	—	—			—	—	—	—	—		
国際決済銀行等向け	0	—	—	—	—	—			—	—	—	—	—		
我が国の地方公共団体向け	0	28,846	—	28,846	—	—	0		27,496	—	27,496	—	—	0	
外国の中央政府等以外の公共部門向け	20~150	—	—	—	—	—			—	—	—	—	—		
国際開発銀行向け	0~150	—	—	—	—	—			—	—	—	—	—		
地方公共団体金融機構向け	10~20	—	—	—	—	—			—	—	—	—	—		
我が国の政府関係機関向け	10~20	200	—	200	—	20	10		—	—	—	—	—		
地方三公社向け	20	100	—	100	—	—	0		—	—	—	—	—		
金融機関、第一種金融商品取引業者 および保険会社向け	20~150	333,677	—	333,677	—	68,351	20		325,558	—	325,558	—	66,696	20	
(うち第一種金融商品取引業者および保 険会社向け)	20~150	803	—	803	—	211	26		502	—	502	—	121	24	

項 目	リスク・ ウェイト (%)	令和 6 年度						令和 7 年度					
		CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値 (%)	CCF・信用リスク 削減効果適用前		CCF・信用リスク削減 効果適用後			リスク・ ウェイトの 加重平均値 (%)
		オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの 額		オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	オン・ バランス 資産項目	オフ・ バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの 額	
カバード・ボンド向け	10～100	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	20～150	24,732	—	24,732	—	10,242	41	26,276	—	26,276	—	10,761	41
（うち特定貸付債権向け）	20～150	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
中堅中小企業等向けおよび個人向け	45～100	4,223	145	3,844	14	2,608	68	5,468	566	5,100	57	3,690	72
（うちトランザクター向け）	45	—	50	—	5	2	45	—	131	—	13	6	45
不動産関連向け	20～150	108,470	—	107,903	—	62,145	58	107,821	—	107,382	—	61,642	57
（うち自己居住用不動産等向け）	20～75	41,765	—	41,646	—	20,539	49	39,780	—	39,691	—	19,261	49
（うち賃貸用不動産向け）	30～150	58,769	—	58,363	—	35,018	60	60,097	—	59,771	—	35,863	60
（うち事業用不動産関連向け）	70～150	7,936	—	7,894	—	6,588	83	7,944	—	7,919	—	6,519	82
（うちその他不動産関連向け）	60	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
（うちADC向け）	100～150	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
劣後債権およびその他資本性証券等	150	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	50～150	211	2	207	0	141	68	103	1	99	0	135	136
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	100	157	—	157	—	157	100	134	—	134	—	134	100
取立未済手形	20	68	—	68	—	14	20	56	—	56	—	11	20
信用保証協会等による保証付	0～10	35,673	—	35,323	—	3,532	10	37,030	—	36,729	—	3,673	10
株式会社地域経済活性化支援機構等 による保証付	10	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
株式等	250～400	2,962	—	2,962	—	2,962	100	3,355	—	3,355	—	4,362	130
共済約款貸付	0	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
上記以外	100～1250	56,802	—	56,802	—	110,910	195	60,644	—	60,644	—	114,800	189
（うち重要な出資のエクスポージャー）	1250	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
（うち他の金融機関等の対象資本等調達 手段のうち対象普通出資等およびその 他外部TLAC関連調達手段に該当するもの 以外のものに係るエクスポージャー）	250～400	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
（うち農林中央金庫の対象資本調達手段 に係るエクスポージャー）	250	35,688	—	35,688	—	89,221	250	35,688	—	35,688	—	89,221	250
（うち特定項目のうち調整項目に算入さ れない部分に係るエクスポージャー）	250	383	—	383	—	958	250	416	—	416	—	1,040	250
（うち総株主等の議決権の百分の十を超 える議決権を保有している他の金融機 関等に係るその他外部TLAC関連調達手 段に係るエクスポージャー）	250	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
（うち総株主等の議決権の百分の十を超 える議決権を保有していない他の金融 機関等に係るその他外部TLAC関連調達 手段に係るエクスポージャー）	150	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
（うち右記以外のエクスポージャー）	100	20,731	—	20,731	—	20,731	100	24,539	—	24,539	—	24,539	100
証券化	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
（うちSTC要件適用分）	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
（うち短期STC要件適用分）	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
（うち不良債権証券化適用分）	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
（うちSTC・不良債権証券化適用対象外分）	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
再証券化	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
リスク・ウェイトのみなし計算が適 用されるエクスポージャー	—	4,340	—	4,340	—	3,560	82	2,392	—	2,392	—	3,008	126
未決済取引	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
他の金融機関等の対象資本調達手段 に係るエクスポージャーに係る経過 措置によりリスク・アセットの額に 算入されなかったものの額（△）	—	—	—	—	—	—		—	—	—	—	—	
合計（信用リスク・アセットの額）	—	—	—	—	—	264,640		—	—	—	—	268,913	

⑦ ポートフォリオの区分ごとのCCF適用後及び信用リスク削減手法の効果を勘案した後のエクスポージャーの額

(単位：百万円)

項目	令和6年度								令和7年度																	
	信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)								信用リスク・エクスポージャーの額 (CCF・信用リスク削減手法適用後)																	
	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計	0%	20%	50%	100%	150%	その他	合計												
我が国の中央政府および中央銀行向け	9,234	—	—	—	—	—	9,234	9,336	—	—	—	—	—	9,336												
外国の中央政府および中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—												
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—												
	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計	0%	10%	20%	50%	100%	150%	その他	合計										
我が国の地方公共団体向け	28,846	—	—	—	—	—	—	28,846	27,496	—	—	—	—	—	—	27,496										
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—										
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—										
我が国の政府関係機関向け	—	200	—	—	—	—	—	200	—	—	—	—	—	—	—	—										
地方三公社向け	100	—	—	—	—	—	—	100	—	—	—	—	—	—	—	—										
	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計	0%	20%	30%	50%	100%	150%	その他	合計										
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—										
	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計	20%	30%	40%	50%	75%	100%	150%	その他	合計								
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け	317,523	16,154	—	—	—	—	—	0	333,677	309,719	15,840	—	—	—	—	—	0	325,558								
(うち、第一種金融商品取引業者および保険会社向け)	302	501	—	—	—	—	—	—	803	302	201	—	—	—	—	—	—	502								
	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計	10%	15%	20%	25%	35%	50%	100%	その他	合計								
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—								
	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計	20%	50%	75%	80%	85%	100%	130%	150%	その他	合計						
法人等向け(特定貸付債権向けを含む。)	7,579	16,552	601	—	—	—	—	—	—	24,732	8,673	16,701	901	—	—	—	—	—	—	26,276						
(うち特定貸付債権向け)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—						
	100%	150%	250%	400%	その他	合計	100%	150%	250%	400%	その他	合計														
劣後債権およびその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—														
株式等	—	—	2,962	—	—	—	2,962	—	—	3,355	—	—	3,355													
	45%	75%	100%	その他	合計	45%	75%	100%	その他	合計																
中堅中小企業等向けおよび個人向け	5	3,137	222	495	3,858	13	3,585	958	600	5,156																
(うちトランザクター向け)	5	—	—	—	5	13	—	—	—	13																
	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計	20%	25%	30%	31.25%	35%	37.50%	40%	50%	62.50%	70%	75%	その他	合計
不動産関連向けうち自己居住用不動産等向け	1,861	—	—	—	11,747	—	—	—	—	18,991	9,048	41,646	1,973	—	—	—	10,883	—	—	—	—	—	17,611	9,224	39,691	
	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計	30%	35%	43.75%	45%	56.25%	60%	75%	93.75%	105%	150%	その他	合計		
不動産関連向けうち賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	58,363	—	—	—	—	—	58,363	—	—	—	—	—	59,771	—	—	—	—	—	0	59,771	
	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計	70%	90%	110%	112.50%	150%	その他	合計												
不動産関連向けうち事業用不動産関連向け	2,582	5,311	—	—	—	—	7,894	3,043	4,877	—	—	—	—	7,919												
	60%	その他	合計	60%	その他	合計																				
不動産関連向けうちその他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—																				
	100%	150%	その他	合計	100%	150%	その他	合計																		
不動産関連向けうちADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—																		
	50%	100%	150%	その他	合計	50%	100%	150%	その他	合計																
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを除く。)	3	5	89	109	207	3	21	75	0	99																
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞	—	157	—	—	157	—	134	—	—	134																
	0%	10%	20%	100%	その他	合計	0%	10%	20%	100%	その他	合計														
現金	3,252	—	—	—	—	3,252	2,990	—	—	—	—	2,990														
取立未済手形	—	—	68	—	—	68	—	—	56	—	—	56														
信用保証協会等による保証付	—	35,321	—	—	2	35,323	—	36,727	—	—	3	36,729														
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—														
共済約款貸付	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—														

⑧ 資産（オフ・バランス取引等含む）残高等リスク・ウェイト区分内訳表

(単位：百万円)

リスク・ウェイト区分	令和6年度				令和7年度			
	CCF・信用リスク削減 効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額および与 信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)	CCF・信用リスク削減 効果適用前 エクスポージャー		CCFの 加重平均値 (%)	資産の額および与 信相当額の合計額 (CCF・信用リスク 削減効果適用後)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目			オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目		
40%未満	442,322	—	—	441,498	434,165	—	—	433,452
40%～70%	77,903	50	10	77,505	79,841	131	10	79,532
75%	22,779	86	10	22,729	22,110	419	10	22,098
80%	—	—	—	—	—	0	10	0
85%	32	—	—	32	25	—	—	25
90%～100%	5,707	0	10	5,695	6,011	1	10	5,990
105%～130%	—	—	—	—	—	—	—	—
150%	89	2	10	89	73	1	10	73
250%	2,962	—	—	2,962	3,355	—	—	3,355
400%	—	—	—	—	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—	—	—	—	—
その他	9	9	10	7	6	16	10	7
合 計	551,804	147	10	550,517	545,587	567	10	544,532

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

① 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結自己資本比率の算出にあたって、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出規程」において定めています。信用リスク削減手法の適用および管理方針、手続は、J Aのリスク管理の方針および手続に準じて行っています。J Aのリスク管理の方針および手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 8）をご参照ください。

② 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

区 分	令和6年度		令和7年度	
	適格金融 資産担保	保証	適格金融 資産担保	保証
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	100	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者および保険会社向け 法人等向け（特定貸付債権向けを含む。）	—	—	—	—
中堅中小企業等向けおよび個人向け	457	—	511	58
自己居住用不動産等向け	—	10,903	—	11,190
賃貸用不動産向け	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—
延滞等向け（自己居住用不動産等向けを除く。）	109	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞 証券化	—	—	—	—
中央清算機関関連	—	—	—	—
上記以外	—	—	—	—
合 計	566	11,003	511	11,248

① 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。

② 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことをいいます。

- ① 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律施行規則に規定する「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること。
- ② 重大な経済的損失を伴う売却を行うこと。

③ 3か月以上限度額を超過した当座貸越であること。

3. 「証券化」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスポージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引のことです。
4. 「上記以外」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行等向け・外国の中央政府等以外の公共部門向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれます。

（5）派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当する取引はありません。

（6）証券化エクスポージャーに関する事項

該当する取引はありません。

（7）CVAリスクに関する事項

該当する取引はありません。

（8）マーケット・リスクに関する事項

当J Aは、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額に係る額を不算入としています。

（9）オペレーショナル・リスクに関する事項

① オペレーショナル・リスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループに係るオペレーショナル・リスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理およびその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社については、これらに準じたリスク管理態勢を構築しています。J Aのリスク管理の方針および手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 8）をご参照ください。

（10）出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

① 出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

連結グループに係る出資等または株式等エクスポージャーに関するリスク管理は、子会社においてはJ Aのリスク管理およびその手続に準じたリスク管理を行っています。また、関連会社についても、子会社に準じたリスク管理態勢を構築しています。J Aのリスク管理の方針および手続等の具体的内容は、単体の開示内容（p. 8）をご参照ください。

② 出資等又は株式等エクスポージャーの連結貸借対照表計上額及び時価

（単位：百万円）

	令和6年度		令和7年度	
	連結貸借対照表計上額	時価評価額	連結貸借対照表計上額	時価評価額
上 場	2,212	2,212	3,174	3,174
非上場	37,149	37,149	37,110	37,110
合 計	39,267	39,267	40,284	40,284

（注）「時価評価額」は、時価のあるものは時価、時価のないものは連結貸借対照表計上額の合計額です。

③ 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益

（単位：百万円）

令和6年度			令和7年度		
売却益	売却損	償却額	売却益	売却損	償却額
307	7	—	330	14	—

④ 連結貸借対照表で認識され、連結損益計算書で認識されない評価損益の額
(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

(単位：百万円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
645	29	1,213	31

⑤ 連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額
(子会社・関連会社株式の評価損益等)

(単位：百万円)

令和6年度		令和7年度	
評価益	評価損	評価益	評価損
—	—	—	—

(11) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位：百万円)

	令和6年度	令和7年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	4,340	2,392
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（250％）を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式（400％）を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式（1250％）を適用するエクスポージャー	—	—

(12) 金利リスクに関する事項

① 金利リスクの算定方法の概要

連結グループの金利リスクの算定手法は、J Aの金利リスクの算定手法に準じた方法により行っています。
J Aの金利リスクの算定手法は、単体の開示内容（p. 82～83）をご参照ください。

② 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		Δ E V E		Δ N I I	
		前期末	当期末	前期末	当期末
1	上方平行シフト	7,518	6,494	110	348
2	下方平行シフト	—	—	91	—
3	スティープ化	7,958	6,596		
4	フラット化	—	—		
5	短期金利上昇	—	—		
6	短期金利低下	849	568		
7	最大値	7,958	6,596	110	348
		前期末		当期末	
8	自己資本の額	36,006		36,373	

3. 財務諸表の正確性等に係る確認

確 認 書

- 1 私は、当JAの令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度に係るディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 この確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に附議・報告されております。

令和8年7月22日
岡山市農業協同組合
代表理事理事長 岡 信明

4. 会計監査人の監査

令和7年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書および注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

法定開示項目掲載ページ一覧

《組合単体開示項目

農業協同組合法施行規則第204条関係》

●概況及び組織に関する事項

○業務の運営の組織	16
○理事、経営管理委員及び監事の氏名及び役職名	17
○事務所の名称及び所在地	20～22
○特定信用事業代理業者に関する事項	19

●主要な業務の内容

○主要な業務の内容	23～32
-----------	-------

●主要な業務に関する事項

○直近の事業年度における事業の概況	3, 4
○直近の5事業年度における主要な業務の状況	60
・事業収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計）	60
・経常利益又は経常損失	60
・当期剰余金又は当期損失金	60
・出資金及び出資口数	60
・純資産額	60
・総資産額	60
・貯金等残高	60
・貸出金残高	60
・有価証券残高	60
・単体自己資本比率	60
・剰余金の配当の金額	60
・職員数	60

○直近の2事業年度における事業の状況

◇主要な業務の状況を示す指標

・事業粗利益、事業粗利益率、事業純益、実質事業純益、コア事業純益及びコア事業純益（投資信託解約損益を除く。）	60
・資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支	60
・資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び総資金利ざや	61
・受取利息及び支払利息の増減	61
・総資産経常利益率及び資本経常利益率	69
・総資産当期純利益率及び資本当期純利益率	69

◇貯金に関する指標

・流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均残高	62
・固定金利定期貯金、変動金利定期貯金及びその他の区分ごとの定期貯金の残高	62

◇貸出金等に関する指標

・手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	62
・固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	62
・担保の種類別（貯金等、有価証券、動産、不動産その他担保物、農業信用基金協会保証、その他保証及び信用の区分をいう。）の貸出金残高及び債務保証見返額	63

・使途別（設備資金及び運転資金の区分をいう。）の貸出金残高	63
・主要な農業関係の貸出実績	64
・業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額に対する割合	63
・貯貸率の期末値及び期中平均値	69

◇有価証券に関する指標

・商品有価証券の種類別（商品国債、商品地方債、商品政府保証債及びその他の商品有価証券の区分をいう。）の平均残高	66
・有価証券の種類別（国債、地方債、短期社債、社債、株式、外国債券及び外国株式その他の証券の区分をいう。次号において同じ。）の残存期間別の残高	67
・有価証券の種類別の平均残高	66
・貯証率の期末値及び期中平均値	69

●業務の運営に関する事項

○リスク管理の体制	8～10
○法令遵守の体制	10, 11
○中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	6～8
○苦情処理措置及び紛争解決措置の内容	12～14

●組合の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項

○貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	34～59
○債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額	
・破産更生債権及びこれらに準ずる債権	65
・危険債権	65
・三月以上延滞債権	65
・貸出条件緩和債権	65
・正常債権	65
○元本補てん契約のある信託に係る債権のうち破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権の額・合計額・正常債権の額	65
○自己資本の充実の状況	15, 70～83
○次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
・有価証券	67, 68
・金銭の信託	68
・デリバティブ取引	68
・金融等デリバティブ取引	68
・有価証券関連店頭デリバティブ取引	68
○貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	65
○貸出金償却の額	66
○会計監査人設置組合にあっては、法第37条の2第3項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨	121

《連結（組合及び子会社等）に関する開示項目 農業協同組合法施行規則第205条関係》

●組合及びその子会社等の概況

- 組合及びその子会社等の主要な事業の内容及び組織の構成 84
- 組合の子会社等に関する事項 84
 - ・名称 84
 - ・主たる営業所又は事務所の所在地 84
 - ・資本金又は出資金 84
 - ・事業の内容 84
 - ・設立年月日 84
 - ・組合が有する子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 84
 - ・組合の1の子会社等以外の子会社等が有する当該1の子会社等の議決権の総株主、総社員又は総出資者の議決権に占める割合 84

●組合及びその子会社等の主要な業務につき連結したもの

- 直近の事業年度における事業の概況 84, 85
- 直近の5連結会計年度における主要な業務の状況
 - ・事業収益（事業の区分ごとの事業収益及びその合計）... 85
 - ・経常利益又は経常損失 85
 - ・当期利益又は当期損失 85
 - ・純資産額 85
 - ・総資産額 85
 - ・連結自己資本比率 85

●直近の2連結会計年度における財産の状況につき連結したもの

- 貸借対照表、損益計算書及び剰余金計算書 86～108
- 債権等のうち次に掲げるものの額及びその合計額
 - ・破産更生債権及びこれらに準ずる債権 108
 - ・危険債権 108
 - ・三月以上延滞債権 108
 - ・貸出条件緩和債権 108
 - ・正常債権 108
- 自己資本の充実の状況 109～120
- 事業の種類ごとの事業収益の額、経常利益又は経常損失の額及び資産の額として算出したもの 109

《自己資本の充実の状況に関する開示項目》

●単体における事業年度の開示事項

- 自己資本の構成に関する開示事項 70, 71
- 定性的開示事項
 - ・自己資本調達手段の概要 15
 - ・組合の自己資本の充実度に関する評価方法の概要 15
 - ・信用リスクに関する事項 9, 73～78
 - ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要 78, 79
 - ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要 79
 - ・証券化エクスポージャーに関する事項 79
 - ・CVAリスクに関する事項 79
 - ・マーケット・リスクに関する事項 79

- ・オペレーショナル・リスクに関する事項 9, 10, 80
- ・出資又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要 80, 81
- ・金利リスクに関する事項 82, 83

○定量的開示事項

- ・自己資本の充実度に関する事項 71, 72
- ・信用リスクに関する事項 73～78
- ・信用リスク削減手法に関する事項 78, 79
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 79
- ・証券化エクスポージャーに関する事項 79
- ・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項 80, 81
- ・リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額 81
- ・金利リスクに関する事項 82, 83

●連結における事業年度の開示事項

- 自己資本の構成に関する開示事項 110, 111
- 定性的開示事項

- ・連結の範囲に関する事項 84, 85
- ・自己資本調達手段の概要 109
- ・連結グループの自己資本の充実度に関する評価方法の概要 109
- ・信用リスクに関する事項 113～118
- ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要 118, 119
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要 119
- ・証券化エクスポージャーに関する事項 119
- ・CVAリスクに関する事項 119
- ・マーケット・リスクに関する事項 119
- ・オペレーショナル・リスクに関する事項 119
- ・出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要 119, 120
- ・金利リスクに関する事項 120

○定量的開示事項

- ・自己資本の充実度に関する事項 111, 112
- ・信用リスクに関する事項 113～118
- ・信用リスク削減手法に関する事項 118, 119
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項 119
- ・証券化エクスポージャーに関する事項 119
- ・出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項 119, 120
- ・リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーの区分ごとの額 120
- ・金利リスクに関する事項 120



<https://www.ja-okayama.or.jp/>



当JAの概要

- 名 称 岡山市農業協同組合
- 本所所在地 岡山市北区大供表町 1 番 1 号
- 設 立 平成 12 年 7 月 1 日
- 地 区 岡山市(東区瀬戸町を除く)、玉野市、瀬戸内市、加賀郡
吉備中央町の一部(加茂川)
- 組 合 員 数 正組合員数 23,267人
准組合員数 29,810人
- 出 資 金 106億5千万円
- 役 職 員 数 役員数 45人
職員数 934人(3月末退職者除く)
- 子 会 社 2社 株式会社JA岡山、株式会社JAアグリ岡山



(令和 8 年 3 月 31 日現在)